



ロシア・サハリンにおける

日本植民地遺産と朝鮮人に関する緊急調査研究

(課題番号 14401015)

平成 14 ～ 15 年度科学研究費補助金 (基盤研究 (B) (1))

研究成果報告書

平成 16 年 3 月

研究代表者 **崔 吉 城**
(広島大学総合科学部・教授)



はしがき

日本植民地を扱う研究においては人権運動と軌を一にするものが多い。他の国家や民族の主権を犯し強圧的に支配し、人権を侵害してきたことは糾弾してもし尽くせない。特に日中戦争開始から敗戦までの間には残酷極まりないものも多々あった。そのひとつを強調する言葉がいわゆる「強制連行」である。しかしその言葉は強制的に「連行」という「連れて行く」という最初のイメージが強く、最も残酷な労働過程、さらに期間満了者に対する扱い等、全体像を指す言葉としては不十分である。さらにその言葉が残酷性を表すものでありながら、労働動員や徴用など一様ではないものにも使われるようになった。現在は、「強制連行」が定説のような言説となり、それ以外の表現はタブー視されるようになってきている。そこで本研究では敢えてその言葉を使わず、「労働動員」という言葉を使った。

本研究では日本、朝鮮、満州、樺太に目を向け、特に戦争非常時期に「国民総動員令」に基づいて行われた労働動員と植民地行政体制等の実態をニュートラルに把握するよう努めた。それらは基本的には内地（日本）延長の政策で行われ、被植民地だけに対する政策ではなかった。残酷な労働管理制度である飯場、タコ部屋などは内地人も同様であった。しかし多くのインフォーマントの朝鮮人は日本人が朝鮮人を奴隷化したと訴える。

労働動員は帝国時代ではあっても法律によって実行されたものである。その最たるものが徴用である。現在でも徴兵制を持っている国家においては強制する。当時の日本はなぜ樺太に朝鮮人を強制的に労働動員したのか。刑罰のためではなく、労働させるためであった。効果的に運営するため期間と給料を定めて行ったとはいえ、残酷に強制した。その怨念は深い。

しかしサハリンに残留している朝鮮人たちは学者や運動者たちが主張する「強制連行」についてよりは、戦後日本人を選別的に帰国させて朝鮮人が残留するようにしたことに関心が高く強い。要するに戦後処理に関する不満と恨みである。半世紀に亘る植民地について日本はもっと積極的に対応すべだと思ふ。否、過誤に関する賠償だけでなく、隣国への関心と愛情を注ぐべきであろう。

この研究は総じて4年間の研究の後半のものである。そして代表者を務めた崔吉城は定年をこの3月に迎えたが、この研究がより拡大して持続することを願っている。サハリンに住みついている朝鮮人、永住帰国して韓国人になった人々の文化変容なども興味深い課題である。それらを基盤に北東アジアの植民地、その世界的比較を行ない、研究成果を世に問い続けていきたいと考えている。

2004年3月31日

崔吉城

広島大学図書

0130499734



〔研究組織〕

〔研究代表者〕

崔吉城 (広島大学総合科学部教授)

〔研究分担者〕

中生勝美 (大阪市立大学大学院文学研究科助教授)

小池聖一 (広島大学総合科学部助教授)

松重充浩 (日本大学文理学部助教授)

〔海外共同研究者〕

朴勝義 (サハリン州師範大学東洋学科教員)

全京秀 (ソウル大学人類学科教授)

(順不同)

交付決定額 (配分額)

(金額単位：千円)

	直接経費	間接経費	合計
平成14年度	3,600	0	3,600
平成15年度	3,300	0	3,300
平成 年度			
平成 年度			
平成 年度			
総計	6,900	0	6,900

〔研究発表〕

- (1) 崔吉城 2003 「樺太における朝鮮人の移動と結婚」『21世紀韓朝鮮人の共生ビジョン』、日本評論社、502-516頁。
- (2) CH'OE Kilsung 2003 "War and Ethnology/Folklore in Colonial Korea: The Case of AKIBA Takashi" *Senri Ethnological Studies* 65 169-187
- (3) 崔吉城 2003 『サハリン：流刑と棄民の土』ソウル：民俗苑
- (4) 崔吉城 2004 『危険な日韓関係』ダラクウォン

- (5) 中生勝美 2003「台湾ツォウ族・高一生の民族自治区構想：ソビエト連邦の民族政策と東アジアへの影響」岡洋樹・高倉浩樹・上野稔弘編『東北アジアにおける民族と政治』東北大学東北アジア研究センター 47～63頁。
- (6) NAKAO KATUMI “Mabuchi Tōichi in Maccasar”, Akitoshi Shimizu and Jan van Bremem eds. *Wartime Japanese Anthropology in Asia and the Pacific*(Senri Ethnological Studies, no. 66)Osaka: National Museum of Ethnology No65, pp239-272.
- (7) 中生勝美 2004 「人類学と植民地研究」『思想』957号、92～107頁。
- (8) 小池聖一 2003「政策過程の中の近代文書—近代日本文書研究の現在—」『史学研究』No. 240、1-19頁
- (9) 小池聖一 2003『満洲事変と対中国政策』山川出版社、314頁。
- (10) 松重充浩 2002「国立国会図書館所蔵明治期(一九〇七—一月三日～一九一二年七月三十一日)『満洲日日新聞』モンゴル関係記事名目録・解題」『史滴』24号、45-70頁。
- (11) 松重充浩 2002「国立国会図書館所蔵『満洲日日新聞』モンゴル関係記事名目録」(1912年8月～1912年12月)『近現代東北アジア地域史研究会NEWS LETTER』14号、85-94頁。
- (12) 松重充浩 2003「学会動向：第12回近現代東北アジア地域史研究会大会報告」『近現代東北アジア地域史研究会NEWS LETTER』15号、156-168頁。

目次

はしがき	崔 吉城.....	i		
研究組織・研究経費・研究発表.....		ii		
〔研究報告〕				
警察公文書からみた樺太朝鮮人労働員	崔 吉城.....	1		
樺太の地方行政一名好町の地方誌	中生 勝美.....	21		
昭和 19 年、樺太における炭鉱労働者配置転換に関する史料紹介				
外交史料館所蔵『本邦労働者関係雑件 樺太及釧路ニ於ケル炭鉱勤労者ノ配置転換関係』			小池 聖一.....	41
日本外務省外交史料館所蔵 「安東密輸問題」関係史料についての覚書			松重 充浩.....	51
朝鮮人労働者の労働と移動にみる「協力者」研究に向けて	上水流 久彦.....	59		
豊原警察署特高資料からみる戦前の朝鮮人労働者状況	安達 信裕.....	75		
〔データベース〕				
「昭和十一年度 東四条巡查派出所 朝鮮人関係書類綴」.....		94		
「昭和十六年度 東四条巡查派出所 朝鮮人関係書類綴」.....		100		

警察公文書からみた樺太朝鮮人労務動員

崔吉城

(広島大学総合科学部教授)

はじめに

サハリン州公文書館は 1938 年 11 月 12 日にアレックスサンドロスクサハリンスクに設立されたが、1947 年サハリン州の成立と共にユジノ・サハリンスクに移転したという。そこには日本植民地時代のロシア語と日本語の記録資料も保管されており、1930 年代末から 1940 年代初期にわたって書かれた特別高等警察関連の文書も多く含まれている。その中には朝鮮人労務者に関する膨大な警察関係文書が保存されている。その公文書はハバロフスク、ウラジボストク、モスクワなど三回移動した後(井澗裕、サハリン州公文書館の日本語文献史料、2001 年 8 月 3 日、ユジノ・サハリンスク ルーバクホテルで口頭発表)、ソ連崩壊後 M. S. ヴィソーコフなどによって公開されるようになった(長瀬隆、2003、10 月号:27)。この公文書は警察の文書であるので一般的な情報とは異なる。しかし植民地末端の機関である警察の文書であるから植民地の実像を知る上では重要なものである。

樺太庁は他の植民地とは異なり、行政府でありながら警察権も保有していた。それは警察が植民地行政に深く関与し、役割を果たしたということである。1930 年代後半からは治安維持や社会秩序を守るために、国民生活や思想に対する強力で直接的な抑圧取締を展開した(萩野富士夫、1984:13)。警察は朝鮮植民地の当初から朝鮮人の独立運動者を監視するために「朝鮮人ニシテ排日思想ヲ有スル者」を「要視察鮮人取締」(萩野:97)の対象にした。

本稿は 1937 年以降戦時体制として朝鮮人労務動員に関する樺太庁警察の朝鮮人労務管理に関する資料に基づく考察である。樺太庁警察文書の 218 件の中には豊原特別高等警察秘密文書が数多く含まれている(井澗裕、2003、7 号:64)。その中でも圧倒的に多いのは朝鮮人労務動員に関するものである。

1938 年 4 月 1 日に公布された国民総動員法によって、国家は戦争に必要な人的・物的資源を、全面的に統制運用することが可能になった。5 月 5 日の法の施行以降国民生活はどんどん制限され、これと時を同じくするように戦争が本格化し始めた。4 月 28 日閣議決定した国民精神総動員実施の基本方針により「支那事変ノ推移ガ新段階ニ入りタルコト及之ニ伴フ内外ノ情勢ニ対スル一般国民ノ認識ヲ深メ此ノ確実ナル認識ニ基キ図々民ノ積極的奮起ヲ促シ其ノ躬行スベキ所ヲ具体的ニ指示シテ之ヲ実践セシメ八紘一宇ノ大理想ノ下ニ帝国所期ノ目的達成ニ邁進セシムルコト」となった。

1939 年 7 月 4 日の閣議では「労務動員実施計画綱領」を決定した。この綱領には長期戦態勢下における労働力の根基に培うと共に労務を統制運用することを目的とするとあ

る。その動員の対象は1939年3月新規小学校卒業者、物資動員計画遂行にともなう離職者、未就業者、農業従事者、商業そのほかにおける労務節減可能な業務従事者、女子無業者、移住朝鮮人である。動員する際には農業における青年労力の急減と地方的偏倚の実情を鑑みて、労務行政機関と経済更正委員会等との連繫を一層緊密にするようにした。労務動員実施計画の遂行上重大な支障を生ずる虞ある場合、他に適当な方策がない時は徴用ノ手段によるとしている。また外地にも本章の趣旨に準じ一般労務者需給調整方策を樹立するとして、内地だけではなく、外地である朝鮮、台湾、樺太及南洋群島に対しても適応した。つまり労務動員は植民地においてだけ実施したものではなく帝国全般に亘って行われたものである。樺太庁警察文書は主に国民総動員法の下で行った労務動員、思想、社会運動と労務管理などに関するものである。しかし当時の警察は樺太の行政と密接に係わっていたために、本籍の朝鮮や内地に亘る情報交換へと、捜査網の範囲が拡大されていた。

筆者は2000年9月に日本の在日朝鮮人がサハリン州老人会で一世強制連行者への聞き取り調査を実施した時に了承を得てその一部始終を撮影した。その際、ある老人が契約と賃金の話をした。一世の労務者たちはほぼ二年間の契約によって給料をうけたこと、少なくとも通帳では受けたと証言した。その時突然、指導的立場にある老人会の顧問の老人の一人がその話を強圧的に押しつぶして、大声で日本の非人道的蛮行を訴えた。<完全に強制なのにお金なんていうのは何のお金か？契約とはいったい何のことか？>と発言し、怒って自由な雰囲気でのインタビューは一時中断してしまった。この時彼らは「強制的に連れて行って」ということに話の焦点を置こうとしていると感じた。このような状況は研究傾向にもあって「強制連行」が強調されてきたようである。本稿では大日本帝国による朝鮮の主権剥奪を肯定するものではないが、朝鮮人が日本帝国の臣民として樺太に労務動員された事実についてまず把握したい。

一 「要視察」「要注意」

日中戦争前、高等警察は主に独立運動者を「要視察」とした。朝鮮人取締に関する文書綴には要注意朝鮮人の手配や、所在不明者の手配の通達などが記載されている。それによると「鮮人」「思想」「共産」「民族」などに分類して、「要注」「特要」「思想」「容疑」のランク付けをしている。特に樺太はソ連国境と隣接しているため、ソ連の領土である北樺太から移住して来た朝鮮人に対してはスパイ活動を防ぐために防諜取締をし、防諜要注意者の手配、特に朝鮮人会の「朝鮮人月報」に注意した。朝鮮は内地に対して外地(樺太・朝鮮・台湾)であるけれども、ここでは外国扱いをしたようである。管轄別の朝鮮人の人口(朝鮮人現在表)を調査して、「要視察」「要注意」と、所在を把握し行動を視察する。1930-1933年の文書には外国人、特に朝鮮人などの要視察人あるいは特別要視察人の所在未確認一覧表を作って、行動を視察、調査報告し、また手配などの文書が通達された。朝鮮人を犯罪人視し、思想つまり独立運動者として憂いがある人が

島内外転出入したり所在不明者になったりすると報告し、手配する。また要視察容疑者の実情を知るために現場に行ってみること、犯人などをつれていくこと、さらに逮捕のための準備が必要とした。基本的には監視、視察、注意、調査をして、容疑があると手配、取締、発見して解除する。

1936年朝鮮人統計に関する件について「朝鮮人取締は民族統治の上の重大なる事項」なのに1935年10月1日に施行された国勢調査の結果の数字が警察調査の結果より1500名も多く、豊原町にも警察調査では9月現在163名に対して国勢調査では277名になっており、その差は114名となった。これに関しては上役から警察の信憑性が失墜した、きちんとした正確な把握を期しているといわれている。

1936年「朝鮮人名簿作成取扱内規」には朝鮮人名簿を調製し朝鮮人に対する保護並びに視察取締を徹底すること、ただ「要視察人」と満15歳以下はこれに限らない。「編入者」については報告すべきこととして移動者に注意している。本籍、前居住地に照会して周密正確に調査し、北樺太の出生者については前居住地における交友関係を調査するという。これはソ連の領土に生まれたことに注意を払っていることの現れであろう。退島者は名簿から削除、島内移動者については所轄警察に情報を伝える。乗船朝鮮人を報告すべきだということは朝鮮人の往来に注視するが、内鮮の離間が生じないように親切丁寧な調査することとしている。つまり表面的には内鮮一体政策を守り、実際は朝鮮人を外地人、あるいは外国人、また犯罪人扱いをしたのである。

1930年1月15日の文書には、釜山府草梁404番地の金浩範は不逞計画を持って内地へ渡航し京都、大阪方面で数名の朝鮮人と共謀し、高位高官の写真を撮って上海にある朝鮮独立仮政府に送付するなど不逞計画を企てている。金はこの計画を「樺太長浜の鮮人鄭用基の飯場にて労働し漏らした」が、その後、知取などへ転居したり所在不明になっているので嚴重捜査して報告すべしという。飯場とは石炭山において飯場頭が鉱夫の供給保護監督をする制度であり（九州産業史料研究会、1956：212）、朝鮮人が飯場頭になって労働することも多かった。その組織に独立運動者が入り込むことを恐れている。

恵須取朝鮮人会々報

1935年7月11日、豊特高秘第1166号「容疑刊行物発見に関する関係者所在調査に関する件」では忠清南道禮山郡吾可面駅塔里陳寿山（33歳）等を追った調査によってこの刊行物が見つかった。陳寿山は会報の創刊号を樺太における叔父沈東吾から貰い受けて、2号を昨年7月頃金光鉉に与えたという。彼は創刊号だけ所持している。警察は創刊号と2号に基づいて要約あるいは書き写したのがこの文書である。当時の朝鮮人自身が感情と思想を書いたものとして貴重なもので紹介する。

「恵須取朝鮮人会々報」は1931年5月5日に第一号、6月15日に第二号を発行した。発行所は恵須取町本町14丁目番外地、発行人は恵須取町南1条2丁目1番地 申爽雨、編集兼印刷人は恵須取町14の金聖烈である。この会報は「差押処分となりたるものなる

を以って不正授受せられたるものと思料」されるものである。

第一号の内容

北緯 49 度の異域に「パン」を求めて、あちこちを彷徨う同胞兄弟姉妹よ。白頭山の山脈が広く伸びて座る三千里大地…食いたくて祖国の江山を捨てて、天涯地角依託するところがなくて咀呪受ける白衣民族、食いたくても「パン」がなく、着たくても衣がない憐れみ…。死の国の吾等同胞に「パン」を与え、衣を与えるため必死の赤誠を以って朝鮮人会報という貴い児童が誕生した。砂漠のような寂しいかつ死床のようで冷たい恵須取朝鮮人社会…換言すれば経済的に知識的に道徳的に全破滅に逢う白衣人社会において新しい精神を鼓吹させ更生に導き朝鮮人会報が孤々の声を上げて誕生したという。自由なく束縛を受けて吾々は自由に筆を運ぶことが出来ない。暗黙と迷路を彷徨する白衣同胞たちを光明の途に導きて救済したいと…世界人類中に白衣同胞のように飯と心とを失った人はない朝鮮人のように肉体的死滅と精神的死滅に瀕する人はない此の憐な同胞救済の思い責任を君に頼むと同時に我々は力ある限り後援する伏而恵須取朝鮮人士よ。世界を征服して階級的束縛という文句は消滅するものであると断言する。見よ、われわれ白衣族を見よ。吾々には団結性がない。団結がないので勢力がない、勢力がないので衣食住の咀呪を受けて追い出されたのではないか。あちこちの路上を彷徨せず集って議論せよ。白衣族等必死的に集いし指導者は必死的に期待している云々。

この会報は「我々は力ある限り後援する伏而恵須取朝鮮人士」「指導者」の年輩の人が若い青年に向けて書いているが、それが事実だとすれば書いた人は直接、間接的に 1919 年独立運動の影響を受けた人であろう。彼は募集に応募したか、独立運動者として逃げてきた者かも知れない。1931 年といえば、まだ炭鉱労働が盛んな時期であり、動員されてきた人とは思えない。経済的な目的にサハリンにきたことは「食いたくて祖国の江山を捨て」という言葉でわかる。捨てたということは自分の意思でサハリンに来たことを意味する。しかし植民地になった祖国から「追い出され」という言葉は「捨てた」という言葉とは矛盾するようであるが、これは国家や民族的なレベルでのものといえる。

しかし来てみたサハリンの恵須取は北緯 49 度の異域であり、食いたくても「パン」がなく、着たくても衣がなく、「自由なく束縛を受けて吾々は自由に筆を運ぶことが出来ない」砂漠のような寂しいかつ死床のようで冷たい恵須取朝鮮人社会「死の国」で…換言すれば経済的に知識的に道徳的に全破滅に逢う白衣人社会であるという。それは「三千里」の「白頭山」「同胞」「白衣民族」が日本の植民地になっているところに理由があると思っっているようである。つまり祖国の独立を願っていることがわかる。さらに「追い出された」という言葉から強制があったようにも思われるが、それは植民地という巨大な力で「暗黙と迷路を彷徨する白衣同胞」を指すものであろう。植民地化されたのは

「吾々には団結性がない。団結がないので勢力がない、勢力がないので衣食住の呪詛を受けて追い出されたのではないか」と団結性がないことを訴える。

著者は「肉体的死滅と精神的死滅に瀕する人はない此の憐な同胞救済の思い責任を君に頼む」「新しい精神を鼓吹させ更生の導きて朝鮮人会報が孤々の声を上げて誕生した」と恵須取朝鮮人社会の若い世代に立ち上がることを「必死的に集いし指導者は必死的に期待している」と励んでいる。そして「階級的束縛という文句は消滅する」という。つまり日本人が上位で朝鮮人を束縛することを指す。この文章は独立運動の意図で書かれたといえる。

第二号の内容

「恵須取朝鮮人青年会に対して」……金聖烈

然しながら此の美しい青年会美名の下に動く青年たちが現在何をしているかを質したいのである。簡単に言えば形式的に過ぎないといっても過言でない。結局はその慧光が段々に細くなって行くので青年たちが覚醒しないというのは哀惜に堪えない吾等の思想と民難経済の受難は我らの前途にして暗黙なる道程を辿らしめるのではないか。万一永遠に継続すれば朝鮮社会は打撲傷を受け民族魂の滅亡を免れないということが目前に見えるということを考えるだろう。

現今吾々の社会は苛酷無情無悲にして益々複雑化して前後の秩序分割が出来ず早くに無益に煩悶を絞り出す現象に入りその重要な責任が青年諸君にあることを覚醒しなければならぬ。見よ！青年諸君！暗影は呻吟する2千3百万同胞は将来その運命をお前たちに頼んではないか？ 背負う荷が2千3百万大衆にあることを忘れないと同時に2千3百万大衆を回想せざるを得ない無制限の〇〇を受け我々に後を追って〇〇を受ける原因が即ち団合力薄弱で事業に対し努力がないためにはないか？ 1919年大衆運動が鎮圧された後合法的組織の下に大衆機関も〇〇を受ける現象であるから。

恵須取朝鮮人青年会！！汝は泣き眠って悪夢を遂げているだろう。

お一青年たちよ。何をしているか。汝も眠っているか。又はふざけているか。少々富み、社会運動成大衆に使命を帯たる青年会が眠って夢を見迷っているのか。奮起せよ。以上の我らの状態を考え見よ。力を尽くして実行しながら生光の慧光と色彩を半島江山に投げその光で照らそう。

2千3百万の重責を如何にする考えか？

落伍すべきや努力と奮闘を以って其難破船を求むべきか。落伍するとすれば寧ろ自決せよ。自決厭なれば難破船を求めよ。求めようとするならば奮闘戦線上に努力せよ。闘争を怠けず絶えず難開の時機を突破せよ。然れば諸君の足下には理想を発見することが出来るのだ。

青年会よ！奮起せよ。我々将来の基礎を建設せよ。お一三旬九食するともそれに

甘んじている青年会よ。奮起せよ。時機は待たず、ドンドン前進するのだ。青年会よ。願わくは元気を出し回復せよ。飢えは食い同胞は期待するのだ。自信ある青年たちよ、奮起して活躍せよ。事更に希望する鏡の声は我々の耳より去らないのだ。

この文章は大衆社会運動的なものである。「1919年大衆運動が鎮圧された後合法的組織の下に大衆機関も〇〇を受ける現象である」「団合力薄弱」な「半島江山」の「2千3百万同胞は将来その運命」「無制限の〇〇を受け」「民族魂の滅亡」「眠って夢を見送っているのか」青年会に向けて覚醒、奮起せよと訴える。吾等の経済の受難も言っているが弾圧に抵抗して独立運動を呼びかけるのが趣旨である。「〇〇を受ける」〇〇の表現は警察の資料の段階ですでに〇〇と表現されていた。これに該当する語句は当時新聞などで検閲によって墨や〇〇にして出版されたことのもう一つの表現であろうか、あるいは警察が書き写した時、そのようにしたのかはわからない。本物の会報が発見されなければならない。第1号で食難と独立運動が主であったのに比べてこの文章は独立運動に終始している。

「生気を振興せよ」…… 姜延喜

現下の恵須取朝鮮人社会相を見れば思想方面が極度に沈滞され閑散限りなり陳腐孤陋の感がある。即ち熱く醒めるだけ皆醒めている青年の青年たる勇氣、意義ある生活、朝鮮のための生活、朝鮮の将来の要求のため生活を経営し努力する形跡が見受けられない。

真に外部と内部が共に平穩無事であるのは退歩の徹底でなく何であろうか。

此の社会は闘争の社会だ。故に闘争がなくして平和が継続することは即ち文弱にして退歩したることは歴史が事実を証明するのだ。現今我々の総ての生活上の有利なる機会と権利を失うのは事実である。然れば何が故に恵須取朝鮮人思想が此の如き水のない砂漠のように蕭条しているのか？

筆者はその原因を省みるとき全朝鮮的に経済的知識…此の総て有条件が破産されたためであることは重ねて言う必要はない。

「平穩無事であるのは退歩」「社会は闘争の社会だ」という言葉からは階級闘争、つまり共産主義の影響が見受けられる。

「漂流の感想」…… 金昌寿

広潤なる大地にいく処を知らずこう涙に包みしたるものよ！我らの名前は朝鮮人である涙と苦難に包みし痛い腹を押さえて北天を望みながら歩く処は国境一帯及び白衣人々哭いている間島、豆満江の一隅である。あ一運命に咀呪されるものよ。花が咲くべき世上にしに直面し幸福を祈るたる地に涙が来る千歳年歴史を有するわれらである。噫。彼の何は何の川なりや。彼の野原は何処なりや。母親の目的には

涙が露らなし父親の口には長い嘆声のでるのみだ。その処間島の野原であるし、その川は 3 千里江山を守っている豆満江である。無情なる河の水も悲哀を感じたる如く沈黙裡に流れるのみだけして懐かしい故国と愛で父母兄弟に別れし豆満江を渡る白衣同胞より將に何処へ行って放浪の道を止めて永遠に福地を建設して生きてみようか。

あー。如何にも我等の叫ぶ悲しい声なりや。外地にいても我が朝鮮民族は咀呪される民族の如き何とも可憐なるものなりや 中略……………

噫……………宇宙万物を創造したる神よ。何して我等には総ての自由を没収して不満苦悶のみを与えてあるそうか。ふー。然りとすれば白衣人は余りにも可憐なるものでないでしょうか。海も何処へも往く処ない憐しさよ。

「懐かしい故国と愛で父母兄弟に別れし豆満江を渡る白衣同胞より將に何処へ行って放浪」の悲しさと「我等には総ての自由を没収」に抵抗していることが伺える。「宇宙万物を創造したる神」「幸福を祈る」という言葉は宗教的ではあるが一般的な表現としても使われているので宗教的と断定することはできない。この会報が 1931 年発行されたが、その 4 年後に取締まれるようになったのを考えると秘密にしたのだろうか、1930 年代初めまではこの程度の言論の自由があったのかと思われる。

1936 年からは信仰、言論などに統制が厳しくなっていく。2 月 8 日神戸在日朝鮮人キリスト教会の事務局長のカナダ人ルーサーリスガー・ヤング (61 歳) は朝鮮と日本で宣教活動をし、独立運動として 47 教会を広く団結させ、行方不明者請求などをするので樺太支教会は知取教会、恵須取教会を要注意としている。4 月 27 日要注意新聞購読鮮人視察に関する件、要注意新聞が島内に郵送されるので類似な印刷物、新聞が島内に郵送されないように通牒し、樺太恵須取町武士部落任存和、樺太知取町支部準備会、樺太知取町松か枝町親睦会などを要注意としている。1942 年 2 月 21 日「朝鮮人学生の視察強化に関する件」では、治安維持法違反被疑者として朝鮮独立や党再建を企図し、不逞運動をする内地在学学生 96 人の学校別の人数表が通知された。6 月 23 日には朝鮮人共産党と日本共産党と連携に対して北海道で陸軍特別演習等の行事の前朝鮮人名簿作成することを指示した。

朝鮮人に関する注意は特に団体に対して際だっていた。吉田三郎 (林和仲) 48 歳外 12 名は 1941 年 4 月 8 日結議兄弟相互会なる鮮人団体を結成しているが、結成の目的動機等に関して調査されている。炭鉱における友子会乃至各県人会、類似の親睦団体にして本会会費徴収を行わず慶弔に際しての金品贈与は各人任意によるなどなんら他意がないようであるが、このような朝鮮人の自主的団体の結成は裏面になにか趣意があり、不軌敢行の温床なる憂いがあるので、このような自主団体をできれば解体させるよう動向観察すべきだという。

1942 年 3 月 23 日「朝鮮人の民族運動状況に関する件」では、「朝鮮人の民族主義運

動は極めて執拗にして随時その客観情勢に応じ或は抬頭し或は蟄伏潜在するなど、巧みに客観情勢を利用し又は他の運動に便乗して策動を持続しつつある実情にして表面好転化せりと謂うも尚即ち嘗て満州事変の勃発に依り当時彼等は我が国力強大なるを直視し、帝国新奇の念乃至威服の念を抱くに至りその対日感情は著しく好転せること認められた」という趣旨のことが書かれている。「更に支那事変の勃発に再び帝国の強大なる国力を感得し一般朝鮮人は思想上重大なる影響を受け、之により皇民たる自覚を一層強めたるものの如く一応其の動向は好転を示し」しかし学生層、宗教家においては依然として民族的偏見を固執し毫も覚醒せず、支那事変を観望して秘かに帝国の敗戦と朝鮮の独立を希ひている。

1942年4月6日「朝鮮人に対する国民労務手帳交付に関する件」では、朝鮮人に対して協和会に加入し、会員章を迅速に交付所持させ、国民労務手帳交付に会員章を提示するようにした。7月13日「協和会員章偽造朝鮮人手配に関する件」では内地姫路で50部を印刷したのでその店主が申告している。

造言飛語をする朝鮮人を検挙送局した。1942年5月20日、東京市城東区亀戸町の人夫韓必信（清水必信、20歳）は「現下我国空前の重大時局に際し真に挙国一体東亜戦完遂に勇住邁進の秋之を認識せざるのみならず偏狭なる民族的反感意識を抱懐し銃後攪乱を企図し種種造言飛語をした」ので警視庁が検挙し、5月8日陸軍刑法第99条違反として東京刑事地方裁判所検事局に送致した趣通報があった。警察部長からは次のような事犯の内偵検挙の参考にと通牒があった。その事犯とは、たとえば「朝鮮独立」、「天皇は人間」、「インドがイギリスの支配になれば日本の戦果は不利」、「ルーズベルトとチャーチルが我らに自由を与える」、「日本の家族制度には服従意識」、「イギリスは7つの海を支配している」、「日本は経済戦で負ける」、「ハワイ戦果は両方の新聞を見なければ分からない」、「田舎に空襲の被害が大きい」等である。

「コミテルンの民族運動に対する指令の件」では、朝鮮民衆の扇動民族意識濃厚なるものの結果、朝鮮共産党及党員を支援することが予想されるので相当注意視察すべきだ」とある。

1941年5月15日「容疑朝鮮人の所在不明に関する件」の尹南薫（18歳）は1927年9月4日日本籍江原道、両親と共に内地住所北海道転入し温根別小学校6年を卒業し家事農業を手伝い、1939年11月15日日本籍地の金点述（19才）と結婚して住所地で農業に従事した。渡航後内地語に精通し、民族意識が熱く、一時帰鮮などの取締りに不平不満を言う。1940年10月18日家出所在不明、身長5尺5寸位、丸顔、頭髪五分刈、色白、黒色の折襟洋服上衣に国防色乗馬ズボン黒色編上革靴、戦闘帽、日本語を巧みに話すという。

民族意識が熱く、一時帰鮮などの取締りに不平不満を言ったという表現には警察に反抗したことに悪感情をもっている警官が「民族意識が熱く」と犯罪人扱いをしているようなニュアンスがある。

二 労務動員と管理

日本植民政府は樺太の炭鉱業と木材業、漁業を積極的に開発するために内地人（日本人）以外に、朝鮮人を移住させた。人材動員は募集と徴用に大きく2種類に分かれる。初期には募集形態だったが後には徴用の性格を帯びる。日中戦争前には自由募集が一般的であった。労務動員だけではなく開拓移住に誘う宣伝もした。1935年3月7日、豊特高秘第371号一時帰鮮証明書未返納、紛失手配の件は留多加郡農業金弼万（45歳）が18年前樺太に移住し今回墓参りのため一時帰鮮してきた。彼が故郷の状況を語ったので参考のために通達したものである。つまり故郷で樺太が良いと自慢して来たのでこれを広く知らせようとしているものである。その内容は次のようである。

近時の樺太は大いに開け何でも大規模に経営していて朝鮮とは比較にならない。農業する者は皆数十町歩の土地を耕作し、貧しい者でも牛馬5、6頭は飼育していて総てが大がかりである。朝鮮の農民は活気がなくて遊んでいるようにみえる。樺太は、冬は大変寒くて仕事ができないように思われるが決してそうではなく、色々の副業があつて却つて冬のほうが忙しいくらいである。蘇連国境付近は禁地、急に緊張し、一步でも国境を越えると直ちに銃殺される恐れがある。又此の頃は日本側国境付近には土木、職人、農民、商人等に変装した日本軍人が多数入り込んでおり、若し之等が軍人だといえれば直に警察署に引っ張られるので土地の者は軍人と知りながら黙っているという。

しかし戦争が進むにしたがつて人材動員は強制性を帯びていく。特に国民総動員法下では多くの青年達が動員された。特に大東亜戦争末期には朝鮮半島の南部農業人口が肉体労働に徴用で動員された。これには面（部落のような最小自治単位）が一次的な責任を負って徴集対象者らに徴集命令書を伝達した。1次集結地を派出所や面事務所にし、離脱者が出ないようにした。郡単位で60-100名の人員になる。郡では身体検査をして食事を提供する。それらの仕事は人材動員を依頼した会社員らが担当した。時には人材動員専門会社が引き受けた場合もある。以下豊原警察署の豊高秘第〇〇号の資料を整理してみた。

1938年5月公布の「朝鮮鉱夫労務扶助規則」（勅令第97号）によって多くの朝鮮人が樺太に動員された。鉱業者は業務の種類、雇入れの手續、解雇の事由及手續、解雇における帰郷費支給に関する事項、賃金の支払う方法と支払う期日、鉱夫の貯金その他積立金を積み立てる時はその方法、払い戻す事由及手續、鉱夫の負担に属する作業用品目、業務別就業時間および就業時の転換方法、休日、賞与及び制裁の定めがある時はこれに関する事項を書いた書類を朝鮮総督に提出するようになった。

動員に際しては2年間と期間が定められており、給料を貰うなど稼ぎとして行かされ

た。しかしそれが守られ運用されたとはいえない。河丁出氏は1943年27歳で三菱炭鉱に徴用されて「給料は1日3円20銭という約束でしたが、実際には2円3銭でした。そのうち難しい仕事をしたので6円にあがりましたが、ほとんど貯金させられ、月に3円以上貰ったことはありませんでした。中略。‘2年間（徴用の約束期間）働いたので帰してくれ’といったら‘なにをいうのか、国のために延期しなければならない’と断られました。だれも帰れなかったです」（札幌郷土を掘る会、1997：160-161）。

労務動員においては逃走者と不良送還者が発生した（武富登己男・林えいだい、2000：184）。その不良送還者とは渡航不許可、採用不可、査証不合格、現地不合格、採用保留などである（守屋敬彦、1994：1-95 北海道民団史、1996：441-456 から再引用）。採用不可者、現地不合格者、採用保留者たちは本国に還送された。これは労務能力や入国資格のない人を不採用したことを意味している。

動員の過程に多くの人が逃走した。請願巡査もあったかのように思われるが、警察は逃走した人を手配した。企業は労務者を組織的に管理するようになった。たとえば炭山では組の飯場に委託して労働を実施し、精神的訓練もした。その訓練の内容については長沢秀氏が詳細に記述している（長沢秀、1986：3-7）。しかし大部分農民であった労務者は炭鉱での労働に耐えられなく逃げる人が多くなった。1941年、「労務動員計画による移住」には福岡八幡製鉄所内運輸請負業組合共済組合の労務者移住の労務動員計画により1940年7月18日募集し278名を配置してもらったが事情事故によって202名に減った。その中の157名が11月30日に契約期間満了後契約更新して引き続き仕事する。これによると $202-157=45$ 名（22%）が帰国したことになる。しかし1944年福岡県特高課資料では移入者数105,872の中53,277人（50.3%）が逃走者である（武富登己男・林えいだい編、『異郷の炭鉱』海鳥社、2000：185）。このように逃走者が多くなって警察の業務は急激に増大した。本警察の文書の圧倒的数が逃走者の所在不明の手配であることがそれを物語る。

「土工」の「所在不明朝鮮人手配」「募集移住朝鮮人労働者逃走手配」には誰がどこから逃走したのかが一覧となっている。

1941年「労務動員計画による移住」表

進行番号	完結月日	件名
1		朝鮮人蔘行商取締の件
2	3月11日	在日朝鮮基督社会結成の件
3	3月3日	朝鮮人統計に関する件
4	4月1日	一時帰鮮証明書紛失の件
5	4月27日	要注意
6	4月30日	内地渡航鮮人調査の件
7	5月13日	朝鮮人集団居住に関する調査
8	5月13日	在留鮮人送別調査の件

9	5月22日	不正行商鮮人に関する件
10	5月25日	行商鮮人に関する件
11	5月27日	人蔘行商に関する件
12	5月27日	モルヒネ中毒鮮人調査の件
13	5月29日	鮮人身元調査の件
14	6月1日	鮮人身元調査の件
15	6月3日	一時帰鮮証明書紛失手配の件
16	6月5日	不正小商鮮人に関する件
17	6月5日	身元調査の件
18	6月8日	人蔘行商朝鮮人取締の件
19	6月10日	不正朝鮮人蔘小商鮮人取締の件
20	6月15日	容疑小商鮮人取締の件
21	6月23日	朝鮮人名簿作成に関する件
22	7月3日	朝鮮人外国人の一斉調査の件
23	9月19日	朝鮮人居住有無調査の件
24	6月27日	要鮮人の所在不明の件
25	7月11日	要鮮人の所在不明者手配取締整理の件
26	7月16日	要視察鮮人所在発見の件
27	10月5日	要視察鮮人所在発見の件
28	10月7日	金銀密輸出関係鮮人取締件
29	10月31日	朝鮮人所在不明手配に関する件
30	11月4日	朝鮮人所在調査に関する件
31	11月9日	朝鮮人所在不明手配に関する件
32	11月11日	朝鮮人所在不明手配に関する件
33	11月12日	朝鮮人所在不明手配に関する件
34	11月16日	朝鮮人所在不明手配に関する件
35	11月17日	行動容疑鮮人所在不明に関する件
36	11月17日	貂および保護鳥獣密猟容疑朝鮮人検挙に関する件
37	11月30日	朝鮮人所在不明手配に関する件
38	11月30日	朝鮮人所在不明手配に関する件
39	11月30日	鮮人所在不明手配解除の件
40	11月27日	行動容疑鮮人所在発見解除の件
41	11月30日	朝鮮人所在不明に関する件
42	11月30日	朝鮮人所在不明に関する件
43	11月30日	朝鮮人所在不明に関する件
44	12月5日	身元不詳鮮人所在不明に関する件
45	12月7日	朝鮮人所在調査の件
46	12月7日	所在不明鮮人手配の解除
47	12月8日	朝鮮人所在不明手配
48	12月9日	朝鮮人所在不明手配
49	12月9日	朝鮮人所在不明手配
50	12月9日	朝鮮人所在不明手配

51	12月14日	朝鮮人所在不明一部解除
52	12月17日	朝鮮人所在不明一部解除
53	12月17日	朝鮮人所在不明手配
54	12月21日	朝鮮人所在不明手配
55	12月21日	朝鮮人所在不明手配に関する件
56	12月23日	朝鮮人所在発見解除の件
57	12月23日	朝鮮人所在不明手配の件
58	12月26日	朝鮮人所在発見解除の件
59	12月26日	朝鮮人所在不明手配
60	12月27日	朝鮮人所在不明手配
61	12月28日	朝鮮人所在不明手配
62	12月28日	朝鮮人所在不明手配
63	12月30日	朝鮮人所在不明手配

この表から労務者が増え、以前には思想に関するものが多かったが逃走者に関するものが多くなっており、労務者管理に警察が強く関わっていたことがわかる。次の表では所在不明に関するものが半分以上を示している。

前記表の分類別百分率

内容	件数 () は進行番号	%
朝鮮人所在不明手配	32 (23、29、31、32、33、34、37-44、46-63)	50.7
不正小商人	8 (1、9、10、11、16、18、19、20)	12.6
要容疑者の所在不明	7 (5、24、25、26、27、35、40)	11.0
一時帰鮮証明書紛失	2 (4、15)	3.2
身元調査の件	4 (13、14、17、45)	6.0
朝鮮人統計に関する件	4 (3、21、22、30)	6.0
移動	2 (6、8)	3.2
キリスト教	1 (2)	1.5
モルヒネ中毒、金銀密輸出、鳥獣密猟	3 (12、28、36)	4.7

逃走者は主に移動の途中（脱船）で、あるいは現場から外出や買い物などに出て行方不明になる。樺太炭鉱で所在不明になった人の場合には所在不明になった労務者に関する本籍と日本、内地住所を連絡して手配し、犯人（賭博、窃盗、麻薬）を取締まる。日本の和歌山県日高郡東亜セメント採掘所、青森発電所、新潟、石川県、鹿児島島の鉱山などから逃走した人についても樺太でも手配するように通達がくる。逃走した朝鮮人の人相着衣によって逮捕しろと指示する。

手配対象者に関しては本籍調査紙には本籍、住所（前住所）、氏名、生年月日、異名、

職業、移動年月、宗教、性向、前科、渡来年月日、渡来目的、経歴、言動、資産収入、家族、交際者、義主（縁故者？）、人相（体格、身長、髪、顔、色、耳、眉、目、鼻、口、歯、鬚、音声、特徴）、備考（備考1、女子の氏名の下に女と記載、2、モルヒネ中毒患者の氏名の上に○を赤書き、3、精神患者の氏名の欄上に菘、監と赤書き、4、銃砲火薬、刀剣、匕首など武器所有者の氏名の欄上に銃、囚、囚、他○を赤書きとする）が羅列されている。朝鮮人刑事犯の手配や要視察朝鮮人への取締には本籍・人相・性質・生活程度・経歴・思想などを記したが、人相着衣が重要視されており、主に肉体的な特徴を重要視している。身長はたとえば丈五尺三寸位丈として尺と寸という数字で表している。体格は肥型と瘦型（肥満、中肉、肥へくる方、肥、良）、頭髪は長と短（丸刈、五分）、毛の深さ（薄い）、ヘアースタイル（丸、前分け、前長、オールバック）、顔は形（角、面長い、丸）と色（赤黒、青白、黒）、朝鮮髭や傷痕、頬骨は高さ、耳は大きさ（並、小）、鼻は形（獅子鼻）、高低、髯、鼻孔（空向け）、額は広狭、目は大きさ（大、小）、形（細い、丸い）、眉は濃薄、口は大小、傷痕、歯は金冠（金歯）、声は大きさ、内地語は理解力（不解、半解、やや理解、平易なものには理解、普通学校卒業、堪能など）、携帯品と所持金は額（風呂敷、なし、4円、8円、30円ほど所持、6年学生が父親の500円を持って家出）などで表記している。

1940年代になると人相に着衣が加わり、服装について詳しくなる。服は朝鮮服（木綿服）、と洋服（背広、運動服、国民服、紺色作業衣、）、上衣（黒ジャンパー、詰襟服、ハイカラ、薄い茶色）とズボン（半ズボン、乗馬ズボン、黒色、国防色）、帽子は中折帽濃茶、）戦闘帽、烏帽子、履物は靴（ゴム短靴、黒短靴、運動靴、皮靴）と下駄、脚絆、足袋、更に一見女の如くといった印象も書いている。

以上の人相着衣は現在でも犯人や迷い人探しなどで用いられる目印とほぼ同様である。たとえば年齢、身長は160cm-180cm、面は長、体格はやせ型、黒色野球帽、サングラス、黒色ジャンパー、黒色ズボン、所持品は果物ナイフ刃物などである。ただ日本人警官から見た朝鮮人の人相着衣であり、それは朝鮮人自身が持つ基準とは若干異なっている。韓国人であれば顔に集中しているが、顎、皺、にきび、首のながさなどは注目されていない。日本人警官が見た朝鮮人の耳の「並」とは日本人の基準であろうか、あるいは朝鮮人の標準的なものであろうか。韓国人は耳そのものの大きさより耳たぶが大きいか、小さいか（小さいと刃耳という表現する）に注目するのが普通である。このような表現から考えると「並」とは日本人から見た韓国人の耳型であると思われる。鼻についても韓国人は高低というより平らな、眉は濃い、薄いというよりよく斜線や直線と表現する。このような表現から見ると日本語的な表現であり、顔色は赤黒、青白、黒は不自然的である。頭髪は長と短、丸、前分け、前長、丸刈、五分、薄い、白と詳しく記していることはまだ変装ということがなかったことを意味する。他に創氏改名、家族同伴などに注視した。指紋などはまだ導入されていない。指紋は戦後1950年代以降に普及する。

所在不明者については発見することが前提になっており、犯罪人扱いをしていないよ

うである。発見して名簿から解除されるのである。その発見の「手配」は基本的に企業を守るために協力することであったと思われる。所在不明者は保線夫、土方、内機夫、工員、土工、採炭夫、坑夫、車掌、漁業の中、鉄道線路や排水工事中、農業中、坑夫として稼動中、雑役夫として稼動中、買い物、映画見物、脱船、あるいは飯場から離脱、その他の用務と称し逃走した。そして逃走者は「発見」で手配が解除された。公文書には「募集移住朝鮮人労働者逃走手配の件」「団体移住朝鮮人労働者逃走手配の件」「移住朝鮮人労働者逃走手配の件」「募集朝鮮人労働者逃走手配の件」「来島朝鮮人所在不明手配の件」「渡航朝鮮人所在不明手配の件」などが多くある。

1935年朝鮮人関係書類綴（東條派出所）には一時帰鮮証明書並紛失手配の件、一時帰鮮者取締に関する件、一時帰鮮証明書紛失並密航許可書不正使用者取締の件、内地渡航朝鮮人の動静内査の件、密航朝鮮人掠奪に関する件、渡来朝鮮人検挙送還に関する件、不正渡航朝鮮人送還に関する件、朝鮮人の動静に関する件などが記載されている。

罪を犯した場合は取り締まって逮捕した。しかし思想に関する件では「視察」、「注意」して、やはり罪を犯した時に取締、逮捕する。「逮捕」するか、「取締」するか、「視察」するかである。中には賭博、モルヒネ中毒の人もいる。川上炭山発の列車にのって途中で逃走した朝鮮人について事業主の届出により調査、労務動員計画に基づく集団移住募集朝鮮人として渡来中に、あるいは募集に応募して来て働いている時に所在不明、つまり逃亡した者などを手配した。逃走者は大体内地に渡航した。中には警察の視線を避けて交通不便な山奥に隠れて生活する朝鮮人もいた。1941年6月30日「山間僻地に遁世的生活を営む朝鮮人調査に関する件」には、島内における朝鮮人にして樺太山脈山麓其他の山間僻地に遁住し夏期は罌粟の蜜栽培、冬期は密猟をしながら生活する人が相当多数神出鬼没、跳梁を続けているという趣旨の文章がある。彼らはスパイ活動の憂いがあり、「国境の警備に重責を担っている本島として特に防諜、防共上看過しえない緊急のこと」として掃蕩的調査を前提にして計画を樹立すべきだという。

三 治安・犯罪

労務者ではない移動行商人、放浪者、物乞いは情報を密かに伝える憂いがあり、所在を把握しなければならない存在である。1936年6月、多額の金品を所有しているにも拘らず以下のような紙片を呈示し同情を請う行商人を手配した。所在不明の対象として象徴的な存在は物乞いと行商する人を、日本語ができるので漁場で通訳させた。紙片には次のように書かれている。

皆様よ

私は突然当地まで来ましたが言葉もわからず年が多くて誠に困っている所、或人が此の品を売ってくれました。此れを売って旅費にして故郷へ帰ります。皆様、御同情してぜひ一品でもお買い求めを願います

各位様

1936年6月8日「不正行商朝鮮人に関する件」の金相煥(65歳)は子供がいても扶養しないので筆類の行商し、紙片に「私は朝鮮人として腹痛で故国行路旅費不足」と書いて物乞いをした。占師金龍男は1939年10月来町以来町内の各戸を訪問一回50銭乃至1円の料金を持って吉凶禍福を占い生業とし、独身生活して1月10日無断外出所在不明、一見温順にして帝国臣民としての充実さを装う狡猾にして賭博と飲酒を好む、島内軍事機密を外国に漏らすかとされている。

労務動員の期間が満了して帰鮮する人と一時帰鮮する人がいる。妻の病気のためになどの理由による一時帰鮮の身分証明書は1941年6月に7日間、妻(5人)父(1人)母(1人)に対し病気危篤のための一時帰鮮証明書を発給した。例えば、妻の病気危篤のために1ヶ月間(1940年12月20日-1941年1月20日)の一時帰鮮の身分証明書を発給している。しかし帰鮮途中で所在不明になったり、証明書を紛失したりするケースが多い。一時帰鮮証明書の遺失はただの紛失ではなく、犯罪行為であった場合が多かったようである。1942年4月6日家族呼寄証明書紛失についての手配がある。

1941年2月22日「豊原警察署長から管内巡查殿へ、移住鮮人労務者の一時帰鮮取扱に関する件」によると、「団体移住朝鮮人労務者中に契約期間満了者が帰鮮する為に作業能率低下し、労務力充足ノ苦肉策トシテ雇用期間満了帰鮮者ノ名義ヲ利用シ労務者募集ノ上虚偽ノ申告ヲ為シ一時帰鮮証明書ノ下付ヲ受ケ代人ヲシテ不正ニ渡航セシメント画策シタル」という。減員のために労働力が足りないので帰鮮者名義をもって不正募集した。

自然保護の政策を取っており、1936年10月17日「貂および他の保護鳥獣密猟客朝鮮人捜査」では、姜鳳祚他10人が「括毘」、「箱落」、「虎侠」を設置したため樺太庁令狩猟取締規則に違反し、送局したとある。

1935年3月16日、豊特高秘第455号「密航朝鮮人検挙に関する件」には次のようにある。無職の裴斗章(1919年生)3歳の時実父死亡して、7歳時母は東洋拓殖株式会社書記申孝均と再婚し資産1万円、円満な家庭で、彼は連れ子として育った。1933年大田第一公立普通学校卒業、1934年成績不良で退学した。彼は義父申孝均の金250円を携帯し家出し、京城、大邱、釜山に着き、慶山旅館に投宿し、内地渡航の機を狙っていたところ、同宿人李全山から内地密航の途があることを聞いて、密航周旋人の李大成と連絡密航方法の打ち合わせのため、釜山某家で一泊し、さらに潜伏し、1月13日午前4時半頃、李全山外4人と労務者風の人30人位で20トン20馬力の発動機船に乗り込み、14日午前2時頃長崎県今福、浦の先の村落に上陸し、今福に至り志佐から自動車を呼び長

崎県早岐駅、大分駅、瀬戸内海航路「にしき丸」で15日正午ころ大阪着、自動車で京都市左京区「日の出食堂」の松村方に李全山ほか数人はそこに滞在、裴は午後10時40分発列車にて上京し世田谷区へいった。同行人の二人が青山御所付近道路を徘徊中警察に挙動不審者として厳重取り調べられて、裴も検挙された。

日本帝国の中では華僑、満州国人、中華民国、ユダヤ人、旧ロシア人などは外国人である。外国人は「要注意」とされる。1938年樺太恵須取で商売するロシア人の夫婦（夫は洋服商、妻は化粧品行商）は神奈川県に「居住登録」した外国人であり、彼らについて警察は詳しく調査した。ドイツと伊太利との両国との親善を考え、ユダヤ人の旅券には赤字で「丁」と押して、ドイツ国籍のユダヤ人は両国を排他するので、人種平等を主張している日本にとって対米関係も考えなければならない。ユダヤ人「避難民」がドイツとイタリアから排斥され内地および植民地に入ろうとする時許可しないこと、通過するとき250円以上所持者、行き先国からの書類をはっきりしたものに限って許可した。

ここまで紹介してきたものの他に興味深いものとして、「半島人の氏名窃盗犯人逃走手配の件」「貧困者調査の件」「朝鮮人の妻家出手配の件」「要注意朝鮮人手配の件」(2件)「結議兄弟相互会結成に関する件」(1件)などがある。「結議兄弟相互会」は義理の兄弟関係つまり擬似親族関係による社会関係の拡大する機能を持っている。それは元来個人関係に過ぎないものであるが、地域によっては「兄弟契」になすものもある。この相互会はその伝統的なものに基づいたものと思われる。おそらくそれが作られたことは日本の鉱夫の友子組織に刺激されたのであろう。「友子」は、「友子同盟」「友子組合」ともいい炭鉱や金山など鉱夫特有の互助的な組織である。危険な仕事でけがや病気になったときにお互いが扶助しあう共済組織であり、同時に鉱夫を育て、その共同体的なきずなを強めるものでもあった。各炭鉱の組織は、網の目のように他炭鉱の組合とも結合して全国的な広がりを持った。昭和期に入ると会社側の福利制度が改善されるようになり、また会社側の労務統制の強化によって衰退させられるが、昭和2年の光珠炭鉱友子組合では254人が確認され、昭和12年には三井美唄でもおよそ百人、新美唄でも50人の友子がいた。やがて戦時下に入って、組織そのものはほとんどが壊滅した(美唄市、2001: 28)。

妻家出手配の件は田中広一(李)妻の姜(31歳)が夫李の出稼ぎ留守中に自己の衣類および夫より預かった現金400円、貯金通帳(貯金高20円)を持って所在不明、それは時々訪ねてきた慶尚南道出身の金本某(25歳位)と駆け落ちし、彼氏は鉱山に就労していたと認められる。姜の人相着衣は5尺2寸位の丈に、体格は肥満、顔色は白、目は著大、鼻は普通、服は朝鮮服である。金本は5尺3寸位の丈に、中肉、顔瘦型、色黒、頭髪ハイカラ分け、内地語稍解、着衣ゴール天ズボンとジャンパー、黒色背広、地下足袋をはいている。

朝鮮人参行商人への視察・取締通達も多い。日本産を朝鮮人参として売ることや、副作用と麻薬との関係の取締りである。朝鮮人刑事犯の手配や要視察朝鮮人への取締通達

などがある。一人の独立反日運動者に関する記録などの文書が残されている。

結 論

最近日本は有事法案を成立させた。韓国には「戦時勤労働員法」(1953年6月3日)と「戒厳法」(1981年4月17日)がある。前者により戦争完遂と災害復旧のために勤労働員することが出来る。後者の第9条には必要によっては動員、徴発することが出来、逮捕、拘禁、押収、居住、移転、言論、出版、集会、結社、団体行動に特別措置することが出来るようになっている。植民地が絶対悪という論理からすれば出稼ぎ型「募集」さえ強制といえるかもしれない。あるいは人権、政治、経済、文化などにおいて制度の問題、運用の問題があったかもしれない。国民皆兵制がある現在の韓国や北朝鮮でも徴集などを強制連行とはいえない。法律によって制度的に行ったことであり、強制連行と言うのは正しくないと思う。たとえば平和の時代でも軍隊や警察が存在し、場合によっては武力を振ることだってある。

既存の研究では労務者を連れて行く方法としては「募集」「官斡旋」「徴用」など(大沼保昭,1992:3-10)、いわゆる「強制連行」に集中して成果を上げてきた。それは労務動員の初動に焦点が当てられていたといえる。それは労務動員、管理、契約満了までの全他に関するものではなく、部分に関するものであるといえる。本稿は労務管理に焦点を当ててみた。

昭和13年5月公布の「国家総動員法」勅令第316号)によって‘戦時’(戦争に準ずべき事変の場合を含む)において「帝国臣民ヲ徴用シテ総動員業務ニ従事セシムルコトヲ得、但シ兵役法ノ適用を妨グズ」に協力、扶助などに「動員」したことを指す。国家の命令などによって実施された。当時の状況から考えると帝国臣民の義務であって、強制連行とはいえない。これによる限り動員はアフリカの奴隷狩りのようなイメージとしての強制連行とは異なる。連行とは犯罪人が容疑者を連れて行くニュアンスが強いので、ここでは強制連行という言葉で強調されている言説であろう。ここではそれを検証することが困難であるのでだけ理解する。少なくとも強制は「狩り」ではない。ただ「植民地という状況」の下で行われた「強制」であろう。それが強制労働を意味するが、契約期間と給料が定まった制度として行われた。期間が終わって再契約をする人もいたが、戻った人が多かったゆえに不足人員を満たすためにブローカーが強制や詐欺をするので、それを防備するために捜査をした記録がある。本稿では強制連行という言葉を使わず労務動員という言葉を使ったのは強制連行を否定するわけではない。それは残酷性を強調するニュアンスがあってニュートラルな言葉ではないからである。

日中戦争と太平洋戦争の時期における国民総動員法で樺太警察庁が朝鮮人を手配、取締、視察、注意した警察の文書であるので、この文書だけを見ると日本人警官が朝鮮人を犯人としている。しかし基本的には内地延長線で外地に適応したものであって、樺太と朝鮮人だけに限られない。刑事犯と所在不明者を手配したのを考えると特に労務者所

在不明者に対する「手配」である。その中でも大部分は内地で所在不明になった人の手配である。おそらくそれは植民地全警察に通報したものと推測する。

本稿で扱った内容は植民地において広く見られる現象に過ぎない(参照：武富登己男・林えいだい、2000；守屋敬彦、1994)。特に内地と満州への移住と連動するものである。この樺太警察文書から見る特徴はある。

思想に関する特高課の活動は民族主義者の独立運動と共産主義者を統御するものであるが、樺太においてはソ連と国境を接しており、特にスパイ活動に注意したことである。一方朝鮮人はソ連側からも日本人のスパイとして容疑された。これは朝鮮人が両国の間にいる存在であったことを意味する。1935年7月11日、豊特高秘第1166号「容疑刊行物発見に関する関係者所在調査に関する件」で記された「恵須取朝鮮人会々報」は貴重な資料である。

労務動員において所在不明者、逃走者が多いことは引率や監視が弱かったことを意味するかもしれない。逃走者を捕まえて罰することより探してあげるという企業に協力したようである。歴史は連続するものとはいえども、戦前の、特別警察、労務動員などを現在の視点から見ると非常に異様に思われる。しかし20世紀半ばまでの世界史においては戦争や植民地をグローバルに見るとその現象はそれほど異様ではないといえる。契約労働は19世紀半ばから末まで植民地時代にインド人や中国人が多く indenture service 契約労働、詐欺、誘拐、強制、イギリス、フランス、オランダのアフリカ人をスリランカ、マラヤ、カリブなどの地へ労働移住させた。これらは契約という形式を借りた強制に過ぎない。イギリスやフランスなども植民地に労務者を動員した。イギリスは東南アジアの間接統治において契約移民も行った。朝鮮人労務動員も2年間の契約でいかされたが契約期間満了によって強制的に再契約せられた。本文書からは妻や両親の病気のためには「一時帰鮮」や「期間満了帰鮮」があったことから制度的には軍隊とは異なったという多少の安堵感があったと思われる。

戦後国造りのナショナリズムのなかでは、植民地は「絶対悪」として戦前を見ることが一般的である。しかしそれではニュートラルな解釈が出来ない。労務動員ではあっても漠然として出稼ぎと思って動員された人が多かったようである。それは「樺太は大いに開け何でも大規模に経営して」いるという宣伝によるものもあったと思われる。

参考文献

井潤裕、「サハリン州公文書館の日本語文書」『アジア経済』2003

長瀬隆、「サハリン残留韓国・朝鮮人問題」『草思』2003

萩野富士夫、『特高警察体制史』せきた書房、1984

長沢秀、「戦時下南樺太の被強制連行朝鮮人炭礦夫について」『在日朝鮮人研究』16号、1986

札幌郷土を掘る会、『ポンソンファ』1997
樺太庁警察部 「樺太在留朝鮮人 一般」『在日本朝鮮人研究』14号、1984
ヴィソコーフ他、板橋政樹訳『サハリンの歴史』北海道撮影社 2000
大沼保昭、『サハリン棄民』中公新書、1992
芝竹夫『炭坑と強制連行』筑豊塾、2000
高木健一、『サハリンと日本の戦争責任』凱風社、1990
武富登己男・林えいだい編、『異郷の炭鉱』海鳥社、2000
林えいだい、『証言・樺太朝鮮人虐殺事件』風媒社、1992
朴慶植、『朝鮮人強制連行の記録』1965
守屋敬彦、「第二次世界大戦下における朝鮮人強制連行の統計的研究：被連行者数について」『道都大学紀要教養部編』第13号、1994
九州産業史料研究会、『鉱夫待遇事例』1956
美唄市、『美唄由来雑記』2001
*本稿の校正においては上流水久彦氏と山中康秀氏にお世話になった。

樺太の地方行政

名好町の地方誌

中生勝美

(大阪市立大学大学院文学研究科助教授)

1 はじめに

1905年、日露戦争によって北緯50度以南を日本の領土とした日本は、北辺の植民地として移住を奨励してきた。1895年に植民地とした台湾とは異なり、先住民の比率は極端に少なく、日本人の移民により植民地の経営がなされた。従来、人類学の分野では、北方系先住民、およびアイヌ研究であった。しかし、樺太の植民地の全体像から迫るためには、日本人の移住によるコミュニティ形成と、その生活実態を理解することが必要である。

今回の科研のテーマは、サハリン在住朝鮮人の生活史の調査である。今回のプロジェクトの前に、平成12年から13年の科研調査により、サハリンのユジノ・サハリンスクにある朝鮮人の組織である韓人会でインタビューをして、彼らのライフヒストリーを中心にサハリン在住の朝鮮人の歴史をまとめた。この過程で、非常に多くの割合の朝鮮人の残留者が、1930年代後半に、朝鮮半島から樺太の炭鉱労働者として徴用されて樺太に渡ってきたことが明らかになった。その炭鉱は、樺太の北部西海岸に多くの炭鉱があったので、ユジノ・サハリンスク在住の朝鮮人の方々も、その多くは北部西海岸の炭鉱から移住してきた人が多かった¹。

サハリン在住の朝鮮人の生活史を理解する上でも、また日本の植民地としての樺太を理解するうえでも、樺太の日本人コミュニティの成り立ち、移住史を理解することが、必要である。今回の研究では、サハリン在住朝鮮人の生活史の再構成をするうえで、植民地としての樺太を総体的に理解するため、研究分担として樺太の日本人コミュニティの成立、また地方行政を分析することにした。

本稿では、ユジノ・サハリンスク在住の朝鮮人の方が多く住んでいた、樺太庁名好町に焦点を当てる。この場所は、いままで聞き取りをしたサハリン在住の朝鮮人の方が数多く居住していた地域であると同時に、筆者が当該地域の地方公文書をまとめて入手したことにある。この資料は、昭和14年から19年に、名好町役場に秘書として勤務し、各種国民団体の役員を歴任していた人物が所持していた文書である。この文書を元に、北海道にある名好町出身者の集まりである名好会と連絡を取り、現会長、前会長から話しをきき、かつ当時の話が聞けそうな年配のかたを紹介していただいた。これらの方々から、公文書を見ながら当時の思い出を聞き取りした。特に現在仙台にお住まいの、当時名好町役場に勤務していた沼田多七氏を紹介していただき、公文書の性質とか、そこの記載された内容についての思い出を聞くことができたのは大きな収穫であった。

樺太の地方行政に関しては、従来ほとんど研究がなく、ただその地域から引き揚げた方々

が回想録を出版したものが若干あるのみである²。名好町に関しては、すでに名好郡会編『思い出の名好』（私家版、1990年）として出版している。しかし、今回収集した公文書は、さらに詳しい情報があるので、その目録とともに、その資料に現れている戦時中の樺太の生活誌を報告したい。なお、資料の性質上、昭和の元号による表記が頻繁にできるため、年号表記は書籍の出版を除いて元号で表記した。

2 名好町の概況

1906年の樺太の人口は12,361人であったのが、1941年には394,196人となった。暦年の人口数と、1941年の市・支庁別人口は次のとおりである。

表1 人口の変遷

年 別	戸 数	人 口		
		男	女	合 計
明治40年(1907年)	5,188	12,458	8,011	20,469
大正5年(1916年)	14,624	37,240	29,040	66,280
大正14年(1925年)	37,402	108,517	80,519	189,036
昭和9年(1934年)	61,009	175,194	137,936	313,130
昭和16年(1941年)	75,117	225,913	180,644	406,557

出典：全国樺太連盟編『樺太沿革・行政史』全国樺太連盟、1978年、330ページ。

表2 1941年の市・支庁別人口

管内別	面 積	戸数	人 口			1方坪につ き人口
			男	女	計	
豊原	647.7	7,237	19,172	17,988	37,160	57.37
豊栄	4,102.8	7,422	23,850	18,695	42,545	10.37
大泊	4,843.0	9,696	26,914	24,715	51,629	10.66
本斗	1,566.6	4,982	15,069	12,695	27,764	17.72
真岡	2,490.1	8,479	23,096	21,942	45,038	18.09
泊居	2,292.4	6,195	18,224	14,783	33,007	14.40
恵須取	4,610.3	18,152	58,557	40,623	99,180	21.51
元泊	3,120.9	4,902	16,202	11,558	27,760	8.89
敷香	12,416.5	8,052	24,829	16,645	42,474	3.42
合計	36,090.3	75,177	225,913	177,644	406,557	11.26

出典：表1と同じ、330-331ページ。ただし、出典の計算違いを修正した。

表1により、樺太が移住者により建設された植民地であることがわかる。そこで、樺太は入植者を奨励するため、さまざまな移住者へ優遇策を与えてきた。本稿で分析の対象とする名好町は、表2では恵須取支庁に属している。1941年の統計であるが、この表からも恵須取の特色が顕著に出ているのは、樺太庁で最大の人口を擁する支庁であったことだ。これは、人口密度では、豊原の半分の21.51人であるが、面積が恵須取とほぼ同じ豊栄、大泊、元泊と比較すると、倍近くの密度であり、樺太庁で最大の人口を擁する支庁であった。

名好町は、石炭鉱業の隆盛に伴い急激に発展し、1941年に従来の名好村から西柵丹以北を西柵丹村として分立し、母村を名好町として町制が施行された³。名好町に最も近い交通、行政の要所は恵須取町である。ここには支庁をはじめとして、測候所、中央試験所、警察署、裁判所の出張所、郵便局、無線電信局、国民職業指導所などの公的機関とともに、中学校、商工学校、公立実科高等女学校の教育施設、商工会議所、北海道拓殖銀行支店、そして王子製紙株式会社恵須取工場などの経済の中心地でもあった。恵須取町は、1939年の製紙工場開設とともに発展を遂げ、物資の集散地であった⁴。

表3 名好・恵須取・鶴城の国勢調査人口（10月1日現在）

年	恵須取村→町			鶴城村	名好村
	男	女	計		
大正9年(1920年)	415	221	636	899	541
大正14年(1925年)	4,922	2,336	7,258	2,302	745
昭和5年(1930年)	10,544	7,230	17,774	4,983	3,570
昭和10年(1935年)	15,556	10,992	26,548	4,968	5,691

出典：北海道恵須取会編『沿海州の見える町－樺太恵須取町小史』私家版、1988年、25ページ。

恵須取町は、1924年に太平炭鉱と三菱製紙会社の操業が始まり、人口は倍増し、さらに1924年から25年にかけては一挙に10倍も増加した。この人口表を見ると、恵須取町の影響は鶴城村までであるけれども、名好村までは影響を受けていないことは、この人口に大きな変化がないことからうかがえる。

昭和8年の名好村管内概況に記載された住民は814世帯、4,286人で、大半が「内地人」766世帯、4,134人で、その他は「朝鮮人」46世帯、150人、「中華民国人」2世帯2人に過ぎなかった。そして「内地人」の内訳は樺太からの移住者が132世帯、796人に対して、北海道からは185世帯、1,183人と最も多く、ついで青森の92世帯、735人、秋田50世帯、247人、岩手41世帯、202人で、10世帯以上で39世帯未満の県は、山形、宮城、福島、石川、富山と、東北・北陸の各地が多い。そのほか、ほぼ日本全国から転入しており、殖

民先としての樺太の特徴をよく現している地域である⁵。

産業構造は、次の生産価格から読み取ることができる。

表4 産業別生産価格一覧

種別\年次	1930年(昭和5年)	1931年(昭和6年)	1932年(昭和7年)
林産	1,344,000	846,000	1,458,000
水産	101,350	125,295	111,429
農業	13,893	9,360	26,802
畜産	5,117	5,256	6,484
工業	31,958	38,954	45,080
鉱業	4,050	3,000	3,500
合計	1,500,368	1,027,765	1,651,295

出典：名好村管内概況 昭和8年

産業構造として、製紙業の原料となる丸太の伐採が主要産業であり、恵須取町で操業を始めた三菱製紙工場が、名好町の基幹産業を支えていたことがわかる。名好町役場に産業主任の技手として勤務していた沼田多七氏にインタビューをしたとき、沼田氏の仕事は、造林業を主にしていたということで、植林、手入れ、林道整備とともに、山火事の対策なども重要な仕事であったという。沼田氏の記憶では、農業移住者に10ヘクタールの農地を配分したので、北海道からの移住者が多かったというような、移住奨励政策で農業も印象に残っていた。しかし漁業に関しては、それほど大きな産業ではなかったと記憶している。昭和18年度事業報告には、昭和18年12月末現在の漁船保有数が動力付17隻、無動力が58隻と、小規模であったことがわかる。

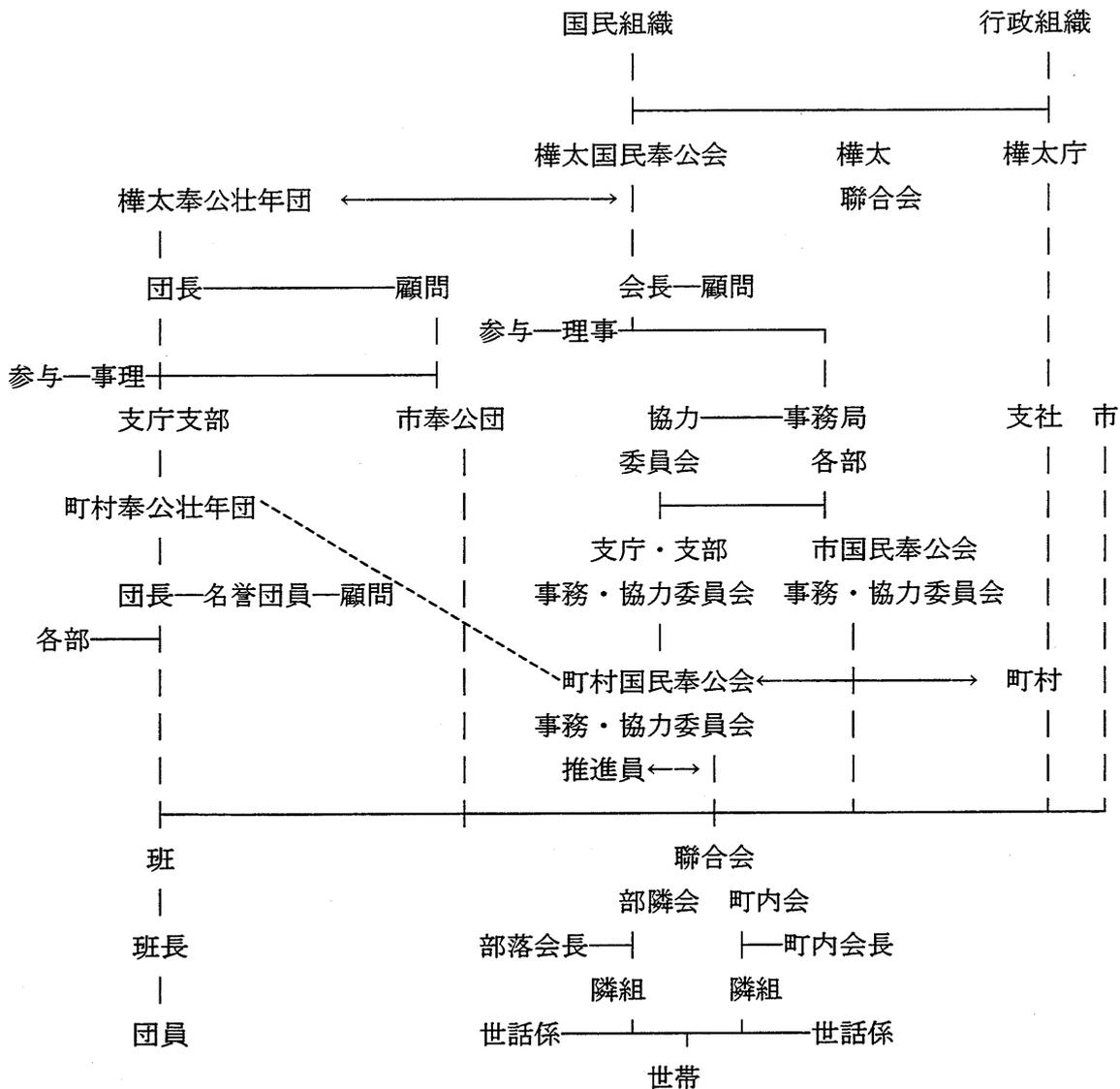
また、昭和16年には上水道が建設され、また電気もおおるなど、北海道よりも生活条件が良かったことは、名好町出身者からの記憶として印象的であった。それは、戦後北海道に引き上げたときに、樺太にいたときよりも厳しい条件であったという証言からも、いわば植民地の優遇政策として、戦前の樺太庁下の地方では、「内地」よりも生活条件が良かったことの証左であろう。

3 樺太庁地方制度の概要

さて、本稿で分析の対象となるのは、名好町役場の書記として勤務した鈴木雅一郎氏が所持していた公文書である（以下、この資料を「鈴木文書」と言及する）。鈴木氏は明治22年静岡生まれで、昭和14年から名好に居住していた。文書は昭和19年までしかないので、終戦の前に、内地へ引き揚げたと考えられる。鈴木氏は役場に書記として勤務する傍ら、同時に大政翼賛会、大日本婦人会名好支部の代表理事、昭和15年国勢調査員、防空委

員会幹事、教育会幹事などを歴任しており、行政組織と国民組織の双方の資料を保存していた。では、この資料を基に、戦時体制と樺太庁の地方制度、および国民組織について分析を試みたい。

図1 行政組織と国民組織、奉公壮年団体系



出典：鈴木文書 24

この組織図は、樺太国民奉公会が発足した昭和16年3月以降のものであり、その後昭和18年11月には、大政翼賛会として発展解消するのであり、名好町でも大政翼賛会の支部が発足した（鈴木文書117）。国民組織としての奉公会、その継承団体である大政翼賛会と、地方辞し組織である隣組、町内会、部落会との関係、また大日本婦人会など、その他

の組織との関係など、かなり錯綜していて、樺太から引き上げてきた方々からの聞き取りからも、その全体像は見えてきにくい⁶。では、この鈴木文書により、各団体の組織と活動についてまとめてみよう。

(1) 大政翼賛会

樺太庁の大政翼賛会は、昭和 18 年 11 月に、従来の樺太国民奉公会を改組して発足した。その趣旨は、戦争遂行のため、「内外行政ノ一元化ヲ断行スル傍ラ行政ノ一大刷新ヲ図ルニ至リ」、樺太が内地に編入され、その一環として全国組織である国民運動を整備して昭和 18 年 11 月 3 日に大政翼賛会樺太支部を設置した。名好町も町長が支部長となり、結成式を挙行している。

大政翼賛会樺太支部規定（鈴木文書 21）によると、組織は支部長、副支部長、常務委員、顧問、参与の役員で構成され、支部長は総裁の推薦により囑託される。また協力員も囑託され、事務局に設置される庶務部、実践部、鍛錬部の活動に協力する。庶務部の仕事は、協力会議、宣伝など、他の部局に属さないことを担当する。練成部は訓練に関する事項を担当する。重要なのは実践部の活動で、町内会、部落会などの育成指導、戦時生活の指導および勤労増産、文化厚生等の運動、各種国民運動団体の連絡統制に関する事項を担当する（第二章 組織）。

組織の運営には、協力会議を設置し、40 名以内の協力会議員を支部長が指名、委嘱する（第三章 協力会議）。また市町村支部に推進員をおいて、各地域職域で翼賛運動の実践にあたりと規定している（第六章 市町村支部）。

鈴木文書に「翼賛壮年団参考」（鈴木文書 102）とするメモがある。これには、名好町より具体的な組織形態が記している。活動内容は、「2 時局認識の徹底」とか「6 戦時生活体制の建設」など、戦意高揚と大衆動員をあげては公的言説を繰り返している。団員は 21 歳以上の男性で、志願者が入会できることになっている。この文書で注目できるのは、思想団体に入会した経歴があるものも、国家思想に忠実である基準を満たせば入会できると注記している点である⁷。

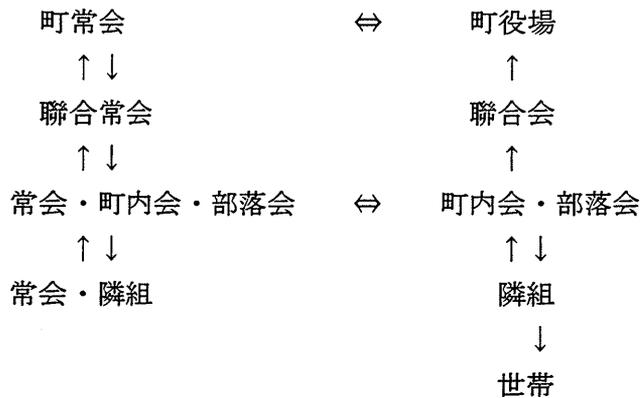
大政翼賛会の具体的な活動が、どのように住民の自治組織である常会と関係していたのであろうか。製作年が書いていない大政翼賛会名好町支部役職名簿（鈴木文書 35）と昭和 19 年 2 月 1 日現在の名好町常会員名簿を比較してみると、大政翼賛会の常務委員 7 人、推進員 24 人中、常会員と重複しているのは、わずかに 2 名で、二つの組織の構成員があまり重複してはいなかった。しかし、鈴木メモには、「部落会町内会隣組ト翼賛会トノ関係ニツキ問答」（鈴木文書 64）があり、町内会は翼賛運動で下部組織であるのか、とか翼賛会が事実上行政組織と平行していて、細部では行政といったいではないかという質問について、両者は密接な関係であるとか、協力関係にあるという説明をしており、翼賛会の活動が、住民自治の常会を指導する体制に対して不満が出ていたことをうかがわせる。これを裏付けるように、昭和 18 年事務報告書では、常会が年間で 3 回しか開催されておらず、その理

由として町長の更迭と大政翼賛会樺太支部の発足と機構改革をあげている。つまり大政翼賛会によって、従来の常会の機能が取って代わられたことを意味している。

(2) 常会

常会と行政機関との関係は、鈴木文書に次のような概念図で組織票が示されている。

図2 常会体系



出典：鈴木文書 24

常会については、鈴木氏本人が「常會ノ理論ノ基運営」（鈴木文書 61）という文書を、名好郡名好村の便箋 14 枚を使って小論を書いている。これに類似する文書で「眞岡町常會規約」（鈴木文書 80）があるけれども、後者が極めて現実的な常会開催のための進行手順を書いたものである。鈴木氏の執筆した小論では、「新体制運動」をドイツのナチス、イタリアのファシズムと並んで日本の「新体制」を位置づけ、常会の歴史を五保制、五人組、寄り合い、講から説き起こし、当会の目的を、国民相互の親和感情の育成にあると位置づけ、「相互教化」「新精神の樹立」「時局の認識」「公意下達、民意暢達」と列挙している。

常会の集まりの進行手順は、鈴木氏が参考にしたと考えられる、上記「眞岡町常會規約」とほぼ同じで、これよりも簡素な記述である。鈴木氏の小論には、会合の進行を三段に分け、第一段 (1) 開会挨拶、(2) 宮城遥拝、(3) 祈念、(4) 国歌斉唱、(5) 勅語、詔書奉読、(6) 市町村歌斉唱。第二段 (7) 伝達報国、(8) 協議懇談、(9) 研究報告発表、(10) 和楽。第三段 (11) 講話、(12) 閉会挨拶としている。

鈴木氏の小論では、協議の内容について、11 項目をあげているが、具体的には貯金と税金の集金を挙げている。「眞岡町常會規約」でも次のような 9 項目挙げている。

- 1 生活改善、物資節約
- 2 公債消化、献金、貯金励行
- 3 保健衛生、体位向上

- 4 防空、防諜、防犯、火災防止
- 5 国防思想の普及徹底、軍事援助
- 6 生産力の拡充と振興、物資の配給調整
- 7 資源公物の愛護、廃品回収利用、死蔵物活用
- 8 公益優先の新経済道德の確立、国民精神の昂揚
- 9 町是、国策貫徹

また、研究発表、和楽、講話について、同資料は、次のような指示をしている。

- (1) 研究発表については、難解な学問上の研究ではなく、栄養食代用食の作り方、廃品回収の利用方法、野菜の栽培方法など、誰でも容易に実行できわかりやすいものを1人10分程度で発表させると示唆している。
- (2) 和楽は、蓄音機を聞くこと、楽器を鳴らすこと、歌謡曲、体操、遊戯、朗読、紙芝居、過程映画、正月ならば歌留多会、双六等を挙げている。
- (3) 講話

官公庁、各種団体長、学校長などに修養談、時局問題、旅行談の講話を依頼することを例示している。

また、区内会が備えるべき帳簿類は、戸口簿・出席簿・記録簿・金銭出納簿・財産台帳・資料綴・その他で、隣組は、上記の帳簿の財産台帳以外を備えるべきと記している。

具体的な町内会の活動については、「第21区八千代会ノ概要」(鈴木文書49)がある。「八千代会」とは、名好町の町内会が、その名称を改称した固有の名前で、昭和15年の常会の活動を報告した文書である。ここでの申し合わせ事項で、戦時中の風潮を如実に表すものとして、冠婚葬祭に関して結納と祝儀は国債で支払い、結婚披露宴は簡素にすること、さらに慶弔費の相場の取り決め、葬儀の簡素化、常会の毎月開催などがある。それと最も重要なことは勤儉貯蓄で、報国貯金として債券に代えさせるために1世帯50銭を一口として貯蓄させ、かつ毎月10銭を得一級貯金として積み立てること、廃品回収をして国防献金をすることなどがある。またその他は、除雪の徹底、栄養料理講習会、国民学校講習会、共同購入としてイワシ粉・ゴム靴修理用パッチゴム、石炭薪を取り決めている。

この昭和15年の記録では、常会を毎月1回開催することにしており、前述のごとく昭和18年には年に3回しか開催されていなかった。これは大政翼賛会が結成されてから常会の開催が減少したのであり、このことから常会が持っていた国家の政策を上意下達する伝達機能を、常会から政翼賛会に代替することになったからであろう。

(3) 大日本婦人会

鈴木文書の中には、名好町支部の大日本婦人会参考書類(昭和17年)がある(鈴木文書118)。これは、豊原市役所会議室で昭和17年9月9日に開催された大日本婦人会樺太本部

の支部長会議で配布された資料である。昭和 17 年度の事業計画として、次の 4 項目を挙げている。

- 1 練成：一般婦人に対する指導者の育成、国防訓練
- 2 指導：イ 講話講演映画会、ロ 諸運動の指導、ハ 厚生事業の指導、ニ 座談会
- 3 軍事援護：イ 慰籍慰問、ロ 葬祭、ハ 援軍、ニ 軍事救護、ホ 陸軍にピアノ 1 台献納
- 4 貯蓄奨励

この中で重要なのは 2 の指導で、ロの諸運動とは、結婚、育児、軍事、家庭教育の指導、および台所、冠婚葬祭その他の生活様式の改善、廃不用品回収運動、勤労報国運動への寄与である。またハの厚生事業は、託児所、乳幼児健康相談、保健施設（特に結核、トラホーム予防）である。次に 3 の軍事援護のロは、樺太護国神社の合祀慰霊祭に参列する遺族への援助とともに、公葬、盂蘭盆などの行事への吊意など、公的な祭祀事業の裏方を大日本婦人会が担当することを前提に作られた事業案であることがわかる。

ただ、議案第一号に、下部組織の整備促進の件が掲げられており、時期的なことからも、樺太庁の内地編入に伴い、大政翼賛会が設立したことは前述したが、大日本婦人会樺太支部も同じように、内地編入に伴って組織化されたのであろう。活動内容からは、かなり大政翼賛会、常会と重なるところがあり、名好町で大日本婦人会が独自の組織活動を実行しえたのかはかなり疑問が残る。実際問題として、慰霊祭や諸行事の裏方を大日本婦人会に任せていた。しかし、具体的に陸軍にピアノ 1 台献納するための活動があげられ、その上に「1 台 3,750 円、7 万 5 千人」と鉛筆書きがしてある。これはピアノの価格と、その当時の大日本婦人会の会員数であろう。議案第 3 は会費徴収の件で審議されており、会費一人年間 60 銭の原則を確認し、1 戸 60 銭とするか、1 戸に複数会員がいるときには漫然と減額することのないように留意するよう念を押している。つまり大日本婦人会自体に、会費収入があったのであるが、献金という目的であれば、各町村の支部に割りあてて寄付を募り、予算からは支出していないと考えるのが穏当であろう⁸。大日本婦人会に関しては、鈴木文書 78 に「急迫事態ニ即應 日婦昭和 19 年度運動決定事項」がある。この「日婦」は大日本婦人会の略号である。これは戦局の悪化に伴い、空襲への準備とその心構えの指導が中心であるが、その中に貯蓄を増加させることが入っている。

4 国民組織の活動

大衆動員の伝達機関として、大政翼賛会は機能したのであるが、役場が中心となって戦争遂行のための諸活動を統括したのであり、町内会である常会、また大日本婦人会の活動なども、基本的に大政翼賛会の補助的な役割をしたに過ぎない。名好役場に勤務していた沼田氏からの証言によると、毎月 8 日には戦争祈願祭を名好神社で挙行していたが、その進行や司会なども、すべて役場の職員で実施していたという。また大政翼賛会や大日本婦

人会での寄付活動、金属類の回収なども、名目上はそうした団体で集めるのであるが、最終的にはすべて役場に集めていたことから、実質的に国民組織と呼ばれていたものは、名好町役場の活動の一環であった。こうした観点で鈴木文書をみると、役場の官吏がこれらの国民組織の支部長や役員を兼務しており、一般人からは、国民組織なるものが国家の戦争推進に国民を動員して献金とか国債購入、国民貯金を個人に働きかける団体見えていたのである。では、鈴木文書に見られる国民組織の活動状況を整理してみよう。

(1) 公債割当と貯蓄奨励

昭和 18 年事務報告には、常会の項目の次に「公債の消化と貯蓄奨励」があり、具体的に国債と債券の割り当てが報告されている。これによると、昭和 18 年度の名好町への割当額は 245,000 円で、12 月待つまでに 206,900 円を消化していたのだが、町内会・部落会への割り当て標準を世帯別に計算して各世帯に通知し、「町民ハ克ク時局ヲ認識シテ其ノ都度完全消化ヲナスヲ得タルハ感謝ニ堪ヘザル所ナリ」とあり、特に町内会、部落会の役員、国奉役員、推進員の協力があつたとしている。

また貯蓄の奨励として、昭和 18 年度の名好町への割当は 210 万円であった。これには、国債と債券の割り当て 245,000 円が含まれていたが、町内会・部落会に臨時常会を開催して、町長、局長、信用組合理事、警察官、推進員が臨席して時局の推移と貯蓄の重大性を説明し、各過程に貯金表を作成配布して目標数値を通知し、隣組長、町内会長、村口調を通じて毎月集計を役場に報告させ、12 月末で 1895,775 円を達成したと記録している。しかし、10 月より 2 割増しを目標にしたが、目標金額に達しなかったとしている。

参考に付与された昭和 18 年 12 月末の国民貯蓄増加実績内訳表には、次のようになっている。

郵便貯金	792,902 円
簡易保険	128,655 円
郵便年金	54,963 円
産業組合	639,296 円
公債	206,900 円
勤務先預金	73,054 円
合計	1895,770 円 ⁹

鈴木本人の自筆で書かれた国民貯蓄増進協会の挨拶文（鈴木文書 82）は、昭和 19 年 5 月に起草されたものであるが、戦局の悪化と大東亜共栄圏に関する一般的な言説で貯蓄を呼びかけている。しかし、現実的に国債を引き受けるのは、町内会・部落会であり、各町村に人口数で割り当てられた国債と貯金とを、国債を購入して貯金することは、町内会と職場単位で課せられていた。これは「國債貯金取扱要領」（鈴木文書 83）で、明確に国債

の預け入れは隣保組織の場合、町内会長、部落会長、隣組長等が担当し、職場の場合は官公署、学校、事務所、工場、事業場その他これに準ずる者が通帳を取りまとめて預け入れを取り扱っていると規定している。つまり、町内会・部落会・隣組、そして職場単位で国債購入のノルマを課せられ、その責任者が一括して貯蓄を管理することで、国民に貯金を割り当てたのである。上記の中で、貯金が最も多いのは郵便貯金であるが、それについては昭和18年10月8日付けの逓信省令第136号国債郵便貯金規則（鈴木文書84）で定められている。

（2） 献金・金属回収

鈴木文書には、軍事献金として「香港陥落記念国防献金送付ニ關スル件 海軍省献金係宛」（鈴木文書67）と「香港陥落記念国防献金送付ニ關スル件 海軍省献金係宛」（鈴木文書68）の2点がある。これは昭和16年12月25日に香港が陥落したことを記念して、昭和17年1月23日に町長の名義で陸軍と海軍に献金をした文書である。海軍へ2,465円、陸軍へ2,455円と、陸軍と海軍ではほぼ同じ金額を送金している。双方とも同じ文面で、振替口座にて送金したという文言があることから、全国的な呼びかけに呼応した献金活動であろう。

献金以外に、家庭に保持する金属類の調査をしている。これを具体的に定めたものとして「金属類保有状況調査規則」（鈴木文書63）がある。この規則は昭和16年10月1日庁令85号として制定されたもので、樺太庁長官が指定した物件、その主要な構成部分で金属を主要な材料とする付属品を、昭和16年10月20日現在で調査するよう命じたものである。調査の対象となるのは、塀、柵、門柱、門扉、溝蓋、マンホール蓋、看板、広告板、物干、格子、階段、廊下などの家屋の付属品に使用している金属が中心であるが、このほかにも郵便受けや書箱などの家具、洗面器、火鉢にいたる日常生活用品までも調査対象にしている。

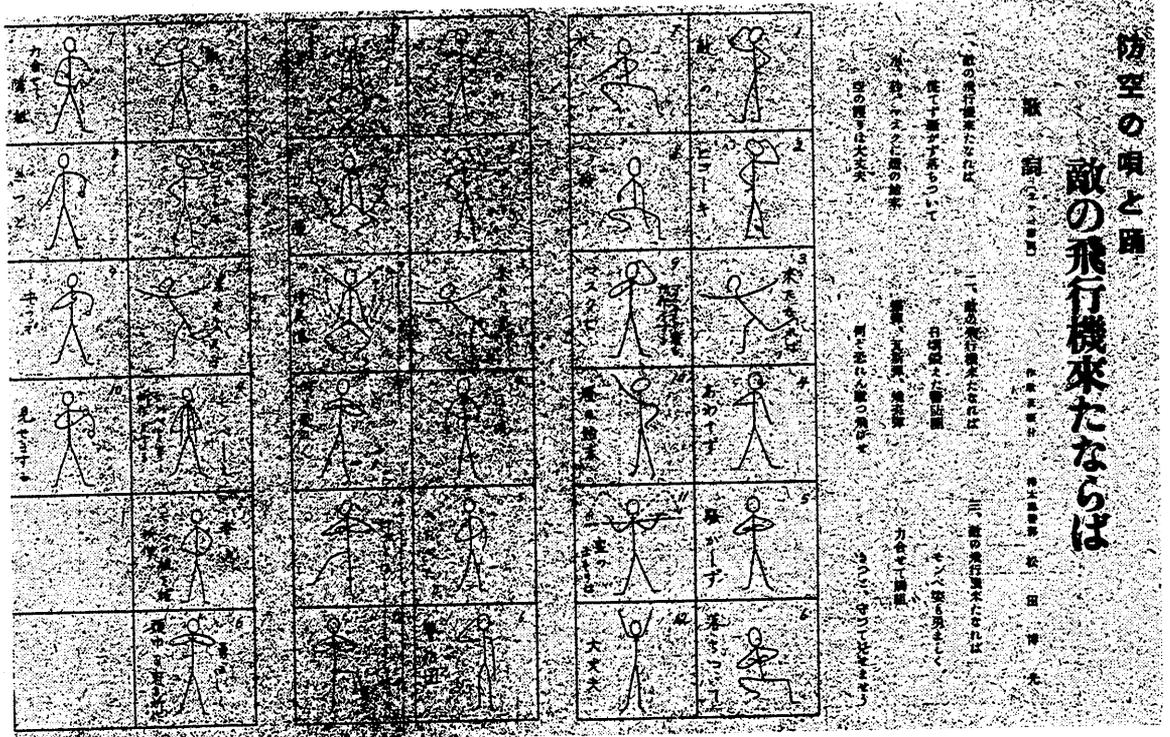
大日本婦人会会長、鈴木雅一郎あてに、「軍隊慰問ノ為恤兵品」を寄付したことに対して、陸軍大臣東条英機からの感謝状が贈られている（鈴木文書9）。しかし、名好役場に勤務していた沼田氏によると、大日本婦人会の慰問品なども、町内会や大日本婦人会などの名目で行われたが、実際は最終的に役場に集められて、役場経由で指定の場所に移送されたのであるという。

（3） 政策の宣伝

国民組織での政策宣伝は、前述した経済的なものが主要であったけれども、さらに日常生活で重要なのは、防空訓練であった。そのことを示す資料として、「防空の唄と踊」（鈴木文書26）がある。これは、作詞が樺太庁警部であることから、樺太庁独自のものではあったと考えられる。この唄と踊が、どの国民組織で実践されていたのか、あるいはいずれの団体も「防空」は重要な宣伝課題となっていたので、いずれの組織でも伝授されていたの

かは不明である。

図3 防空の唄と踊



出典：鈴木文書 26

「健康教育について」（鈴木文書 43）は、内容から見て一般的な健康教育についての演説の原稿であると考えられる。この中で、鈴木氏からの具体的な健康増進のための提言として、有病児童の調査、健康相談、照明、トラホーム罹病などの調査をあげている。これは、特別な指示によって提起されたというよりも、鈴木氏が静岡県清水市で小学校の校長を歴任していた経験（鈴木文書 10）から発案されたものであろう。

「紙芝居斡旋ニ関スル件」（鈴木文書 59）は、紙芝居が健全な思想の育成に役立つという購入目的と、実際購入する紙芝居が記されている。文書を作成した期日は記されていないが、前後の文書から昭和 16 年ごろのものではないかと思われる。紙芝居は健全な娯楽で、国民文化の向上、国民思想の教化に役立つとして、舞台標準型 1 台、4 円 80 銭を送付し、日本紙芝居協会の趣意書の要旨を添付している。購入する紙芝居は、「二宮尊徳」「赤ちゃん」「いいこになった春子ちゃん」「日本昔人情話」の表題が挙げられている。これも、前述した常会の和楽に紙芝居が挙げられていることから、町内の常会へ貸し出しをしていたと考えられる。鈴木文書 59 は、紙芝居が政策宣伝の道具として使用されていたことを示す具体的な資料といえる。

冠婚葬祭の新様式、民意暢達については、「冠婚葬祭の新様式」（鈴木文書 71）がある。

これには、昭和 15 年 10 月 5 日付けで恵須取支庁庶務課の捺印がある。これは冠婚葬祭の簡素化を指導するものであるが、結婚については、(1) 見合い、(2) 結納、(3) 支度・挙式、(4) 式服、(5) 挙式、(6) 披露宴、(7) 結婚祝、(8) 写真と、細かく指示がされている。次に出産その他については、(1) 出産祝、(2) お宮詣り、七五三、(3) 節句、誕生祝、(4) 金婚式、銀婚式、還暦、古希、喜寿、米寿の祝、(5) 個人間の贈答である。葬儀については、(1) 簡素厳粛、(2) 死亡通知、(3) 通夜、(4) 喪服、(5) 葬列、(6) 葬儀、(7) 花輪や香奠、(8) 法要と指示されている。全般的に倹約と簡素化を細かく指示しているのであるが、結婚で注目されるのは「調度や衣類は新調を見合わせ、必要と余裕がある場合は貯金又は国債等で持参せしむること」と、貯蓄と国債を勧めている点である。こうした家庭生活への指導に関しては、大日本婦人会が具体的に伝達していたことは十分予測できることではあるが、その他の常会や国民奉公団など別の団体でも、こうした冠婚葬祭の簡素化の呼びかけはできるのであって、複数のルートからの冠婚葬祭の簡素化を伝達していたと考えられる。

(4) 福利厚生

鈴木文書の中には、いわゆる生活保護に関する文書が含まれている。これは、はたして鈴木氏が大日本婦人会の理事という職責で必要であったのか、それとも名好町役場での書記という仕事上で必要であったのかは、この資料からではわからない。また樺太庁に独特であるのか、それとも日本全国一様であるのかは不明であるが、「行旅病人調」(鈴木文書 90) は行き倒れの旅行者に対する公的機関の調書の原本である。この書類について「行旅病人調の書式の写し」(鈴木文書 101) があるので、実際に鈴木氏がこの書類を作成するため、記入に必要な事項をメモしていたのではないかと考えられる。そして「救護取り扱い、公金支出基準」(鈴木文書 110) は、病人や死体の処理にかかる費用の算定について言及した文書である。

また、「軍人遺族扶助願い書式写し」(鈴木文書 108)、「生活扶助願い」(鈴木文書 109) なども、鈴木氏がどの立場でこれらの文書を作成したのかは定かではない。生活扶助に関して、はたして鈴木氏は役場の書記の立場から、こうした扶助願いの書類を作成することに関与していたのであるかどうかは定かでないが、生活扶助について、時期と扶助金額を明示しているので、当時の樺太の物価水準を理解するうえで役に立つであろう。

たとえば、「生活扶助願い」(鈴木文書 109) は昭和 12 年 9 月の基準を昭和 13 年 6 月 3 日に通知した文書である。これには生活扶助を 1 人 35 銭から 7 人は 23 銭と、一人当たりの扶助金額を提示している。しかし昭和 15 年 2 月の通知である「生活扶助」(鈴木文書 111) は、昭和 16 年 11 月 17 日付けの生活扶助支出として、つぎのような基準を提示している。

1 人の場合	1 世帯 1 日あたり	70 銭
2 人の場合		1 円 18 銭

3人の場合	1円47銭
4人の場合	1円74銭
5人の場合	1円95銭
5人以上の場合	1人あたり21銭を追加する

こうした福利厚生に関する申請も、国民組織の末端に組み込まれていたと考えられる。

(5) その他

このほか、名好警防団が組織されていた。これが、いつの時点で組織されたのかは不明である。「名好警防団後援會々則」（鈴木文書 23）によると、役員は会長、副会長、幹事、評議員、審査員、監事が定められているが、この中の審議員は隣組から代表して総会に出席すると規定しており、かなり町内会と重複していたのではないかと考えられる。警防団は、空襲に備えた防空と関係が深いけれども、この地域は山火事の危険性が高く、単に防空だけでなく、常時、火災に対する準備として、警防団が組織されていたのである。

5 今後の課題

本稿で分析した鈴木文書は、戦時中の樺太における国民組織の形態、行政との連携、国民動員の実態を具体的に示している。また、十分ではないにしても、名好町出身者から当時の状況を聞くことで、樺太の日本人コミュニティの様子がある程度復元できた。

樺太での生活は、国境地帯であり、かつ「外地」という植民地であることから、「内地」と類似しながら、異なる地方制度が実施されていた。また移住を促進させるため、樺太庁の優遇政策もあった。樺太から引き揚げた方々からの聞き取りで、引き揚げ後の苦労話をよく聞いたけれども、戦後、網走近郊に樺太からの引揚者が集団で入植した地域で聞いた話しは印象的であった。それは、戦前の樺太には、すでに上水道が敷設されていたのに、戦後の北海道では上水道がなかったことであった。そこで、樺太からの入植者たちは「戦前の樺太と同じように上水道を引こう」と奮起し、周辺のどの入植地よりも早く上水道施設を設置したのであったという¹⁰。

また役場の職員も、「外地手当」が出て、「内地」で勤務するよりも、ほぼ倍の給料が出ていたという。こうした優遇政策に加え、戦前の日本国内のパルプの半分近くを供給していた樺太の主要産業である製紙工場に木材を供給し、炭鉱、水産業、農業と、豊富な資源を元に、名好町は活況を呈していた。昭和16年の時点で、人口18,618人の町に、旅館6軒、料理・貸座敷6軒、飲食・カフェー2軒がひしめき¹¹、映画館も二つあり、かつ大相撲まで樺太巡業で名好町に来ていたということは、サハリンでの一寒村になっている現状からは想像もつかない。

こうした樺太の一地方の生活を、聞き書きによって復元していくことは、時間の経過に伴い難しくなっている。本稿では、鈴木雅一郎氏が残した文書を元に、当該地域に居住さ

れていた方々から聞き取りで、樺太での生活を復元してきた。名好町からの引揚者の親睦団体である名好会が編集した文集には、貴重な写真が数多く掲載されている。このことから、まだ個人的に当時の資料を所持されているのではないかと考えられる。今後も、こうした資料の発掘と、それにともなう記憶の記録が必要である。

鈴木文書一覧

番号	書類	内容	年月	枚	備考
1	辞令書	書記鈴木雅一郎 職務勉勵ニ付金百三十圓賞與	昭和18年		
2	通知書	旅費計算	昭和18年		
3	辞令書	尋常高等小学校長鈴木雅一郎殿 他府縣學事視察ヲ囑託ス	大正14年		
4	辞令書	北小澤投票分會事務員 書記鈴木雅一郎 北小澤投票分會事務員ヲ免ス	昭和16年		
5	書簡	大日本少年団結成通知	昭和16年		
6	書簡	葬儀礼状、大日本婦人会宛	?年9月		
7	楽譜	樺太島歌			
8	辞令書	鈴木雅一郎 昭和十五年國勢調査員ヲ命ス	昭和15年		
9	感謝状	軍隊慰問品寄付	昭和18年		
10	メモ	清水市江尻尋常小学校活動メモ	なし		
11	新聞切抜	島國心と大陸心	なし		
12	掲示	告示發布報告	昭和16年		
13	辞令書	防空委員會ニ關スル件	昭和16年		
14	公文書	昭和十六年六月二十日執行名好町會議員選舉事務分擔表	昭和16年		
15	辞令書	町會議員総選挙北小澤投票分會事務員	昭和16年		
16	俸給	書記鈴木雅一郎 月俸金百二十圓ヲ給ス	昭和16年		
17	俸給	書記鈴木雅一郎 月俸三十五圓給與	昭和16年		
18	俸給	書記鈴木雅一郎 職務勉勵ニ付金八拾貳圓賞與	昭和18年		
19	辞令書	囑託状 教育委員會	昭和14年		
20	表紙				
21	文書	大政翼賛會実践要綱	記載なし		
22	規程集	大政翼賛會樺太支部規程	記載なし	11	
23	規程集	名好警防団後援會々則	記載なし	6	
24	メモ	行政組織ト国民組織奉公壯年団体系	記載なし		
25	書類	納税袋			
26	チラシ	防空の唄と踊 敵の飛行機來たならば・毒瓦斯性狀一覽・毒瓦斯症狀ト救急			裏表
27	書類	常会出欠、会費納入、隣組常會の志を	昭和18年		裏表
28	メモ	電報原稿	記載なし	5	
29	公文書	昭和十七年度戸別割申告書	昭和17年		裏表 個
30	公文書	昭和十七年分第三種所得金額乙種資本利子金額申告書	昭和17年		裏表 個
31	メモ	鉛筆書き下書き	記載なし		

32	新聞切抜	社説 無敵の闘魂・名譽心の昂揚、 社説 生活基準設定の問題	記載なし		
33	新聞切抜	交通動員の徹底 補給が戦勝を決す	記載なし		
34	公文書	名好町常會員名簿	昭和19年	裏表	
35	公文書	大政翼賛會名好町支部役職員名簿	記載なし	裏表	
36	出版物	躬行 三月號, 昭和18年、贈呈印	昭和18年	9	
37		厚紙・表紙			
38	公文書	常會の誓	記載なし		
39	公文書	第二十一區八千代會ノ概要	昭和15年	7	
40	メモ	始末書。公文書紛失	昭和14年		
41	印刷物	誓	記載なし		
42	メモ	市町村組織方法の改正に関する事項	記載なし	9	個人論文
43	メモ	健康教育について	記載なし	2	個人論文
44	メモ	派遣軍歓迎歌 (アムール河の譜)	記載なし		歌詞
45	印刷物	樺太廳報 第五百七十號	昭和19年		
46	印刷物	樺太産業組合報 (號外)	昭和16年 12月15日		
47	印刷物	豊原市公報	昭和17年 7月28日		
48	公文書	町會議員選舉人名簿登録脱漏異議申立書	昭和16年		2組
49	公文書	第二十一區八千代會ノ概要	昭和15年		
50	公文書	區内常會日程表	記載なし		
51		厚紙・表紙			
52	印刷物	企業許可令に就いて (樺太庁特別法)	記載なし		
53	印刷物	電報用紙			
54	印刷物	人口調査表			7組
55	印刷物	寄留届			
56	印刷物	日本赤十字社概要			
57	メモ	組合設置等の覚書	記載なし		
58	印刷物	常會の開き方(真岡町役場)	昭和16年 4月	7	
59	メモ	紙芝居斡旋ニ関スル件	記載なし	4	
60	印刷物	冠婚葬祭の新様式、民意暢達など	記載なし		印刷物の 切れ端
61	メモ	常會ノ理論ノ基運営	記載なし	14	個人論文
62	メモ	物資配給ニツキテ	記載なし	10	個人論文
63	印刷物	金屬類保有状況調査規則 (樺太庁特別法)	昭和16年	8 別表1	
64	メモ	部落会町内会隣組ト翼賛会トノ関係ニツキ問答		4	

65	印刷物	常會の誓			
66	印刷物	常會第七號昭和十六年七月一日 七月常會指針ニ關する件、大泊町長	昭和16年 7月1日	4	
67	公文書	香港陥落記念國防献金送付ニ關スル件 海軍省献金係宛	昭和17年 1月23日		
68		香港陥落記念國防献金送付ニ關スル件 陸軍大臣官房国防金品掛宛	昭和17年 1月23日		
69	メモ	島の名前、日本名との対照	記載なし		
70	文書	内第三五八號 告示發布報告	昭和16年 5月14日		
71	印刷物	冠婚葬祭の新様式 (恵須取支庁印)	記載なし	11	
72	メモ	昭和18年国民貯蓄目標額	昭和18年		
73	新聞切抜	アラタナルダイ IPPO 二千六百一年の春 祖國のために立上がる覺悟	記載なし		
74	新聞切抜	市町村長の優遇確立 勅・奏任待遇の榮 自治功勞者も國家表彰	記載なし		
75	新聞切抜	太平洋へ主力集注 米軍自ら墓穴掘る 戦局好轉の鍵は銃後に	記載なし		
76	公文書	昭和十九年度國民貯蓄増強方策要綱 (謄写印刷、役場便箋)	昭和19年	6	
77	封筒	名好役場封筒			
78	メモ	急迫事態ニ即應 日婦昭和十九年度運動決定事項	昭和19年	4	
79	メモ	昭和十八年度 國民貯蓄増加實績報告 名好町	昭和18年		
80	印刷物	眞岡町常會規約	記載なし		
81	メモ	道のひかり	記載なし		
82	メモ	國民貯蓄増進協会挨拶文	昭和19年	7	
83	印刷物	國債貯金取扱要領	記載なし	18	
84	印刷物	國債郵便貯金規則	昭和18年	6	
85	メモ	國債財金	記載なし	3	
86		昭和十九年度樺太名好郡名好町歳入歳出豫算	昭和19年	36	
87	新聞切抜	貯蓄に新戦法 出張・買物貯金はいかゞ	記載なし		
88	新聞切抜	敵巨體に死の突撃 病身の御奉公誓ふ純情 牧一飛曹を偲ぶ			
89		厚紙・表紙			
90	印刷物	行旅病人調書、軍事扶助願ひ等	記載なし	39	申請書式 一式
91	印刷物	眞岡町役場吏員常會規約	記載なし		
92	印刷物	眞岡町第 區内會規約	記載なし		
93	印刷物	三規 六則 眞岡町第十五區	記載なし		

94	新聞切抜	まづ一万圓貯金 いまが逃せぬ好機	記載なし		
95	新聞切抜	社説 戦時生活の眞義に徹せよ	記載なし		
96	新聞切抜	社説 帝國を一單位とする國民生活	記載なし		
97	印刷物	報國教育號ノ歌	記載なし		
98	印刷物	樺太廳報 第五百七十一號	昭和17年 8月11日		
99	メモ	歌詞 建國祭行進歌	記載なし		
100	謄写印刷物	誓、アツツ島	記載なし		
101	メモ	行旅病人調 書式の写し	記載なし	6	
102	メモ	翼賛壯年団参考	記載なし	7	
103	メモ	購買力メモ	記載なし		
104	新聞切抜	貯蓄組合法施行規則公布	記載なし		
105	新聞切抜	日獨伊三國條約ほか	記載なし		
106	新聞切抜	樺太廳増税案決定 一部、内地より低課率	記載なし		
107	新聞切抜	修練研磨の道場場に青年常會を開け！ 樺太青少年團本部から指令	記載なし		
108	メモ	軍人遺族扶助願い書式写し			
109	メモ	生活扶助願い	昭和13年		
110	メモ	救護取り扱い、公金支出基準	記載なし		
111	メモ	生活扶助	昭和16年	3	
112	印刷物	裁定前特別借入申込書 原本	記載なし		
113	印刷物	寒冷地に於ける自家用鹽の造り方 札幌地方專賣局	記載なし	9	
114		名好町役場封筒			
115	領収書	清水市処女會	昭和10年		
116	印刷物	樺太の近況	記載なし		
117	公文書	昭和十八年事務報告書並財産表 名好郡名好町	昭和18年		
118	公文書	昭和十七年 大日本婦人會参考書類 名好町支部	昭和17年		

※ 個＝個人情報記載

1 中生勝美「樺太の朝鮮人労働者：サハリン残留韓人のオラルヒストリーと公文書記録から」崔吉城編『北東アジアにおける日本植民地と民族移動に関する文化人類学的な研究』平成13年度科学研究（基盤研究（B）（1）、基礎研究（C）（1）、21～44ページ。中生勝美「サハリン調査中間報告」『和光大学人間関係学部紀要』5号、2001年3月20日、177～208ページ。

2 戦前に出版された地方史としては西鶴定嘉『樺太 大泊史』国書刊行会、1981年（初版1939年）がある。戦後は町村単位の親睦団体、小学校同窓會が町村誌、文集を編纂している。これらの資料

をもっとも所持しているのは、樺太引揚者の親睦団体である全国樺太連盟である。

3 全国樺太連盟編『樺太沿革・行政史』全国樺太連盟、1978年、342ページ。

4 同上書、341ページ。

5 移住元が、北海道・樺太・東北地方が多いのは、名好町が短期間に形成されたことに関係している。農業移民で形成された真岡庁野田町は、高知県からの移住者から始まり、その関係で同県人を呼び寄せたため、「樺太の土佐村」とも言われた。このように、農業が主たる生業の場合、特定地域からの移住者が多くなっている。樺太野田小学校同窓会・野田白樺会編『樺太 野田町の思い出』私家版、1980年、37-39、50、288ページ。

6 名好町から引き揚げた方々の親睦団体、名好会の活動の中心的メンバーも、樺太在住のときは小学生か中学生であるので、こうした公的制度について、聞き取りによる調査は不可能に近い。唯一、名好町役場に勤務した経験のある沼田氏からは、有益なコメントがいただくことができた。すでに、樺太時代の聞き書きによる復元は、難しくなっている。

7 名好会の会員からの聞き取りにも、学校で社会主義運動をしたために官憲に目をつけられ、それを逃れるために、名好町の親戚を頼ってきた人もいたということを知った。外来者ばかりでできた町であるので、前歴は問わないという風潮があり、かつ「外地」であるため、「思想犯」としてマークされたものも入り込みやすかったのであろう。

8 1935年から36年にかけて、熊本県の須恵村で調査をしたエンブリー夫婦は、村人が婦人会に対して不満を持っていたことを記録している。それは、村の女性たちが婦人会は実際の目的を持たず、お国のための良いことをしていないと不満を述べ「ただ集まって金を集めとるだけ」という言葉を紹介している。ロバートJスミス、エラ・ルーリィ・ウイスウェル 川村望・斉藤尚文訳『須恵村の女たち：暮らしの民俗誌』御茶ノ水書房、1987年、86ページ。

9 資料には、合計金額が1895,775円となっていたが、個別の数値を計算して1895,770円に訂正した。資料の性質上、合計金額が正確で、上記の数値が5円異なっている可能性もある。

10 樺太庁は、衛生と防火のために不可欠として、早い時期から上水道を必要な施設として豊原・大泊・真岡・野田・泊居・名好に木樋・木管の簡易水道を施設し、名好には明治43年(1910年)に設置している。その後、名好は鉄管上水道に改修して、昭和7年には竣工している。名好郡会編『思い出の名好』私家版、1990年、40ページ。

11 同上書、26、80ページ。

昭和 19 年、樺太における炭鉱労働者配置転換に関する史料紹介

外交史料館所蔵『本邦労働者関係雑件 樺太及釧路ニ於ケル炭鉱勤労者ノ配置転換関係』

小池聖一

(広島大学総合科学部助教授)

はじめに

太平洋戦争(対英米蘭戦)開始後(昭和 16 年(1941 年)12 月 8 日～昭和 20(1945 年)8 月 15 日)、樺太の防衛は、それまでの対ソ戦中心から対米戦を想定して樺太南部の防衛も意識するようになっていった。

敗戦直前、樺太の防衛を担当していた陸軍第 88 師団では、基本的に北方対ソ戦を作戰の中心にしていたが、対米戦のため南方防衛も準備しつつあった⁽¹⁾。

北方については、昭和 18 年春から八方山陣地という国境陣地の構築を開始し、昭和 19 年に入ると、東軍道および樺太南部で対米陣地の構築も開始されていた。また、日本にとって戦況が暗転する昭和 18 年段階から、船舶の南方への配置転換等により、樺太と北海道との海上連絡と防衛は困難になりつつあった。このため、樺太で採掘された石炭の北海道移送も困難になりつつあり、鉱山の閉鎖や、炭鉱労働者の配置転換が必要となっていた。

そして、昭和 19 年(1944 年)8 月 10 日、炭鉱労働者の配置転換が決定され、実行に移された。本稿では、樺太炭鉱労働者の配置転換について外務省外交史料館所蔵外務省記録を紹介することで明らかにしたい。

なお、本記録ファイル、外務省外交史料館所蔵『本邦労働者関係雑件 樺太及釧路ニ於ケル炭鉱勤労者ノ配置転換関係』(I75)は、敗戦後、内務省から外務省管理局に移管されたものである。その後、一旦、外務省研修所に保管され、外交史料館開館後、同館に移された。本記録の旧表紙には、「樺太炭鉱整備関係一件書」「炭鉱整備」との黒ペン書で表題が付されており、元の簿冊が糸綴であったことがわかる。また、表紙には、「管理局長」「総務部長」「北方課長」三名の決裁書式があり、「北方課長」のみ押印がなされている⁽²⁾。

なお、労働者配置転換の主務は、軍需省であり、本記録ファイルは、内務省が保管していた「写」である。ただし、本記録ファイルには、軍需省が保管していた本冊に綴り込まれていない可能性のある警察資料等内務省固有の文書を含んでいる⁽³⁾。

1. 労働者配置転換の決定

昭和 19 年(1944 年)8 月 11 日、樺太および釧路の炭鉱労働者・資材を日本本土に急速転換することが閣議決定された⁽⁴⁾。

閣議決定文書として本記録が所収している昭和 19 年 8 月 10 日付軍需大臣藤原銀次郎より内閣総理大臣小磯国昭宛軍務閣第 56 号「樺太及釧路ニ於ケル炭鉱勤労者、資材等ノ急速転換ノ件閣議稟請」では、急速転換について次の二点が理由として挙げられている。第一

は、「現下急迫セル内地石炭需要打開ノ一方策トシテ」「樺太及釧路」の労働者、資材の転換を図る、とするものである。第二が、樺太および釧路と本土間の「海上輸送力ノ逼迫」があげられている。この「樺太及釧路ニ於ケル炭鉱勤労者、資材等ノ急速転換ノ件閣議稟請」が昭和19年8月11日に閣議決定され、同日付で内閣総理大臣小磯国昭から軍需大臣藤原銀次郎宛の内閣甲第六六号「指令」となった。この閣議決定、指令を受けて作成されたのが、昭和19年と日付のある文書番号一九燃第二一四一号「樺太及釧路ニ於ケル炭鉱勤労者、資材等ノ急速転換ニ関スル件通牒」である。通牒のなかでより労働者転換の理由が、より明らかとなる。戦局が日本に不利に推移するなか、「海上輸送力ノ逼迫ニ因リ樺太及北海道釧路地方ニ於ケル産出炭ノ輸送ハ今後殆ンド之ヲ期待シ得ザル現状ナルニ鑑ミ之等両地方ノ炭鉱勤務者及資材等ヲ輸送力ノ裏付アル地方ニ急速転換シ以テ急迫セル石炭需給状況ヲ打開」するためであった。なお、本通牒は、前記、閣議決定に伴い、軍需次官、厚生次官、内務次官の三名連記で出されたものである。前記の閣議稟議、指令は、本通牒の別紙の形態で所収されている。

転換元である樺太(釧路)の炭鉱については、「樺太及釧路ニ於ケル炭鉱勤労者、資材等ノ急速転換実施要綱」で、①廃止炭鉱、②休止炭鉱、③保坑炭鉱、④維持炭鉱の四つに分類される。それぞれにつき、①廃止炭鉱および②休止炭鉱については「女子ヲ除クノ外全員」を「内地」に転用し、③保坑炭鉱については、要員として1乃至2割の人員を残留させるほか、他を転用することが決定された。樺太では、①廃止炭鉱として、上塔路、白鳥澤、諸津、三福、名好、豊畑、興南の各炭鉱が、②休止炭鉱として、千諸、北小澤、小窓内、安別が対象とされた。③保坑炭鉱として、塔路、大平、西欄丹が、それ以外の炭鉱は、④維持炭鉱とされた。

(表-1) 樺太の炭鉱

炭鉱名	炭鉱形態	推定埋蔵量(t)	S13	S14	S15	S16	S17	S15	S16	S17
			出炭量(t)	出炭量(t)	出炭量(t)	出炭量(t)	出炭量(t)	移出量(t)	移出量(t)	移出量(t)
安別	休止炭鉱	19,400,000	162,396	214,926	161,496	152,842	25,487	168,230	132,640	76,650
興南	廃止炭鉱	10,296,000	38,799	46,230	76,935	97,055	52,395	57,495	78,485	62,040
北栄	維持炭鉱	227,995								
立石	維持炭鉱	337,000								
西欄丹	保坑炭鉱	95,400,000		76,268	237,038	351,701	342,851	119,140	258,130	195,530
豊畑	廃止炭鉱	23,049,559	45,124	197,069	221,171	197,908	108,084	192,540	161,000	108,940
名好	廃止炭鉱	1,965,629	74,379	51,211	109,404	109,246	94,385	88,830	74,699	73,630
北小澤	休止炭鉱	156,390,000	164	276,400	534,300	573,000	383,700	327,790	488,710	408,261
三福無煙	廃止炭鉱	1,800,000			10,200	14,835	17,210		8,735	10,970
諸津無煙	廃止炭鉱	7,272,000	23,644	110,304	135,474	40,876	36,917	99,185	75,795	23,000

千緒	休止炭鉱	1,800,000								
白鳥沢	廃止炭鉱	53,000,000		33,689	176,969	274,097	178,070	61,170	177,170	129,220
塔路	保坑炭鉱	166,670,000	768,653	1,036,550	1,108,700	1,045,450	800,350	959,795	909,260	646,615
雄武洞	維持炭鉱	23,736,200								
上塔路	廃止炭鉱	30,000,000	2,130	201,371	425,743	485,742	208,693	323,616	391,250	219,193
大平	保坑炭鉱	63,082,200	664,910	833,243	1,003,195	914,468	666,970	491,075	568,274	325,854
恵須取	維持炭鉱	19,989,582	129,255	186,429	139,262	37,606	99,003	144,020	34,460	34,048
杉森	維持炭鉱	21,655,000								
珍内	維持炭鉱	19,724,200	43,833	116,275	143,912	125,224	94,750	123,818	89,063	53,065
南珍内	維持炭鉱	166,459,930		68,558	112,260	125,300	52,991	101,707	88,170	18,040
三浜	維持炭鉱	122,845,449								
小田洲	維持炭鉱	7,500,000	63,474	84,833	112,260	125,300	52,991	79,512	60,499	33,910
大栄	維持炭鉱	3,438,500	116,736	127,415	116,857	119,762	117,815	0	0	0
野田	維持炭鉱	1,520,000								
鶴巣	維持炭鉱	1,551,950								
内幌	維持炭鉱	145,210,000	259,103	275,362	314,360	353,400	391,200	12,879		
内川	維持炭鉱	129,918,000	87,968	116,063	120,740	129,400	131,920	0	0	0
泊岸	維持炭鉱	45,000,000	256	42,440	143,676	215,062	190,913	34,740	125,810	84,530
知取	維持炭鉱	6,674,225	147,701	159,469	150,102	145,024	108,769	0	0	0
北辰	維持炭鉱	660,000			5,146	28,469	18,000	0	0	0
慥保	維持炭鉱	44,663,760	66,666	78,236	91,332	115,852	96,305	38,850	82,745	28,845
白浦	維持炭鉱	5,100,000	72,991	84,450	86,613	71,573	63,496	5,173	35,175	18,850
内淵	維持炭鉱	300,000,000		2,039	55,338	56,412	26,747			3,220
川上	維持炭鉱	56,427,000	422,851	318,384	334,849	391,561	387,084	0	0	0
美田	維持炭鉱	11,238,604	82,187	139,209	188,398	155,336	118,625	135,752	107,770	78,621
その他			162,176	122,985	119,515	71,459	33,388	84,190	48,880	29,860
合計		1,764,002,583	3,435,396	5,000,206	6,435,929	6,471,414	4,919,976	3,720,243	3,996,720	2,662,892

『本邦労働者関係雑件 樺太及釧路ニ於ケル炭鉱勤労者ノ配置転換関係』(I75)および『本邦産業状況関係雑件 樺太関係』(E192)より作成。

転換に対する政府補償は、廃止炭鉱で鉱区、土地、建設及び設備費を補償。評価に関しては、転換設備の価値を考慮することとなっていた。休止鉱山については、「通常生スベキ損失」として「投下資本ニ対スル金利及利潤並ニ坑道ノ純失又ハ毀損ニ因ル損失」と「残存設備ニ対スル減価償却費」を補償することとしている。保坑炭鉱では、排水費、保坑費、

投下資本に対する金利及び利潤ならびに残存設備に対する減価償却費を補償することとなっていた。廃止・休止炭鉱は、「炭鉱現地ニ於テ負担スベキ経費(設備ノ撤去費等)」を補償することとした。廃止・休止炭鉱の貯炭は、樺太石炭株式会社・日本石油株式会社をして買い上させ、資金に対する金利並びに貯炭売上の損失を補償することとなっている。また、補償費の評価は評価委員によるものとしていた。これにより、労働者の配置転換と配置転換先は、「内地勤労者」3000名(常盤向1500名、山口向1500名)、「半島勤労者」3000名(常盤向350名、九州向1650名)、「季節労務者」1000名(努力目標)、「荷役労務者(季節)」2000名、合計9000名とされた。「備考」には「(一)具体的転換先ノ選定ニ付テハ整理炭鉱側ノ希望、受入炭鉱側ニ於ケル賃金、食糧等ノ事情ヲ勘案シ一部ヲ北海道(石狩地区)ニ残留セシムルコトアルモノトス」「(二)北海道荷役向、九州荷役向ハ地方行政協議会長ヲシテ機動的ニ運用セシメ之ヲ石炭関係作業ニ従事セシム」とされていた。なお、整理炭鉱に関連する家族及び資材の移転は別途調査の上、計画実施することとされた。

2. 転換の実態

より具体的には、「樺太ニ於ケル炭鉱整理実施細目(案)」が策定されている。整理の開始は、昭和19年8月19日とされ、廃止・休止・保坑の各炭鉱について処理の細目が定められた。整理炭鉱は、8月19日以降、特別会計を設け、石炭統制会の指示のもと処理することとなった。そして、最終的に樺太石炭株式会社が一括譲渡を受け、買収することとなった。保坑炭鉱については、終期を一応昭和22年3月末日としていた。

問題は、本細目の「第七 付帯事項」である。「一、勤労者ノ転換ニ伴フ家族ノ引取りニ付キテハ最善ヲ尽スヲ原則トスルモ船腹ノ都合等ニ依リ残留ヲ余儀ナクセラレタル家族及療養中ニシテ転換不能トナリタル勤労者等ニ対シテハ其ノ生活ニ支障ナキ様厚生施設其ノ他ノ諸手配ニ万全ヲ期ス如ク措置スルモノトス」としていた。そして「二、転換勤務者ニ伴イ残留家族ニ対シテハ左記別居手当ヲ支給スルモノトス」「(一) 会社規程アルモノハ之ニ依ルヲ原則トスルモ規程ナキモノ及規程アルモ其ノ程度低キモノハ転換勤務者一人ニ付キ職員ニアリテハ最低月七十五円、労務者ニアリテハ最低月五十円トスルコト」「(二) 国民徴用援護会ハ規定ニ基キ前項手当以外ニ転換勤務者一人ニ付キ月十五回ノ別居手当ヲ支給スルモノトス」とされていた。

本記録ファイル『本邦労働者関係雑件 樺太及釧路ニ於ケル炭鉱勤労者ノ配置転換関係』(I75)では、この残留が想定される家族に対して、財団法人国民徴用援護会樺太支部に関する文書が所収されている。具体的には、「財団法人国民徴用援護会樺太支部設立理由」「昭和十九年度財団法人国民徴用援護会樺太支部歳入歳出予算案」「財団法人国民徴用援護会樺太支部規定案」「財団法人国民徴用援護会樺太支部処務規程案」「財団法人国民徴用援護会樺太支部出張所規程案」を所収している。このなかに「整理炭鉱従業員数調」(表-2)、「荷役労務者転換員数」、「炭鉱付帯土建関係者転換者数調」、「整理炭鉱家族員数調」(表-3)が所収されている。「荷役労務者転換員数」は、総数2,025名(男、1,370名、女、630

名、引率、15名)で転換先は、函館港運、北海道石炭荷役(小樽)、留萌港運、室蘭港運、石炭港運(小樽)が想定されていた。また、「炭鉱付帯土建関係者転換者数調」は、従業員総数3,851名(男、3,753名、女98名)、事故者等を除いた転換可能者の総数は、3,599名であり、樺太州内への転換は、「内地人」1,596名(女83名)、「朝鮮人」1,211名(女6名)、北海道への転換は、「内地人」225名(女3名)、「朝鮮人」470名であった。

(表-2) 整理炭鉱従業員数調

炭鉱名	職員			労務者			労務者			労務者合計	総計
	家族者	単身者	計	内地有家族	内地単身者	計	朝鮮人有家族者	朝鮮人単身者	計		
安別	49	32	81	139	59	198	39	92	131	329	410
興南	30	20	50	85	36	121	24	56	80	201	251
西欄丹	132	88	220	370	159	529	156	197	353	882	1102
豊畑	53	35	88	148	63	211	42	98	140	351	439
名好	48	30	78	132	56	188	37	87	124	312	390
北小沢	148	98	246	415	178	593	118	276	394	987	1233
三福	12	8	20	29	12	41	6	20	26	67	87
諸津	20	14	34	57	24	81	16	37	53	134	168
千諸	3	0	3	15	0	15	0	0	0	15	18
白鳥沢	74	50	124	207	89	296	59	138	197	493	617
上塔路	192	124	316	530	227	757	151	353	504	1261	1577
塔路	268	178	446	750	320	1070	224	489	713	1783	2229
大平	180	120	200	503	217	720	144	326	480	1200	1500
計	1209	797	2006	2380	1440	4820	1016	2179	3195	8015	10021

(表-3) 整理炭鉱家族員数調

炭鉱名	職員	労務者			女子従業員			炭鉱依存住民	総計
		内地	半島	計	内地	半島	計		
安別	219	481	0	700	102	0	102	70	872
興南	154	152	381	687	64	8	72	69	828
西欄丹	388	203	293	884	159	2	161	88	1133
豊畑	237	327	162	926	98	8	106	93	1125
名好	253	394	273	920	95	22	117	92	1129
北小沢	51	1701	0	1753	168	4	172	175	2099
三福	46	75	3	124	68	0	68	12	204
諸津	234	310	81	625	162	0	162	63	850

千諸	0	24	0	24	0	0	0	3	27
白鳥沢	351	975	283	1609	203	10	613	161	1983
上塔路	615	2277	602	3494	415	189	604	350	4448
塔路	609	4192	842	5643	506	5	511	564	6718
大平	800	1906	678	3384	358	21	279	340	4103
計	3957	13217	3598	20772	2398	269	2667	2080	25519

「援護活動」については、昭和19年5月9日閣議決定「被徴用者等勤務援護強化要綱⁽⁵⁾」に基づく「被徴用者等勤務援護強化要綱」(一九、八、一四)で明らかにされている。第一にあげられたのは「勤労者(軍務及技術職員ヲ含ム)ノ離散ヲ防止スルタメ未ダ労務調整令第二条ノ指定ナキモノニ付テハ同条ノ指定ヲ為スト共ニ警察当局ニ於テ逃亡防止ノ措置ヲ講ズルコト」であった。そのうえで、「第二、勤労者ノ配置転換」では、「(一)勤労者ハ政府ノ定ムル転換先ニ可及的集团的ニ配置転換スルコト但シ右転換先ノ決定ニ付テハ企業系統、作業条件等特殊事情ヲ考慮スルコト」、「(二)受入炭鉱ハ転換勤労者ノ住居施設等ニ付萬遺漏ナキヲ期スルコト」とし、「(三)でこの(二)について地方鉱山局をして転換先炭鉱に働きかけることが規定されている。その他、転換先での労働者の生活に関すること等が規定されている。

本記録には、樺太庁長官大津敏男より内務省地方局長宛で樺太における状況も伝えられている(昭和19年8月24日付樺太庁長官大津敏男発内務省地方局長他宛特秘密第8632号「炭鉱勤労者並ニ資材等ノ急速転換ニ関スル件」)。

まず、「一、一般動向」では、「厭戦及国策的言動等ナク又経済方面ニ於テモ預金払戻買換等特異ナル事象等無ク事態ハ極メテ平静ニ推移シツツアルモ一面目下ノ無風現象ハ徴用ノ名誉ニ対スル一時的感激及就業地転換ニ対スル好奇心ニ因ル処少カラズ急速ニ転換ヲ了スルニ非ザレバ時日ノ経過ト共ニ不平不安ノ言動抬頭ノ虞アルヲ以テ其ノ動向鋭意査察中ナリ」としていた。樺太各層の意見としては、「イ.炭鉱首脳部」として大平鉱業所の富田副長は、「従業員ノ家族ニ対スル慰藉方法ニ付テハ万全ヲ期スル」とし、「保坑対策ハ会社トシテ重大問題デアルカラ真似目デ計画性アル者ヲ残留セシメ遺憾ノナイ様ニ運用スル」と述べている。安別鉱業所河内久次郎は「案外順調ニ行クト思フガ此ノ炭鉱ニハ雇傭契約期間満了ノ半島人が相当居ルカラ充分注意ヲ要スル」と述べている⁽⁶⁾。基本的に、転換を受け入れる声しか掲載されていない。「ハ.労務者」では、残留家族を気にかける声が多いが、「太平鉱業所鉱夫半島人 高山千鶴」のように「皆半島ノ近クニ行ケルノデ喜ンデ居ル何処デ聞イタカ逃走シテ居タ仲間ガ二人帰ツテ来テ一緒ニ行キタイト頼ツテイル コノ分ナラ逃ゲダス様ナ者ハナイト思フ」とする意見もあった。

また、樺太庁長官大津敏男の報告書、総第755号昭和19年9月13日付樺太庁長官大津敏男より地方局長宛「石炭労務者転換ニ関スル件」では、作業の中心が労働者転換から資

材転換に移りつつあった。同時に、樺太内で家族援護、教育面での措置(学校の廃止・縮減)、関係市町村の予算的措置について対処しつつあることが伝えられている。

背景として「(1)一般動向」は、「転換炭鉱関係者ハ何レモ事態ノ必然性ヲ認識シ強固ナル決意ノ下関係町村民ノ熱狂的歓迎裡ラ既定輸送計画ニ従ヒ勇躍転進ヲ開始シ尙徴用令達当初多少動揺ノ色アリタル残留家族モ各関係機関ノ指導ニ依リ徴用ノ意義内容等闡明セララルルニ及ビ全ク不安感ヲ払拭シ欣然応徴者ヲ出発セシメツツアリ総ジテ勤労転換ハ円滑ニ遂行セラレアル」としていた。

問題は、「徴用外ナル炭鉱附属土木建築請負業者関係ニ於テハ炭鉱ニ対スル負債問題、既設諸設備ニ対スル補償、労務者募集経費ノ負担等ノ問題ニ付炭鉱側ト対立ヲ来タシ一部未解決ノ儘推移中」および「関係町村民ハ既ニ事態ノ不可能ナルヲ悟リ諦観的態度ヲ持シ居ルモ炭鉱依存ノ度強キ業者ハ今后ノ経営ニ関シ相当苦慮中ニシテ特ニ炭鉱所在地陸上小運送業者ハ廃休日ノ当日ヨリ失業状態ニ陥リ経済的打撃深刻ナルモノアルヲ以テ関係方面ト連絡ノ上之ガ対策ヲ萬全ヲ期シツツアリ」としていた。「(3)残留家族ノ言動」では、「来住日浅キ半島人家族ハ言語不通ナル異境ニ取残サル心細サヨリ良人ヲ見送り落涙スル者等アリタルモ内地人家族ハ徴用ノ内容、徴用援護等ヲ理解シ概シテ平静ヲ保チツツアリ然レ共今後長期ニ亘リ別離ヲ継続スルニ於テハ漸次不平不満ヲ招来スル虞アルニ付之ガ処遇ノ万全ヲ期スルト共ニ其ノ言動内査中」としていた。より具体的には、「塔路炭鉱坑内夫婦妻」は、「十九日ノ令達式デ内政部長サルモ炭鉱ノ所長サンモ家族ノ事ハ絶対心配ナク出発サレタイト話サレタガ若シ之ヲ裏切り私達家族ヲ不安ニ陥レル様ナコトガアツタラ女一同デ「ストライキ」ヲ致マス」と述べている⁽⁷⁾。

3. 転換の実施

昭和19年8月25日、第一船、亜庭丸が出港してから、9月23日、白龍丸の恵須取港出港を最後に、労働者の急速転換計画は、実施に移された。

記録には、「樺太、釧路勤労者資材等急速転換事務 中央、現地間連絡電信文(二)」が所収され、現地と軍需省間で配船の様子、および問題とされていた「逃亡者」がいないことが連絡されている。

昭和19年9月25日着樺太庁長官発内務省地方局長宛電報では、次のように伝えている。

電報訳文(一九、九、二五受)

炭鉱労務者転換ノ件

政府ノ方針ニ基キ予テ実施中ノ管下炭鉱労務者大量内地転換ノ件ハ九月二三日恵須取港発白龍丸五六三名ヲ最後トシ極メテ平穩且順調ニ終了ス 八月二五日第一船亜庭丸出発以来十五回労務者総数九、七〇二名(内炭鉱労務者七、七四九、荷役労務者一、九五三)他ニ家族九一八名ニ達シ特ニ挙グベキ事故モナク労務者何レモ時局ノ重大性ヲ認識シ勇躍出発シ後ニ残サレタル家族約一万名モ極メテ平穩且明朗ニシテ何等危惧ス

ベキ事項ナシ御安心願フ 今後家族ノ援護其ノ他地方民心ノ安定ニ付特ニ努力致スベ
キニ付格別ノ御指導御援助ヲ願フ右取敢ヘズ報告申上グ

樺太庁長官

内務省地方局長宛

この後、急速転換の対象は、労働者から資材が対象となったが、資料は現在のところ存在しない。同様に、残留した保坑要員および維持炭鉱労働者および残留労働者家族等に冠する資料も存在していない。

おわりに

敗戦後、防衛庁防衛研究所図書館戦史資料室所蔵の断片的な資料のなかで、昭和 21 年(1946 年)3 月 3 日の目撃情報として内幌炭鉱(樺太)で、1,500 人の日本人が「昭和二一、二、豊原ヨリ移動 朝鮮人に使はれてみると云ふが恐らく鮮人が「先手」等をしてゐるとの事であろう」と報告され⁽⁶⁾、引揚についても「一 四八、七、一三(田村)アイヌ十三名、北海道定着者引揚」「二 同前 日本内地ニ本籍ヲ持タヌ アイヌ朝鮮ハ帰サヌ」との断片情報が存在している⁽⁹⁾。

また、本記録には、戦後、外務省管理局で「第二次樺太炭鉱整理費措置要領案」(昭二一、三、一九 管、経、大)が追加されている。このなかで、昭和 19 年下半期分整理費については樺太庁の支出済指令書に基づき、630 万円の支出をすることとなっている。しかし、昭和 20 年度上期分で外務省管理局は、「(一)廃止炭鉱補償費」を「終戦ニ依ル事態ノ変更ニ即応シ在外財産ニ対スル補償措置ト睨合セ再検討ノ要アルヲ以テ之ガ支出ハ一応保留スルモノトス」とし、「(二)保坑費、管理費等補償費」を「業者リノ申請ヲ審査ノ上終戦時期ニ至ル迄ノ分ニ限り之ガ支出ヲ為スモノトス」、「(三)休止炭鉱補償費、保坑炭鉱補償費(保坑費ヲ除ク)設備費償却費」等については、「終戦時期迄ノ分(要支出額二六三万円、予算額三一六万円)ハ一応之ガ支出ヲ留保シ終戦時期以降ノ分ハ之ガ補償ヲ打切ルモノトス(一般在外財産ノ処理トシテ取扱ハルモノトス)」とされた。結果として「三、右ニ依リ差当リ支出ヲ要スル補償金額ハ昭和十九年度下期分及昭和二十年度上期分併セ合計一、八三〇万円ノ見込み尚樺太炭鉱整理費ハ昭和二十年度上期分ヲ以テ打切り別途在外財産ノ処理トシテ取扱ハルモノトス」とされたのであった。

以上、本記録は、労働者の急速転換の決定から計画、実施にいたるまでを理解しえるものの、資材の転換、昭和 19 年 9 月から敗戦にいたるまでの状況を示す文書を所収していない。本報告書の趣旨に照らし、樺太の朝鮮人・韓国人という問題に関しては、労務者総数 9,702 名(内炭鉱労務者 7,749 名、荷役労務者 1,953 名)、このうち朝鮮人、韓国人は、3,130 名で(「勤労者輸送計画表」19.9.6 現在、による)、その他家族 918 名の合計 10,152 名であった。これらの人員は、昭和 17 年度の樺太総人口(404,920 人)の約 2.5%、日本人(385,089 人)の 1.8%、朝鮮人・韓国人(21,078 人)の 14.8%であった。また、職業別では、鉱業総

数(26,640人、内、女性4,475人)の36.4%が日本本土に転換したのであった⁽¹⁰⁾。

参考文献

防衛庁防衛研修所戦史室著『戦史叢書 北東方面陸軍作戦<2>—千島・樺太・北海道の防衛—』朝雲新聞社、昭和四六年

鈴木孝範著『激闘の国境戦にて』非売品、昭和六二年

高橋憲一著『札幌歩兵第二十五聯隊誌』大昭和興産株式会社出版部、平成五年

吉岡武雄編『ツンドラ 歩兵第二十五連隊戦友誌』東京印書館、非売品、平成五年

注

(1)昭和20年(1945年)2月28日付軍令陸甲第34号により、樺太防衛をこれまで担当していた樺太混成旅団を、陸軍第88師団に交代した。

(2)本記録が分類されている「茗荷谷研修所旧蔵記録」については、熊本史雄「外交史料館所蔵「茗荷谷研修所旧蔵記録」の構造とその史料的位置—拓務省関係文書を中心に—」『外交史料館報』第16号(平成14年6月)参照。移管史料全体については、拙稿「外交史料館所蔵『海軍省等移管南方軍政関係史料』解題」『外交史料館報』第6号(平成4年3月)参照。

(3)本記録は、本来、樺太だけでなく、釧路からの労働者配置転換関係の文書も含んでいてもおかしくない。内務省で分冊された可能性もある。

(4)昭和19年8月10日付軍需大臣藤原銀次郎より内閣総理大臣小磯国昭宛軍務閣第56号「樺太及釧路ニ於ケル炭鉱勤労者、資材等ノ急速転換ノ件閣議稟請」外交史料館所蔵『本邦労働者関係雑件 樺太及釧路ニ於ケル炭鉱勤労者ノ配置転換関係』(I75)。閣議決定は、翌昭和19年8月11日。以下、特に注記が無い場合は、本記録からの引用である。

(5)本閣議決定は、「第一方針」で「国民勤労働員ノ強化ニ伴ヒ被徴用者ニ対スル援護事業ノ強化拡充ヲ図ルト共ニ新ニ勤労報国隊員及女子挺身隊員ニ対スル援護ヲ実施セントスル」ものである。本閣議決定の写が本記録に同封されている。他に、「財団法人国民徴用援護会設立趣意書」「財団法人国民徴用援護会寄付行為」「財団法人国民徴用援護会寄付行為施行規則」「財団法人国民徴用援護会会員規程」「財団法人国民徴用援護会会員支部規程」「補給規程抜粋」「財団法人恩賜財団軍人援護会樺太支部会則」が所収されている。

(6)この点は、「ハ、労働者」「3.南樺太炭鉱協和寮舎監半島人星山慎夏」も「今回ノ徴用ハ皆喜ンデ居ル行先ハ気候モ良ク交通ノ便モ好イ 配船ノ無イ樺太デ暗イ気持デ働クヨリドノ位ヨイカ判ラヌ只心配ナノハ徴用内容ヲ能ク知ラヌ者ガ大分アル様ダシ此処ノ寮ニモ契約期間ノ過ギタ者ガ二十七人モアルカラ今后何年モ親兄弟ニ会ヘヌト云フ心配カラ逃走スルモノガナイカト思ハレルコトデス」と述べている。

(7)本文書には、「炭鉱附帯土建請負勤労者ノ配置転換実施要綱」が附属文書としてついている。

(8)文庫柚71『昭和二〇、九～二一、一二 千島樺太一般状況調査書類』防衛庁防衛研究所図書戦史資料室所蔵。

(9)文庫柚72『昭和二二、七～二五、一二 千島樺太一般状況調査書類』防衛庁防衛研究所図書戦史資料室所蔵。

(10)昭和17年のデータは、「樺太開発計画参考資料」『本邦産業状況関係雑件 樺太関係』(E192)、外務省外交史料館、および鉱務課「昭和十八年六月 鉱物資源開発ニ関スル資料」『本邦産業状況関係雑件 樺太関係』(E192)、外務省外交史料館、によった。

日本外務省外交史料館所蔵「安東密輸問題」関係史料についての覚書

松重充浩

(日本大学文理学部助教授)

1. 問題の所在

本科研において筆者に与えられた課題は、サハリン朝鮮人移民と「満洲」（以下、「」略。なお、本稿における満洲の地域範囲は、満洲が本来的に明確な地理概念を欠いた政治的概念であることをふまえた上で、「満洲国」と概ね同領域を念頭において使用している¹⁾朝鮮人移民の歴史的比較を行うというものだった。より具体的には、満洲朝鮮人移民の実態をその歴史的構造をふまえて解明することで、サハリン朝鮮人移民の歴史的特徴を解明する比較軸の一つを提供するというものだった。

では、従来の満洲朝鮮人移民史研究は、如何なる成果を蓄積してきたのであろうか。従来の満洲朝鮮人移民史研究成果を俯瞰する時、大きく分けて二つの分析視角を確認することができる²⁾。

一つは、日本帝国主義史研究を問題関心の主軸に置きつつ満洲朝鮮人移民のプッシュ・プル要因を解明していった成果の蓄積である。より具体的には、朝鮮人の満洲移民を日本の朝鮮・満洲への侵出政策に対する客体として再構成しつつ、満洲における朝鮮人の実態を同政策の矛盾を集中的に体現するものとして再構成するものである。この視角からの研究成果は、満洲朝鮮人移民史研究の主軸であり、多くの研究蓄積を重ねている。

もう一つは、満洲朝鮮人移民が、その展開地域社会に結果として如何なる変容や特徴をもたらしたのかという視角からの研究成果である。別言すれば、「地域史」研究からの蓄積であり、1980年代後半から顕在化した新たな研究蓄積である。

冒頭で述べた筆者への課題をふまえれば、これらの研究成果の統一的再構成を、新たな実証的作業と並行しつつ提出することが求められることとなる。しかし、誠に遺憾ながら今回の科研期間中にそれを遂行することができなかった。それは、2年間という時間的限界性に加えて、SARSによる初年度および次年度初頭に予定していた中国東北地域档案馆を中心とした現地史料調査が不可能となったことで、新たな実証的水準提示の前提となる史料発掘が不調だったことによる。

このため、次善の策として、本稿では、次の問題提起と若干の予備的実証作業を行い分担者としての責を塞ぐこととしたい。

満洲朝鮮人移民の全体像再構成において、周知に属する非制度・非合法的（インフォーマル・イリーガル）朝鮮人満洲移民の多さをふまえるならば、朝鮮人の非制度・非合法的満洲移民プロセスも実証的再構成の対象となることは言うまでもあるまい。その際、避けて通れない実証的課題は、朝鮮人が如何なる手蔓を通じて非制度・非合法的移民を成就させていたのかという点である。別言すれば、非制度・非合法的な形で朝鮮半島と満洲をく

媒介>していた存在とは何であったのかという点である。と言うのも、多くの朝鮮人が持続的に非制度・非合法的な満洲移民を行なえたという事実は、それを可能とする、非制度・非合法的な形で朝鮮半島と満洲を<媒介>する何らかの存在抜きには考えられないからである。

しかしながら、前述した二つの視角からの研究は共に、この点に関する実証的追究を十分展開してきたと言い難い。

本稿では、この研究上の空白を埋めていく作業の一階梯として、1929～31年を中心に日本外交において案件化した、新義州から安東への密輸問題を取り上げることとしたい（以下、本問題を「安東密輸問題」と略）。より具体的には、さしあたり、1929～31年における日本外務省外交史料館所蔵の「安東密輸問題」関係史料から、その事実経過の概略を紹介し、それに関する若干の問題提起を行うこととしたい。

ここで、安東を取り上げたのは、同地方に対する研究蓄積が満洲朝鮮人移民の量的中心地だった間島地域に比して相対的に薄いという事実に鑑み、その空白を少しでも埋めることを念頭においたからである。また、密輸を取り上げたのは、それが非制度・非合法的越境のいわば典型的形態の一つであり、その意味で前述した、非制度・非合法的な形で朝鮮半島と満洲を<媒介>する好個な事例となっているとの見通しを筆者が持っているからに他ならない。勿論、斯様な見通しは、単に密輸ルートと移民ルートが重なるという事実のみならず、密輸と移民を直接結びつける具体的実証的成果の提示がなされるまでは作業仮説にとどまるにすぎず、本稿でも、その埒内を出るものではない。今後を期すとともに、後述する史料的限定性に加えて本稿を「覚書」とする所以でもある。

また、本稿では、利用史料を、さしあたり日本外務省外交史料館所蔵史料に限定した。無論、「安東密輸問題」全体像の再構成において、朝鮮総督府史料、現地新聞史料、回想録、等々に加え、関係各国の公文書史料、とりわけ前述した理由により遂行できなかった中国現地地方政府および中央政府の各種档案史料の利用が不可欠であることは筆者も十分承知している。従って、本稿は、「安東密輸問題」を正面に据えた先行研究が管見の限り見あたらない現状をふまえつつ、日本外務省側記録が示す同問題の概況と争点を整理・考察するという、今後の本問題研究推進に向けての予備的考察に止まるものである。本稿を「覚書」とするもう一つの所以でもある。

2. 「安東密輸問題」の発生

1929年6月30日付公信で在安東芝罘路可領事代理より田中外務大臣宛に、同年2月以降激増した新義州から安東への密輸取り締りの意見具申を行った（3-87。左の表記は『日本外交文書 昭和期I第一部』の巻数と掲載文書番号を示す。即ち、3-87は『日本外交文書 昭和期I第一部』第3巻87文書を意味する。以下、同様）³⁾。ここに、「安東密輸問題」が日本外務省の交渉案件として改めて登場することとなる⁴⁾。

本節では、「安東密輸問題」の背景を、本問題をめぐる主要アクターとの関連をふまえ

て整理し、その後の展開過程理解の前提を確保しておくこととしたい。

「安東密輸問題」発生の直接的契機は、1929年2月に中国側により導入されたの輸入税率のアップだった。これを契機に、高税率化され一度に多量の輸送が可能な商品を中心として新義州から安東への水路を中心とする密輸が激増することとなったのである。その主要品目は、従価5%から17.5%への増税となった地下足袋をはじめとする履物だった。その規模は、1929年1月から6月にかけて、新義州からの水路輸出品の96.5%、脱税額にして172,496海関両（日本円換算258,700円）にのぼる状況を呈していた(3-100)。

斯様な状況に至った理由としては、中国側の課税強化のほかに、日本側の取り締りの甘さもあった。関東庁指揮下にあった安東領事館警察署は、米、武器、モルヒネなど以外の一般商品に対する取り締り法規を持っていなかったことに加え、朝鮮人取り締りに協力することが日本側の治外法権特権に抵触する可能性を持っていたことから、中国側税関による取り締り協力が消極的であった。中国側税関は、密輸に対して密輸品の差し押さえと密輸業者自身への処罰を行っていたが、日本側は密輸品の陸揚げの禁止と密輸船の管轄外への追放処置をとるにとどまっていたのである(3-124)。

以上の点に加えて、ここで特に注目すべき点は、この密輸が、安東の満鉄付属地内六道溝に居住する朝鮮人の大半となる家族を合わせて約3千人の朝鮮人により担われていた点である。彼らは密輸により生計をたてており、同地はいわば「密輸街」と化していたのである。しかも、当時「安東ノ地ハ密輸出入ノ行レルコトニヨリ繁栄シ行レサルコトニヨリ衰微ス」(3-97)と言われていたことに象徴されるように、密輸は、単に六道溝の朝鮮人とどまらず安東経済全体において重要な一部と認識されるていた。

このことは、満洲と朝鮮半島との間に、恒常的な非制度・非合法的ネットワークが存在することを端的に示すと共に、その取り締りが、単なる違法分子の摘発にとどまらず、安東地方社会動揺の契機となる可能性を多分に含んでいることをも示していた。事実、日本側安東商工会議所や奉天商工会議所は密輸の取り締りが、中国人密輸業者による代替化や朝鮮人の「不逞」化をもたらすとして、その放任を主張していた(3-90,3-97)。

では、日本外務省は、何故この時期に、「安東密輸問題」を案件として俎上にのせることとなったのであろうか。その理由としては、以下の二点が考えられる。

一つは、「安東密輸問題」の放置が、当該期中国側中央・地方政府により提起されていた不平等条約破棄活動の正当化根拠を提供する可能性があったからである。これが、日本外務省側による案件化の直接的理由となっていた。特に、密輸実行朝鮮人が満鉄の付属地に居住していたことは、その回収運動正当化の根拠となり得るものとの認識を日本側に与えるものであり、事実、中国側中央政府より日本側に本件取り締りにつき照会がなされていた(3-90,3-102)。

もう一つは、密輸の放置が、安東以外の満洲他地域における日本側商工業者の不利益をもとらしつつあったという事実にあった。密輸品は、日本商に渡るだけでなく、中国商にも渡っており、事実、地下足袋を扱う中国商は、仕入れルートを正規のものから密輸ル

ートにシフトさせつつあった。しかも、密輸の公然化を契機に中国側地方政府は、海関税未納を理由に瀋陽等の内陸都市に搬入される日本商品に対し課税を強行しつつあった(3-113,3-117)。日本側が「不当課税」と呼称した問題を深刻化させていたのである。

これらの状況は、密輸の放置が、対内的流通における税制的優遇に裏付けられた現地中国商への仕入れ口(＝対外的流通網)の掌握によって、内地流通網を独占的に掌握していた現地中国商に辛くも対抗していた当該期日本商への深刻な打撃をもたらしかねない問題となることを意味していたのである。

3. 日本側取り締りの体制の形成

前節で述べた背景の下、幣原喜重郎外相は、1929年10月30日、満洲の日本在外公館を統括する位置にあった奉天総領事宛に、安東における密輸の徹底的な取り締りを訓令するに至る(3-118)。

しかし、密輸取り締りは、外務省単独で遂行できるものではなかった。即ち、密輸取り締りの実働を担う日本側の安東領事警察の警察官は関東庁(拓務省)の管轄にあり、密輸の徹底的な取り締りに不可欠な密輸品の出口である新義州での取り締りは朝鮮総督府の管轄であり、この両者との調整・協力なくして、外務省の意図は実現不可能だったのである。外務省側もこの点はよく理解していた(3-107,3-115)。

これに加えて、本来の密輸を取り締り行政主体である中国側税関との調整・協力も不可欠だった。安東中国税関は形式制度的には中国中央政府である国民政府中央の管轄下にあり、その意味で国民政府中央政府との交渉が不可欠だった。その一方で、海関業務それ自体はイギリス人総税務司の指導下にあり、中国中央政府の意向と相対的に自立する形でイギリス人税務司が自らの意向を表明していた(3-140)。それと同時に、現場の行政主体である安東県公署およびその現実的な統括者たる遼寧省政府との調整・協力も、張学良指導下の同省政府が中央政府から相対的に自立的な存在であったことから、別途必要となっていた(3-102,3-110,3-112,3-125,3-138)。

では、外務省は以上の諸主体と如何にして調整・協力体制を構築しようとしていたのだろうか。本節では、「はじめに」で述べた史料的限界をふまえ、さしあたり、日本側、即ち、外務省が関東庁と朝鮮総督府の間で如何に調整・協力体制を確立せんとしていたのかを確認することとしたい。

外務省が最初に具体的な調整に入った相手は関東庁だった。外務省は、前述した関東庁管轄下警察の密輸取り締りに対する消極的態度の一因だった一般商品密輸取り締り法規の欠如の克服を関東庁に求めていたのである。しかし、この外務省の意向は、新たな法規の制定は、密輸の原因が日本側にあるとの印象を対外的に与えかねないとして関東庁の入れることにならなかった。関東庁との調整は、1929年11月16日の幣原外相と太田正弘関東庁長官とのトップ会談を経て、結局、従来の制度的枠組みの中で関東庁から取り締り要員を安東に増派するという形で決着が図られることとなった(3-126/129/139)。

朝鮮総督府との調整は、1929年11月11日、在安東領事宇佐美珍彦が関東庁の警務局長および殖産課長と共に京城で朝鮮総督府関係官を訪問・会談することを通じて図られていた。その結果、朝鮮総督府から新義州税関に「安東密輸問題」への積極的な協力の約束を取り付けていた(3-127)。

ここに、1929年11月下旬より、「安東密輸問題」に対する本格的取り締りが開始された(3-135)。

だが、取り締り開始直後に一旦減少するかに見えた密輸は、1930年以降「凡ユル奸手段ヲ用ヒ再ヒ盛ニ実行セル」(4-205)状況となっていた。加えて、同年5月17日には、中国税関吏による朝鮮人密輸業者取り締り中に朝鮮人密輸業者の船夫が転落水死し、これに激高した朝鮮人密輸業者が中国税関建物を襲撃するという事件が発生していた(4-195)。

これらの状況の下、中国側は日本側に、付属地内あるいは朝鮮内における中国税関出張所の設置、新たな取り締り法規の制定、武装巡察隊設置の承認などを求めるなど、密輸取り締り強化を強く求める事態となっていた(4-192,4-196,4-197,4-204)。

他方、関東庁と朝鮮総督府の取り締り現場では、外務省との申し合わせにも拘わらず、徹底的な取り締りに及び腰となっていた。これは、前述した朝鮮人密輸業者の地域社会での影響力の大きさから、その徹底的な取り締りが地域社会の不安定化につながりかねないとの判断がはたらいたものだった(4-209,4-213)。ここに、外務省は、関東庁と朝鮮総督府の間で改めて密輸取り締りに関する調整を行う必要が生じ、1930年11月17・18日の両日、外務省(アジア局長、他2名)、拓務省(次官、他7名)、関東庁(警務局長、財務部長)、朝鮮総督府(警務局長、財務局長)の主要関係者が一同に会して協議を行うこととなった。

同協議では、取り締り予算の出所をめぐる拓務省と関東庁の対立に象徴される各機関間の思惑の違いを孕みながらも、中国側要求の拒絶、日本側関連機関間および中国税関側との連絡・協力の緊密化、取り締りの強化、密輸関係者の善導を主要内容とする「新義州安東間密輸入取締辦法協定草案」を取り纏めることに成功していた(3-217,3-218)。同草案の成立は、日本側関連機関間の密輸取り締りに関する協力体制の明文化を意味しており、1930年末には、一般商品密輸の禁止および違反者に対する罰則として、50円以下の罰金、拘留・科料、密輸品没収などを明示した新たな関東庁令が公布(1931年1月16日)されるに至った(3-235,3-239,4-38)。

外務省は、錯綜する省庁間の思惑を、各担当者を一同に会した直接協議形式と、「国際的信義」確保による付属地権益維持という所謂「落としどころ」を提示することで調整しつつ(5-25)、密輸取り締りに対する日本側の制度的協調体制を曲がりなりにも確立することに成功していたのである。

4. 非制度・非合法的ネットワークの再浮上：小結にかえて

前節で述べた通り、1930年11月以降、日本側関係省庁は、外務省主導の形で密輸取り

締りに関する協力体制と法制的裏付けを獲得するに至っていた。このことは、本格的な密輸取り締りの環境が整備されつつあったことを意味していたが、果たして現実は如何なる展開を見せていたのであろうか。本節では、1930年11月以降から満洲事変が勃発する1931年に亘る「安東密輸問題」の経緯を整理し、本案件における外務省対応策の限界性を展望し、本稿の小結にかえることとしたい。

前述した草案と関東庁令公布を契機に関東庁が本格的な密輸取り締りに乗り出し結果、1931年に入ると大がかりな密輸は陰を潜めるに至った(4-208,5-52)。ところが、この取り締り強化は、二つの新たな問題を惹起することとなった。

一つは、取り締りの権限を巡る、日本側と中国側税関吏との対立である。両者の対立は、「日本側ノ没収処分増加トハ海関員等ノ差押ヲ尠カラシメ没収処分額ニ応シテ報酬ヲ受クルコトトナリ居ル現制度ノ下ニ於テ彼等実収入著減シ為ニ警察側ノ取締励行ハ却テ彼等ノ嫌悪スル所トナレルト同時ニ他面右収入減ヲ埋メ合ス為ニ密輸品没収ニ焦リ普通通行人ニ対シテ迄モ自然検査峻烈ヲ極ムルニ至リツツアル」(5-92)状況を背景としつつ、没収密輸商品の帰属と、密輸業者取り締りにあたる中国側税関吏が携帯する品の二方向から現出していた。

前者は、日本側発見の密輸品を日本側で没収したところ、安東税関長ベッセルから、斯様な措置は、発見の後先に関係なく密輸没収品は中国側の帰属とする旨を取り決めた所謂「入江・ギルクリッシュ協定」(1921年4月締結)に違反するとの抗議に端を発し現出していた(4-199)。後者は、中国側税関吏と朝鮮人密輸業者の衝突に際会した日本警察が中国側税関吏所持の護身用棍棒を没収したことに端を発し、中国税関吏が抗議ストライキに入るという事態に至っていた(4-219,4-220)。

この両者に対して、外務省は、既成事実の積み上げによる「入江・ギルクリッシュ協定」の骨抜きと、中国側税関への日本人監視員採用を含む中国側税関との連携・意思疎通の強化を通じて中国側態度の軟化を期待するという、いわば現地臨時的対応による事態の打開を図ろうとしていた(4-210,4-211,4-212,4-223,4-231,4-237,5-47,5-81)。

しかし、外務省の思惑を離れ、本案件は中国側に日本による中国主権の蹂躪という反応を引き起こし、「不平等条約打破、国権回復運動」に対する格好の素材を提供しつつあった(4-220,4-233)。そして、この状況を背景に、国民政府中央や現地地方政府から本案件に対する抗議が外務省に提出されるに至っていた。事態は、積極的な密輸取り締り率先により中国側ナショナリズムの惹起を回避せんとした外務省の思惑を大きくはずれ、他省庁間協調体制構築における説得根拠を堀崩しつつあったのである。

もう一つの新たな問題は、密輸取り締り強化により、いわば失業する形となる多数の朝鮮人密輸業者の保護・更生を如何に行うかだった。前述した通り、従来徹底的な密輸取り締りが実施されなかった理由の一つは、密輸業が事実上安東の重要産業化していたことで、密輸取り締りが現地社会の不安定化を惹起するというものだった。関東庁令発布後も依然として朝鮮総督府が密輸取り締りに消極的な対応とっていた理由もここにあった

(5-7,5-71)。事実、密輸取り締り強化に対する安東日本人・朝鮮人社会の反発は激しく、安東商工会議所は日本本国政府に対して、新たな関東庁令の廃止もしくは延期を陳情する電報を送り、外務省に対する不信感を募らせていた(5-13,5-27)。ここに、外務省は朝鮮人密輸業者に対する保護・更生に向けての施策実施を迫られることとなった。

当面の資金援助や新たな職業訓練など、朝鮮人密輸業者の保護・更生には、当面最低でも4,100円が必要であり、外務省は朝鮮総督府と協議の上、在外居留民臨時保護取締費機密費より約半額の2,000円の支出を決定していた(5-25,5-38,5-52)。しかし、事実上の地域社会構造の転換をもたらす密輸の取り締り強化が、斯様な一時的な資金導入により完遂するものではないことは自明であった。このため、密輸以外に他の生業をもたない朝鮮人の多くは結局密輸を継続せざるを得ず、事実、1931年7月以降、今度は小規模かつ今まで以上に巧妙な手口での朝鮮人密輸が再び増加するに至っていた(5-92,5-107)。

これに対して外務省側は、前述した1930年末の草案以上の新たな有効策を提示できないまま満洲事変を迎えることとなる。満洲事変勃発に伴う政治的混乱は、前述した取り締り環境を後退させ、非制度・非合法的ネットワークを再び顕在化させることとなった。公然化した大規模密輸が復活することとなったのである(5-119,5-122)。安東一般市民の「軍ノ力ニ依リ事実上無税地帯トナリ経済的ニ救ハレントシツツアル安東」(5-119)との発言は、その状況を端的に象徴するものだった。

外務省の「安東密輸問題」への対応は、満洲事変後の非制度・非合法的ネットワークが定在する形で形成された地域社会全体に対する十分な対応構想を欠いていたことで、その限界性を露呈することとなったのである。

註

(1) 「満洲」の政治的含意に関しては、中見立夫「地域概念の政治性」〔溝口雄三、他編『アジアから考える1：交錯するアジア』(東京大学出版会、1993年)〕を参照されたい。

(2) 後述する二つの分析視角の提示に際しては、研究史整理を個別の満洲朝鮮人移民史研究成果に照応させつつ明示しておく必要がある。しかし、本稿で膨大な研究蓄積を網羅的に開示する準備は無く、後日の課題としておきたい。

なお、二つの分析視角設定に関しては、さしあたり、前者について依田憲家「満州における朝鮮人移民」〔満洲移民史研究会編『日本帝国主義下の満州移民』(龍溪書舎、1976年)第6章所収〕を、後者について李盛煥『近代東アジアの政治力学：間島をめぐる日中朝関係の史的展開』(錦正社、1991年)を参照されたい。また、二つの分析視角の統一的把握への視座を孕みつつ、20世紀前半を中心とした朝鮮人移民の概況をまとめたものに、水野直樹「朝鮮人の国外移住と日本帝国」〔『岩波講座世界歴史』第19巻(岩波書店、1999年)〕がある。併せて参照されたい。

(3) 本稿で使用した『日本外交文書 昭和期 I 第一部』の書誌情報は次の通り。『日本外交文書 昭和期 I 第一部』第三卷(外務省、1993年)、『日本外交文書 昭和期 I 第一部』第四卷(外務省、1994年)、『日本外交文書 昭和期 I 第一部』第五卷(外務省、1995年)。なお、本稿で利用した同書の各文書は、「日本外務省記録」E.3.6.0.3-3-1「各国ニ於ケル密輸出入関係雑件 中国ノ部 安東中国税関吏ト本邦警察官トノ紛擾游関係」(第1,2,3卷)、D.2.4.0.6「安東駅ニ於ケル禁制品取締問題ニ関スル交渉一件」から採録されている。

(4) 安東と新義州間の密輸問題は、1925年をはじめ〔中央研究院近代史研究所編『中国近代史史料彙編：中日関係史料：東北問題(4)』(中央研究院近代史研究所、1991年)2466-2496頁〕、繰り返し日中間の案件化していた。このことは、安東と新義州の間における密輸が言わば恒常的に存在していたことを端的に示していよう。

なお、密輸の前提である満洲と朝鮮半島間の経済的連関に関しては、山本有造「『朝鮮』・『満洲』間陸境貿易論」〔同『「満洲国」経済研究』(名古屋大学出版会、2003年)第6章所収〕を参照されたい。

朝鮮人労務者の労働と移動にみる「協力者」研究に向けて

上水流久彦

(県立広島女子大学国際文化学部助手)

はじめに

2002年夏の調査において、1940年頃北海道の炭坑で働いた経験のある在日朝鮮人¹の方にインタビューをすることができた。彼はサハリンの炭坑のほうが食べ物があるという噂を聞いて、友人と樺太(現在のサハリン)行きの船に乗ろうとしたが、失敗したという。また、サハリンの炭坑で働いていたある朝鮮人労務者は、移動を繰り返して九州の炭坑で働くようになっていた。1928(昭和3)年に朝鮮での虐待や連行を嫌がって日本に渡ってきた朝鮮人労務者は下関幡生の国鉄関係の土木工事現場をかわきりに、もっとよい働き場があると聞いて大阪に移り、その後、静岡、山形の土木工事現場に連れていかれ、福島県の炭坑とダム工事現場で働き、宇部炭坑に映り、さらに福岡県北部の炭坑に移動し、仕事も辛いこともあり、熊本の土木工事現場に連れていってもらい、最後に長崎市の埋立工事の現場に連れてこられたという(長崎在日朝鮮人の人権を守る会[以下「守る会」と略称する]1986:157)。また、本報告書の安達論文に見るように戦前のサハリンあった豊原警察署の機密文書からは、昭和16年(1941年)の1月から9月の間に1300件あまりの手配書が出されていることを確認できる。単純に計算すれば、一日に平均4人から5人が逃走していたことになる。彼らの多くは、炭坑や土木工事現場から逃走しているのだが、炭坑や土木工事現場から逃げてきた人々がまた別の炭坑や土木工事現場に逃げることもあった。

1937(昭和12)年、石炭業界は政府に労働力確保対策を申し込んだ。労働力不足が深刻で、各炭坑は駐在員を各地におき募集を行うが、それは焼け石に水であった。1939(昭和14)年7月には、「国民徴用令」が公布され、政府が必要と認めたときには、国民を強制的に炭鉱など軍需産業に従事させることができるようになった(住友石炭鉱業株式会社史編纂委員会[以下「住友石炭鉱業」と略称する]1990:159-160)。炭鉱などの現場では労働力が不足していたが、その不足を埋めるように、「募集」や「官斡旋」、「徴用」、「強制連行」によって日本に来た朝鮮人の多くが炭坑、土木工事現場で働いた。例えば、炭坑の現場では13万人の朝鮮人労務者が働き、全炭坑労務者の三分の一を占めた(住友石炭鉱業1990:162)。そして、上記のように現場を移る(変える、変えざるを得ない、変えさせられる)朝鮮人労務者も少なくなかった。そこで本稿では、主に炭坑や土木工事現場の労務者の記憶と経験談を手がかりに²、戦時中の朝鮮人の「労働と移動」の構造を解明するうえで、植民地主義的研究で「協力者(コラボレーター)」と呼ばれる人々へのアプローチが急務であること、だがそのような調査が従前の分析枠組みでは困難であることを指摘したい³。

1. 労務者の管理制度

九州北部の炭坑や土木工事現場での実地調査で必ず出てくる言葉が、「飯場」や「納屋」である。佐賀県の朝鮮人炭鉱労務者の聞き書きをまとめた『原爆と朝鮮人 佐賀県朝鮮人強制連行、強制労働実態調査報告書 第6集』（守る会 1994）には「納屋」や「納屋頭」の言葉を頻繁にみることができる。他方、長崎の朝鮮人炭鉱労務者の語り（守る会 1982, 1986, 1991）や、長崎での筆者らの調査での聞き取り調査ではしばしば「飯場」という言葉を聞いた。

これらの言葉は周知のように二つの意味を持っている。ひとつは労務者が集まって居住する場所を示す場合である。もうひとつは、納屋（飯場）制度といわれる雇用形態を意味する場合である。

前者の場合だが、土木工事現場の近くに「納屋」や「飯場」という場所があり、長屋作りのバラックのような建物があり、労働者はそこに住んでいた。食事を作る者がおり、共用のトイレがあった。ある日本人の証言による、50人から100人が平屋のみすぼらしい木造のバラック4、5棟に住んでいたという（守る会 1991:103）。朝鮮人納屋は一室八畳に八人ぐらいで、世帯持ちの親子ずれは六人ぐらいで六畳程度であった（守る会 1991:213）。

後者の場合だが、納屋（飯場）制度では、「納屋頭と炭坑鉱夫とのあいだにゆるい親分子分関係が形成され、炭坑夫の養成なども行われ、…飯場頭の家父長的な世話がなされ、鉱夫救済もある程度行われていた（村串 1998:68）」という。明治や大正の頃、炭鉱労務者の相互扶助組織で、全国を移動して炭坑の職を探す仕組みでもあった友子制度が炭坑の現場では全国的に広がっていたが、九州の炭坑には友子制度は普及しなかったという（村串 1998）。その代わりに発達したものが納屋（飯場）制度であった。

もう少し詳細に炭坑の納屋（飯場）制度について見てみよう。長崎、佐賀、筑豊に炭坑を数多く持っていた三菱鉱業を例にとると（三菱鉱業セメント株式会社総務部社史編纂室 [以下、「三菱鉱業」と略称する] 1976:298-318）、明治から戦前にかけて三つの雇用形態が存在した。それらは以下の納屋（飯場）制度、世話方鉱夫制度、直轄鉱夫制度である。

①納屋制度

- イ 納屋頭の身分と職責 身分は雇人で、所属坑夫の管理全般を担当した。すなわちすべて炭坑係員の指揮に従って、採炭、修繕等の坑夫の繰出し、納屋頭またはその配下の人繰りが構所内で坑夫の稼業を督励し、また納屋に住込んだ配下の身元保証の責任を負ってこれを取締まった
- ロ 募集 自費で坑夫を募集した。
- ハ 受持坑夫数 制限を設けなかった。
- ニ 貸金 制限を設けなかった。

ホ 物品販売 坑夫の飲料および事業用品代価等は会社の許可を得た定価で販売した。

②世話方鉱夫制度

イ 世話方の身分と職責 身分は雇人（小頭格）で、取締係に属していた。取締係および坑務係の監督の下に坑夫の雇入れおよび繰込みその他の一切の世話を行った。

ロ 募集 会社は世話方に募集費の貸金を行った。

ハ 受持坑夫数 150人とするが、一定の条件の下に増員が許された。

ニ 貸金 坑夫に対する直接貸付けは会社の許可を要した。なお返済は会社が貸金より引取り、世話方に交付した。

ホ 物品販売 直接、間接を問わず厳禁した。

ヘ 賃金支払い 会社が坑夫に直接支払った。

③直轄坑夫制度

イ 職制 会社は専任の取締係員と繰込方を任命し、取締係主任がこれを指揮、監督した。

ロ 総代坑夫 直轄坑夫の居住する納屋を適当に区画して組を作り、各組に総代1人を置いた。総代坑夫は取締係員の監督の下に坑夫に対する命令の伝達、督励および共済に従事した。総代は毎年6月、12月の2回、その成績に応じて毎回5円の手当が支給され、また家屋修繕料等が免除された。

ハ 募集 周旋人が行った。

即ち、納屋（飯場）制度の場合、納屋頭は正社員ではない炭鉱会社の雇人であり、納屋に住む配下の身元を保証し、鉱夫を自ら集め、管理した。住友のある炭坑では、頭（頭領）の下に、必要な坑夫のやり繰りをする「人繰り」と称する頭領の直接の子分がいて坑夫の入坑を督励した。他に「勘場」という会計係が坑夫の賃金と諸経費を一括管理していた（住友石炭鉱業 1990：53）。納屋（飯場）制度は、仕事そのものを請け負う土木工事の飯場とは異なり、作業は炭鉱会社の係員が直接監督し、稼働高を算定したという。ある九州の炭坑では、坑夫賃金の一割相当が「頭」に支払われた（住友石炭鉱業 1990：53）。

世話方鉱夫制度の場合、世話方の身分は雇人で炭鉱会社の取締係に属し、取締係および坑務係の監督の下に鉱夫の雇入れおよび繰り込みなどの指揮を行い、鉱夫の費用は炭鉱会社に負った。直轄鉱夫制度では、炭鉱会社が直接、鉱夫を雇い、総代鉱夫をおいた。総代鉱夫はその居住する納屋を適当に区画して組をつくり、各組に総代を一人をおいた。総代鉱夫は炭鉱会社が設けた取締係員の監督の下、鉱夫に対する命令の伝達や督励および共済に従事した。炭坑取締係は、「『作業上以外ニ於ケル鉱夫ノ取締並其家族ノ監督・指導（大正8年3月『鉱夫係主任会議事録』）』をその職責としていた」（三菱鉱業 1976：303）。

納屋（飯場）制度、世話方鉱夫制度、直轄制度の順に炭鉱会社が鉱夫を直接管理する度合いが強くなるが、三菱鉱業の社史によれば、納屋頭らの中間搾取をなくすこと、炭鉱会社と鉱夫との関係を安定的なものにすることを主目的に雇用形態の改革が行われた（三菱鉱

業 1976 : 64-68、300-303)。だが、納屋(飯場)制度を廃止することは難しいものであった。三菱鉱業では、1897(明治30)年から納屋(飯場)制度の廃止、直轄制度への移行を開始するが、1914(大正3)年頃でも、ある主要炭坑には三つの制度が混在しており、筑豊の飯塚炭坑は1929(昭和4)年8月によく納屋(飯場)制度が廃止された。住友の九州にある炭坑でも昭和4年になって納屋の幹部(頭領、人繰り、勘場)たちを退職させたという(住友石炭鉱業 1990 : 54)。三菱の労働組合の委員長も務めたある日本人男性は、朝鮮人と日本人との間に差別はなかったと強調するなかで、雇用形態の変遷について次のように述べている。

大正年間から「韓国納屋」があり、納屋頭は「韓」さんといったが、五〇人くらいいたように思う。…朝鮮人労務者たちの「納屋」は、自主性でやっていた。中略 韓国人労働者は、日本内地から現地に募集に赴いて、そこから崎戸に連れて帰った。「納屋」制度ではなく、会社直轄である。労務課が担当しており、その中に「外勤」があった。…朝鮮人は大正時代には働いていた。…「納屋」制度から、会社直轄になったのは、1926(大正15)年だった。大納屋は五〇人～八〇名が最大である、中納屋は二〇～五〇人、いずれも独身者が住み、小納屋はハーモニカ屋といわれて、夫婦のものが住んでいた。納屋頭は1926年(大正15)までは、四三名がいた。納屋制度は、1931年(昭和6)に、完全になくなった。(守る会 1991 : 200-202)。

納屋(飯場)制度から直轄制度への転換は九州北部だけではなく、日本各地の炭坑において行われた(村串 1998)。ただ、直轄制度になったからといって、炭鉱会社が鉱夫を全て直接的に管理・監督するわけではない。上記の例によれば、直轄制度のもと各組がつくられ、総代がおかれている。会社組織の点で見れば、上記の3つは区別されるが、一般の鉱夫から見れば、納屋なり飯場なり、組なりをおさめる「頭(もしくは総代)」がおり、その統制下にあることには変わりがない。むしろ、直轄制度の場合、炭鉱会社の取締役や労務係という中間管理職が以前の「頭」に加えて組織上入ることになり、管理が強化された側面があるといっても良い。例えば、先にも引用した日本人で労務に関わった人物は、「納屋制度は請負制度だった。それが改革されて会社直轄となり、納屋というわずに寮になった。それまでは納屋頭の自主性というか、その支配の下にやっていた。納屋頭の代表格だった『世話方総代』が四名いたが、会社と労務者との『「とりもち』をしていた(守る会 1991 : 200-202)」と述べる。

ちなみに九州の炭坑現場の基盤にある納屋(飯場)制度は、圧政の象徴として一般的には考えられていた。現在の長崎県高島町にあった端島炭坑で働いていたある日本人は、納屋について「昔の高島の圧政時代には、個人でやっとなる寮が七軒から八軒あったのですかね。納屋のですね。なんぼ働いても親方から吸い上げあれて、それで耐えかねて。遅く会社の

直轄の寮かなんかになったのですが（守る会 1986：53）」と述べている。事実、高島炭鉱を手に入れた三菱鉱業は、納屋頭の圧制に手を焼いた（三菱鉱業 1976:64-68）。また佐賀の炭坑に関する証言として次のようなものがある。

「市丸炭坑」というのは、戦前、戦時中は、納屋制度があり、圧政のヤマだった。

全国のあちらこちらから坑夫を募集してきては、納屋に閉じこめ、圧制、虐待などひどい扱いをしていたという。風呂にいれるときは、納屋から裸のままでもろぞろ歩かせてくれたということだ。武雄の女郎屋（遊郭）に遊びに行かせるときも、数珠繋ぎ（じゅずつなぎ）に体をしばって、連れていったが、その女郎屋がまた炭坑の経営であり、坑夫たちが逃げないように、あいかた（女郎）に責任を持たせ、そこで坑夫たちが話したことは会社側、納屋の親方に筒抜けだったという（守る会 1994：48-49）。

別の日本人は、「炭坑で働く独身者は納屋制度の中にいた。寮長がいて、納屋頭とよばれる人の圧制があり、暗黒時代であったと聞いている（守る会 1991：183）」と述べている。

このような納屋（飯場）制度より直轄制度のほうが、労務者に置かれた状況として良かったとは推察されるが、直轄制度だからといって、炭鉱会社の規則が直接的に人夫を律したわけではない点は確認しておく必要がある。既述したように仕事から生活の面まで取り仕切る「総代」が存在する飯場が直轄制度でもあり、その「総代」即ち「頭」の力は飯場に属す人夫の公私にわたって強い支配力を持っていた。現場の仕組みは納屋（飯場）制度から直轄制度と変わっていくが、それでも「頭」が持つ権力やイメージは、一般労務者と「頭」の関係において後述するように大きな作用をなしていた。

一方、土木工事現場の組織も会社→「頭」→労務者という形を長崎ではとっていたようである。さらに「頭」と労務者の間には、現場監督、現場係（帳簿係）、配給係がいた（守る会 1982：103-104）。昭和18年に日本に渡ってきて、長崎でトンネル工事に従事したことのある朴氏は次のように語っている。「日本人を組頭とする上村組という元組があって、その下請に福山、西尾、田中、中村、島山などの約10組があり、…各組に幾人かの飯場頭がいて、自分も働くが人夫さんから飯賃をもらって世話をしていました（守る会 1982:103-104）」。

すなわち、土木工事現場でも工事を請け負う元請けがあり、その下請けがあり、さらにそこが飯場に分かれており、各々に「頭」が存在していた。朴氏が属していた下請の組には多いときには200人が属していたという。元組全体では1000人の人夫がおり、この元組には約10の下請けがあったことから考えれば、平均ひとつの組に100人ほどの人夫がいたことになる。人夫の調達も組や飯場の「頭」の仕事であって、彼らに仕事を出した企業が人夫を調達はしなかった。朴氏によると、「組頭や飯場頭が仕事を求めて人夫を連れて移動してくると、それぞれに飯場をもらい埋立工事に従事した（守る会 1982:103）」とい

う。また、もらった給料のうち、「頭」から「飯代として半分くらい差引かれ、夜のうちに一杯飲まされてバクチで取り上げられたりしていた」。

土木工事現場の「頭」は炭鉱会社から手数料をもらう炭坑の飯場等の「頭」と違って、仕事を請け負う形で収入を確保していた。このような違いはあるものの、土木工事現場の労務者も仕事と生活の両面を監督され、賃金も握られていた点で炭坑の労務者と同様であった。

2. 移動を支える人々

長崎の土木工事現場で働いたある朝鮮人労務者の一人は、聞き取り調査の時に自分のイトコが組頭をしており、その組頭を頼って長崎のある土木工事現場に来たと語った。このように組頭や飯場頭という労務者を管理する者に朝鮮人がいた。国内の炭坑や土木工事現場を転々としてきたある朝鮮人は長崎県で被爆したが、その時に属していた秋田組の組頭が朝鮮人であることを記憶している（守る会 1986 : 157-158）。また、長崎のある土木工事現場で働いた日本人は次のように述べる。

飯場の朝鮮人たちの組頭はなあ、米原さんが組頭のことあったですよ。…米原さんが市から請負いをして、請負師やけん、その人は。その請負師の下にボースン（頭）としての朝鮮人がおらすわけ。（中略）朝鮮人たちは、みんな飯場で寝起きしとったですが、親方たち、ボースンたちは、やっぱあ個人の家におらっさんやったろうか（守る会 1982 : 24-25）。

さらに 1943（昭和 18）年、日本語もわからず渡日し、トンネル工事で働いた人物は、韓国人の所属飯場の親方（責任者）がおり、協和会（この会については後で詳述する）手帳発行手続きなどの事務をしていたことや、現場監督に朝鮮人がいたことを覚えている（守る会 1982 : 47-48）。1938（昭和 13）年に生まれた朝鮮人の女性は、自分の父が普通の人夫さんではなく、同じ朝鮮人の人夫の親方をしていたことを記憶している（守る会 1982 : 73）。また、朴氏は下請けの 10 の組の全ての組頭が朝鮮人であったことを記憶している（守る会 1982 : 103-104）。ある炭坑で労務係をしていた日本人は、朝鮮人労務者を「半島人」と呼ばずに「鮮系」と呼んでいたと述べた後で、「鮮系」労務者の労務管理は朝鮮人の監督がしていたと語っている（守る会 1991 : 347）。ある女性は自分の知っている飯場について「松山飯場の親方は、松山虎男という韓国人で、日本の敗戦後、密航で本国へ引き揚げましたが、それまではこの辺りの顔役であったといわれています（守る会 1994 : 142）」と自分の記憶を語っている。

このほか、ある日本人男性は自宅近くの朝鮮人の飯場の様子について「これらの朝鮮人は、いわゆる朝鮮から直接つれてきた徴用工ではなくて、日本全国から集めて来た者たちであった。また、これら朝鮮人労働者の動静を監視するためか、時どき憲兵や、同じ朝鮮

人の巡視員のような人も、来ていた」と語っている（守る会 1991：140）。朝鮮から夫を追って日本に来たある婦人の記憶によれば、夫（大正9年生まれ）は徴用で長崎に炭坑夫として連れて来られて、その後しばらくして朝鮮人労務者たちの世話をする寮長の仕事になり、終戦まで続けたという（守る会 1991：176-117）。ある日本人は中学校の同級生の父が朝鮮人の飯場頭をしており、数人の使用人を使っていたことを記憶している（守る会 1991：179）。これらの語りが示すように、朝鮮人の一般労務者を朝鮮人が管理することは珍しくなかった。

「頭」を務めた朝鮮人の重大な特徴として、彼らの日本語能力の高さがある。例えば、長崎の炭坑に1936年（昭和11年）に16歳で炭坑にはいった日本人は、当時のことを語るなかで「班長として、朝鮮の方もおったですよ。やっぱり朝鮮の人には、朝鮮の係員をつけとかんば、いかんもんですね。その人は、日本語がペラペラで、年は二〇歳代でしたね。奥さんは日本の人でしたよ」と述べる（守る会 1991：1686）。またある日本人は「朝鮮人の中から選ばれた者が、朝鮮人の監督をしていたが、その上に『人振り』と呼ばれる頭が存在していて、約50人を束ねていた。（中略）監督、寮長をしていた朝鮮人は日本語を話せたが、他の朝鮮人とは言葉が通じなかった（守る会 1994：92-93）」と語る。長崎で出会ったインフォーマントは、土木工事現場の飯場で自らが会計を担当できたのは、日本語の能力があったからだと言った。また、ある日本人の女性は次のように記憶している。

朝鮮人たちは日本語をじょうずに話していました。（中略）吉田という朝鮮人労務者の親方がいましたが、その人も朝鮮人でしたのに、日本人よりも日本語がじょうずに、お金持ちで、土方工事の請け負い業をしていました。大きい仕事をつぎつぎに引き受けて、日本人労務者や朝鮮人労務者を使役していましたので、日本人も吉田さんにはペコペコしていました。終戦後、相浦駅付近に立派な家を建てて、裕福に暮らしていましたが、今の消息はわかりません（守る会 1991：102-103）。

このほか、長崎の調査で得た話によれば、爆破技術や車の運転能力などを持っていたことが、単純な労務者にならずにすんだ要因であった。自分の技術を使いながら、仕事を成功させ、そのうち仲間を集めて、仕事を請け負い、うまく行けば、飯場頭の立場を持つようになり、さらに成功すれば自ら組を持てるようになるというのが、土木工事現場における「頭」になるひとつの道すじであった。

ちなみに管理する「頭」の生活は上にもあるように恵まれていた。1907年生まれのある朝鮮人は14歳のときに親戚をたよって愛知県の瀬戸に来た後、呉市で働きその後佐世保で人夫頭をするようになった。高給をもらっており、終戦時の日給は二円五十銭くらいであったという（守る会 1991：151）。また、長崎の土木工事現場で経理係をしていた人物

は以下のように述べる。

日本人と結婚して周囲からは日本人と見られていた朝鮮人も多かったのです。特にインテリに多かった。創氏改名で日本名でしたし、流暢な日本語を使い、何か「準日本人」といいますか、給料も日本人に近いものを取っている人もいました。日本人の代わりにそういう人をつかって監督させたということもあります。炭坑でも同じでした。警察と協和会には分かっている、実際日本人と区別のつかない朝鮮人ですね。私の知る範囲でも、三菱と関係のあった吉本組というのは組頭も朝鮮人でしたが、その下に日本人と区別のつかない人が幾人もいました。三菱には戦後帰化して社内に残った人が五、六人はいると聞いています（守る会 1982 : 106）。

軍隊と関係し、労務者を見張る場合も待遇がよかった。ある海軍直属の朝鮮人は貧しい朝鮮人坑夫の食事について述べたあと、「私の場合は、海軍直属の待遇だったから、白い飯で、きょうはイワシか、という、あすはタイを出すから、とって毎日うまいものを食べていた。私が動かないと、人夫が働けないということ、みな知っていたからだ。だから、飯場なんかに住まないで、私のために海軍がへやを借りてくれて、蓄音機まで買ってもらっていた」と自分の生活をふりかえっている（守る会 1991 : 132）。

生活が一般労務者よりも豊かであった組頭や飯場頭は管理するだけではなく、労務者が集まるひとつの基点でもあった。本章の冒頭で紹介した人物の他にも「私が世知原に来たのは、星野組にいた兄の関係である」と述べる者もいる（守る会 1991 : 298）。自発的に移動する場合、「頭」をたよって移動することは、移動先での職場も確保されており、その移動は容易であった。

だが、逃走となるとそう容易ではなかった。福岡の飯塚炭坑に連れてこられたある人物は労働があまりに厳しかったため逃亡し、あちこちで働いたのち、佐世保に友達がいることがわかったのでその人を頼って佐世保に移ったという（守る会 1994 : 141）。飯塚炭坑で働いていたある朝鮮人も自分の逃走について「約八ヶ月がまんしたが、とうとう一九四三（昭和 17）年の 12 月だったと思うが、雪の降る寒いときに、飯塚を逃げだして針尾島にやってきた。…長崎県の崎戸炭坑に行こうとしたが、知人の木下という人の甥が針尾島の太田に飯場を持っていたことを知らされたので針尾島にやって来た（守る会 1994 : 198）」と述べている。このほか、勉学を目指して渡日したある人物は特高に目をつけられるなか、隙を見て九州に逃げ、同胞たちがたくさん働いていると聞いて、長崎県の野母半島の沖にある三菱の端島炭坑に応募したと述べる（守る会 1994 : 207）。同胞や知り合いがいるという情報だけを頼りに逃走している様子がここからうかがえる。

親せきの情報も大きな力となっていた。鹿児島県の鹿屋で航空隊の滑走路工事に従事していたある朝鮮人は、両親が叔父（母の弟）から、長崎の香焼島には外国人の捕虜収容所

があり、そこへアメリカ空軍も爆弾を落とさないだろうということを知り、香焼島に移り住むことにしたという（守る会 1994：213）。また、日本に行く女性と同行して日本にわたってきたある朝鮮人女性は、ついて行った娘のおばさんの紹介や夫の兄を頼って、大阪、京都、長崎と移動している（守る会 1991：111-112）。

また飯場に同じ出身地域の者が集まる理由については次のような証言がある。

たとえば、朝鮮のある村一帯から強制連行して 100 人なら 100 人、つれてきたでしょうが、北海道なんかは連れていった訳ですよ。そのとき、朝鮮の方から、私らの方に、どこそこの村のだれそれが連行されていったが、なんかならんかとくるわけですね。連行されていったのが北海道にいて、朝鮮の家族やらから逃げだしたり、青森のどこそこに行けとなります、こちらは連絡がありますと、衣服などもって出かけて引き取りに行きます。なぜ、逃げ出したわけですから、まず身なりをかえんばならんとですよ。それでつかまらんように長与に連れてくるとですよ。そんなわけで、飯場には同郷の者が自然と集まったとですよ（守る会 1982：18-19）。

このように朝鮮人労務者は家族や親族、知人や同郷の友人のつてを頼って移動していた。このような移動は、個々人のネットワークの利用に基づくものであるが、逃走・移動は個人のネットワークの利用のみではなかった。16 歳の頃に「募集」に応じて日本の十和田湖の発電所建設工事に来た人物はその土木工事現場以降の自分の日本での移動について次のように説明している。

余りにも仕事がきびしく、つらかったので、一年半ぐらいの後、とうとう現場から逃げ出した。まず阪神方面へ向かった。兵庫県西宮の知り合いを訪ね、その世話を受けて、そこでも軍部の土管・ヒュームを地下に埋没する工事をさせられた。私は作業現場では、土砂運搬のトロッコ押しをしていた。現場は山の中だった。ここでも仕事がきびしく、つらい毎日だったので、逃亡することを考えた。しかし逃亡したことがわかると、暴力的につれもどされて、ひどい目に合わせるので、同郷の者の手引きと連絡で、他の職場に移るという手続きをとってもらった。

そのころは、十和田にいたときに知り合った者を通じて、また故郷に連絡をとって、だれそれが、どこそこにいるということを知り、そこを訪ねて色々な情報を知る。逃げ回るときには、それを仲介する人間のあっせんに頼った。いま中国から日本に密かに渡航するのをあっせんする人間がいるように、そのころも私たちの間を仲介する者がいた（守る会 1994：196-197）。

ここにみるように、朝鮮人労務者の逃亡を助け、あっせんするブローカーも存在していた。

逃亡する場合、身分保証という問題もあった。1924（大正 13）年生まれの朝鮮人は同胞の逃亡について次のように述べる。

あるとき、山の中に隠れながら、大抵なら一時間半で来るところを、二週間もかかって、世知原の私の家にたどりついた同胞を、ひそかにかくまったことがある。どこか条件のいいところへ手配してやろうと思っても今さら相浦にある地区の協和会事務所に、協和会手帳を受け取りに行かせるわけにもいかず、困り果てて、山口県の親せきに知らせて、こっそりと迎えに来させたが。（守る会 1991：297）。

この他、ある朝鮮人労務者は協和会について、「私は協和会手帳がないと働けないので、平戸へ出かけて、田平町に居住していた木村という朝鮮人のところへ行って、協和会手帳をもらって帰って来たことがある（守る会 1991：312）」と述べる。その協和会の手帳を必要とした理由については、他のある朝鮮人が、「協和会の手帳があれば一応身元保証書で通用したため、持っていたらよかった（守る会 1982：18-19）」と述べている⁴。

ここに登場する協和会とは、「戦時下の在日朝鮮人に対する治安対策と朝鮮人の日本人教化、すなわち皇民化をはかること（樋口 1986：3）」を任務とする組織である。中央協和会のもとに各都道府県の協和会組織があり、会長や副会長、理事、幹事などは行政や警察の関係者がつき⁵、その組織の末端には指導員や補導員とよばれる人びとがいた。樋口によれば、京都府の協和会の 376 名のメンバのうち、幹事以上が 60 名、指導員（日本人方面委員等）が 95 名、補導員が 221 名（朝鮮人有力者）であった（樋口 1986：108-109）。指導員や補導員になる人は、「飯場の責任者や朝鮮人下宿屋の主人等で、日本語をよく解する人々であった（樋口 1986：118）」⁶。このように上層部は日本人だが、会員の大半は朝鮮人であった。その朝鮮人が協和会の手帳の発行を行っていた⁶。

これまでの記述から伺えるように朝鮮人労務者の移動は、家族、親族、知人を中心したネットワークや斡旋業者のもと行われていたのであり、労働の場には朝鮮人の納屋頭など「頭」が存在した。加えて、彼らを管理する存在して「同胞の」朝鮮人の協和会関係者が存在していた。したがって、土木工事現場や炭坑労働の世界は、抑圧する日本人と抑圧され強制労働される朝鮮人だけで語られるものではない。多くの日本人に加え、そこには現場で働く朝鮮人に加えて、労働を監督する朝鮮人、労働の場を仲介する朝鮮人、朝鮮人を取り締まる朝鮮人などの「協力者」が多く存在した⁷。

3. 朝鮮人労務者の語りにみる「協力者」

一般労務者と「協力者」はどのような関係にあり、互いにどのように思っていたのだろうか。この点に関する本調査でのひとつの特徴は、朝鮮人労務者のまわりに存在した人々

の声がほとんど聞こえてこないことである。それとは対照的に朝鮮人労務者を管理・取り締まる組頭などの「頭」や協和会関係者に対する一般労務者の否定的な話をしばしば耳にし、目にした。

例えば、福岡県の炭坑をめぐる実地調査では、虐待され殺された人の慰霊碑の場所で、朝鮮人労務者を朝鮮から連れて働かせ、同胞を苦しめた朝鮮人がいたと語る人物とであった。その調査ではさらに、乗用車で聞き取りの相手に乗せて移動している時に、あるパチンコ屋を眺めながら朝鮮人のなかにも朝鮮人を炭坑で働かせ、そのことで裕福になり、現在はパチンコ店を経営している者がいるという話を聞いた。

加えて、長崎で入手した資料にも以下のような記述が載っている。まずは日本人の声である。労務係をしていた日本人は、朝鮮人の納屋頭が、「酒を四斗樽で勝手、ビールびんに入れ換えて、坑夫に飲ませて三円取り、もうけていた者もいた」（守る会 1991:200-202）と述べている。また、佐賀の炭坑で働いていたある日本人は当時のことを回顧するなかで、「朝鮮人の引き揚げ者の中に、南と北の者があり、さらに戦時中、日本の権力者の手先になって同胞朝鮮人を虐待した者もいた。そうした複雑な事情のある朝鮮人は、帰国するにもできなかった。帰国する朝鮮人が、そうした者を博多港まで見送りに来いといって誘い出し、そこで半死半生の目にあわせた（守る会 1994:148）」と述べる。

同様のことは朝鮮人関係者も述べている。炭鉱労務者を夫にもつ朝鮮人の女性は、「朝鮮人監督なのに、同胞の朝鮮人をいじめた者に対しては、『朝鮮本国』では復讐してやるという者もありました（守る会 1991:310）」と語る。さらにある朝鮮人労務者は、「飯場がしらと呼ばれていた石原という三〇歳ぐらいの朝鮮人のボスがいたが、彼も朝鮮人労務者をコキ使い、みんなから恐れられていたが、その人も死んでしまった（守る会 1991:313）」という。家族と一緒に1934（昭和9）年に日本に渡ってきた女性は、「同胞の“現場監督”というか、“役人”が悪質でした。彼らは“協和会”の役員ではなくて、炭鉱会社に雇われていた、仲間の“役員”だったと思います。彼らの中には、同胞の報復を恐れて、国にも帰れず、そのまま逃げたり、ほかの町へ移り住んで、残留した人もあります。何人かは知っています。おそらく、一生涯帰国できないでしょう」と語っている（守る会 1991:327）。

協和会の人間に対してもある朝鮮人労務者はこう語る。

飯場に来てから、逃げてきたわけですから見つかるもまたつかまるわけですたい。そんで、身元証明になる手帳がいるわけで、飯場の親方なんかが、手帳受給してもらえるように金つんで協和会に足運んでなんとか出してもらおうとしたんです。そう、袖の下っていうことになりますね。金さんですか、やっぱり、そんなことしてたんでないですか、まあ、協和会はいやだったね、うまく出してもらっても、バレないように親方が金をつんだり、つけ届けしてたわけですよ（守る会 1982:18-19）。

朝鮮人労務者を同胞として助ける「頭」や協和会関係者がいたことは確かである。だが、少なくとも今回の調査では、同胞を助ける「頭」の話を書くことはなかった⁸。

長崎の調査で話を聞いたある朝鮮人の人物は、一日以上の時間をおいて初めて自分のイトコが組頭をしていたこと、その伝手で長崎のある現場に来たこと、そこでは一般の労務者と働いたのではなく、経理をしたこと、時々遊びに長崎の街にでかけたことを話した。それまでは、労働の厳しさやお金を稼いでもばくちや生活費とって飯場ですぐに吸い上げられ、遊ぶこともできなかったことばかりを自己の経験のように語っていた。ここに見られる調査開始時の語りと最後の語りとの違いこそが、「協力者」のおかれた状況を示唆しているのではないだろうか。そして、彼らの自己の経験を語ることへの躊躇こそが、日本と朝鮮における植民地主義的研究の大きな問題点を示している。

おわりに

第2章、第3章の資料が示すように炭坑や土木工事現場での労働と移動の問題を支配と抵抗、もしくは支配と服従という二元的な枠組みで捉えることはできない。例えば、近年の人類学的植民地主義の研究が示すように、支配されるなかでも被支配者が主体的にそのなかを生き抜き、支配のための装置を巧みにずらし、流用してきた（山下晋司・山本真鳥 1997）⁹。また、影響関係も支配する側の支配される側の一方的なものではなく、支配された側の支配者への影響という、双方向的な関係が指摘されている。

同時に「植民地経験」¹⁰も個人によって多様であった。栗本らが指摘するように、出身階層や地位、性別、教育程度、都市享受者か否かの違いによって、その経験は支配する側にとっても支配される側にとっても当然ながら異なっていた。アフリカであれば、「支配される側にも植民地政府の下級官吏や警官、兵士の職を得て、支配する側の末端に組み込まれるアフリカ人も多数いた」のであり、「植民地支配に対する抵抗者（レジスター）がいる一方で、協力者（コラボレーター）もいた（栗本・井野瀬 1999：14）」¹¹。それは日本の植民地支配でも同様であろう¹¹。

本稿の資料が示すように、厳しい労働と管理のもとにあった土木工事現場や炭坑の労務者の生活は支配する日本人だけではなく、労働力を集め、働かせ、管理する朝鮮人が多く存在して成り立っていた。具体的には組頭や飯場頭、寮長などの「頭」であり、逃亡をたずけるブローカーであり、協和会関係者であった。これらの人びとの植民地経験も日本の朝鮮に対する植民地支配の重要な一要素であり、サハリンから九州をまたにかけて逃亡し、移動し、労働に従事した一般労務者の植民地経験を知るうえでも欠かせないものである。したがって、「朝鮮近現代史の立場から考察おこなう場合には、日本帝国主義の支配にたいする朝鮮民族の多種多様な『対応』、すなわち、全面的な抗拒から積極的な協力にいたるまでのあいだのさまざまなふるまい（behaviour）を実証的にたどってそれを論理化することが、喫緊の課題としてあげられる（並木 1997：527）」のである。

だが、これまでのところ日本における炭坑や土木工事現場の労働と移動に関する問題で

は、「人権を踏みにじられた」朝鮮人の苦しみを伝え、彼らの状況を改善することや、支配と服従、抵抗という枠組みのなかで日本と朝鮮の関係を捉えることが様々な理由から先行してきた。例えば、並木は「日本帝国主義による侵略の犯罪性を暴く作業と共に、そうした侵略にも拘わらず朝鮮の民衆が持続させた抵抗の姿勢を描き出すことが朝鮮近代史研究の一つの柱であるとされた」と戦後の朝鮮史研究を回顧している（1990：18）。また、鄭大均は、強制連行などに基づく「犠牲者」としての朝鮮人のイメージが現代の日本で一般的に流布していることを指摘する（鄭 2002）。

上記のような研究志向や視点が先行するあまり、人権運動や二元的枠組みに反するような「協力者」の実態解明、および研究は等閑視されてきた感がある¹²。今後もそのような立場から、飯場頭や協和会関係者の植民地経験を分析するのならば、今回の科研調査で筆者が経験したように彼らの植民地経験が語られることはなく、憎しみの対象にされるだけである。そして彼らの経験は表出することなく存在しないものとして忘れ去られる¹³。

満足に代弁・表象されない者の声を聞くにしても（Said 1994）、植民地支配の構造的狡猾さを考察するにしても、「協力者」の苦しみに近づくにしても、被支配者の主体性を唱えるにしても、日本の朝鮮に対する植民地支配に関わる者として、組頭や飯場頭などの「頭」や斡旋者、協和会関係者の朝鮮人の記憶を様々なかたちで留めておくことが、彼らの年齢を考慮すると急務であることは間違いない。だが、その問題において、韓国で盛んな愛国主義的な研究¹⁴も、日本で多く見られる植民地支配の断罪を前提とした研究も、「協力者」を「親日派」や「支配者の走狗」として位置付けざるを得ないために彼らの声を封じ込めてしまう。日本が支配した地域を扱う植民地主義的な人類学研究は、そのような研究が持つ弊害を考えるべき段階にないだろうか¹⁵。

参考文献

上杉妙子

2002 「英国陸軍グルカ旅団の宗教政策－現地人兵士と二つの国家」 山路勝彦・田中雅一編著『植民地主義と人類学』 関西学院大学出版会

岡田浩樹

2002 「韓国仏教の屈折と蛇行－妻帯僧問題に見いだせるポスト・コロニアル状況」 山路勝彦・田中雅一編著『植民地主義と人類学』 関西学院大学出版会

栗本英世・井野瀬久美恵編著

1999 『植民地経験 人類学と歴史学からのアプローチ』 人文書院

栗本英世・井野瀬久美恵

1999 「序論－植民地経験の諸相」 栗本英世・井野瀬久美恵編著『植民地経験 人類学と歴史学からのアプローチ』 人文書院

崔吉城編著

1994 『日本植民地と文化変容 韓国・巨文島』 御茶の水書房

崔吉城

2002 『「親日」と「反日」の文化人類学』 明石書店

鄭大均

2002 「変化する在日のイメージ」 『環』11 藤原書店

財団法人中央協和会 序：小沢有作 解題：樋口雄一

1990 『協和事業年鑑 [復刻版]』 社会評論社

住友石炭鉱業株式会社社史編纂委員会

1990 『わが社のあゆみ』 住友石炭鉱業株式会社

長崎在日朝鮮人の人権を守る会

1982 『原爆と朝鮮人 長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書 第1集』

長崎在日朝鮮人の人権を守る会

1986 『原爆と朝鮮人 長崎朝鮮人被爆者実態調査報告書 第4集』

長崎在日朝鮮人の人権を守る会

1991 『原爆と朝鮮人 長崎県朝鮮人強制連行、強制労働実態調査報告書 第5集』

長崎在日朝鮮人の人権を守る会

1994 『原爆と朝鮮人 佐賀県朝鮮人強制連行、強制労働実態調査報告書 第6集』

並木真人

1990 「戦後日本における朝鮮近代史研究の現段階—「内在的發展論」再考」『歴史評論』482

1993 「植民地期朝鮮人の政治参加について—解放後史との関連において」『朝鮮史研究会論文集』31

1997 「植民地後半期朝鮮における民衆統合の一断面—ソウルの事例を中心に」『朝鮮社会の史的展開と東アジア』山川出版社

1999 「植民地期朝鮮政治・社会史研究に関する試論」『朝鮮文化研究』6 (東京大学大学院文学研究科・文学部朝鮮文化研究室)

樋口雄一

1986 『天皇制論叢5 協和会 戦時下朝鮮人統制組織の研究』

松田素二

1999 「西ケニア山村から見た大英帝国—個人史が世界史と交錯するとき」 栗本英世・井野瀬久美恵編著『植民地経験 人類学と歴史学からのアプローチ』人文書院

2002 「創られた王国の彼方に—西ケニア・ワンガ王国の歴史語りから」 山路勝彦・田中雅一編著『植民地主義と人類学』 関西学院大学出版会

三菱鉱業セメント株式会社総務部社史編纂室

- 1976 『三菱鉱業社史』 三菱鉱業セメント株式会社
村串仁三郎
- 1998 『日本の鉱夫 - 友子制度の歴史 -』 世界書院
山路勝彦・田中雅一編著
- 2002 『植民地主義と人類学』 関西学院大学出版会
山下晋司・山本真鳥
- 1997 『植民地主義と文化 人類学のパースペクティブ』 新曜社

Bremen, J.B. and Shimizu, A. (eds.)

- 1999 *Anthropology and Colonialism in Asia and Oceania*, Surrey: Crozen Press.
- Said, E.W.
- 1994 *Representation of the Intellectual: The 1993 Reith Lectures*, Pantheon Books.

註

- 1 本稿では戦前の問題を扱うため、「韓国人」の表記を使用せず、「朝鮮人」という用語を用いる。
- 2 現地調査で得た資料以外は、「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」が行った在日朝鮮人の被爆体験に関する聞き取り調査の報告書に依拠している。その報告書のなかで、炭坑や土木工事現場の生活に関わる部分を引用した。現地調査は2002年8月に北海道で、2002年12月に福岡県筑豊地方で、2003年10月に長崎県及び福岡県筑豊で行った。主な聞き取り相手は九州北部の炭坑関係者に限られている。
- 3 今回の科研の研究課題が「ロシア・サハリンにおける日本人植民地遺産と朝鮮人に関する緊急調査報告」であることに鑑みれば、九州北部を中心とした資料に基づく本原稿は報告書として趣旨をやや逸脱している。しかしながら、サハリンから九州まで朝鮮人の炭鉱労務者は移動していたのであり、本稿の議論はサハリンの炭鉱労務者の問題を考えるうえで貢献をなし得る。
- 4 手帳に関しては取らずともよいこともあった。例えば、ある朝鮮人は、「戦時中『協和会』指導員をしていた同胞の朝鮮人が、『協和会手帳』の交付申請をせいよと執拗に迫ってきましたが、私はもらいませんでした。それでも差別されることはなかったと思います。大阪ではそんなに厳しくありませんでした（守る会 1991: 81）」と述べる。
- 5 1930年頃家族で日本にわたってきた朝鮮人労働者の話によれば、「協和会は、浦上警察署の中にあつた」という。幹部のなかには、警察関係者が多くいた。
- 6 この会員証は、朝鮮人学生、医師、教師、会社員などのインテリ階層には所持が義務づけられていなかったという（樋口 1986: 146）。
- 7 この他に、朝鮮人労務者の周囲にいて豊かな生活を送った者として、女郎屋の経営者であろう。日本人経営者もいたが、朝鮮人もいた。例えば、ある日本人は、「長崎の炭坑の現場について語った日本人女性は、四〇歳くらいの団長と呼ばれる人がおり、女郎屋か何かを経営しているような感じであった」（守る会 1991: 77）と述べ、別の日本人は自らが居住していた付近の状況を語るなかで、23軒あつた遊郭のうちひとつは、経営者が朝鮮人であったことを記憶している（守る会 1991: 219）。

- 8 日本人のなかには次のように述べる者もいる。朝鮮人労務者のなかにも学徒動員の学生労働者を監督することがあった。ある日本人は、日本人の海軍の下士官よりも優しく無理なことをさせなかったので、朝鮮人のその労務者にあたることを希望したという（守る会 1991 : 165）。
- 9 このような研究を支配する（した）側の人間が行うことの政治性はきちんと論じるべき問題である。支配する側にいた人間が、支配された者の主体性や遅しさを論じることは、ともすれば支配そのものを正当化する危険を犯すことになる。
- 10 栗本と井野瀬は、「植民地はなによりも、異なる人びとが出会う場であった。ヨーロッパ人と、アジア、アフリカ、オセアニア、アメリカの人びとが、それ以前になかった規模と程度で、直接間接に出会うようになったのである。この接触の様態の総体（栗本・井野瀬 1999 : 12-13）」を「植民地経験」と読んでいる。プラットに倣えば、コンタクト・ゾーンとなろう。
- 11 朝鮮と日本における様々な人々の経験などを扱った文化人類学的研究としては例えば、崔吉城編著の 1994 がある。
- 12 朝鮮半島における研究動向については並木が、「植民地期の朝鮮にかんする歴史研究は、日本帝国主義の『支配』と朝鮮民族の『抵抗』という、かつての二元論的な枠組みにもとづく把握から、支配民族・被支配民族の相互作用 (interaction) に立脚した把握へと、現在その性格を漸次変化させつつあるといえよう。…しかしながら、植民地期の朝鮮民衆のありようを把捉するにあたって、『抵抗』か、さもなければ「屈従」かという、従前の二者択一的な認識の束縛からはいまだ完全に自由になっているとはいえず、植民地下での彼らの実態を歴史的に解明することをめぐる困難が依然として残っているといわざるをえない (1997 : 517)」と述べている。
- 筆者がこれまで主に研究してきた台湾と日本との関係においても同様のことがある。二項対立的な研究が支配された人々にもたらした功績もあるが、その反面として本稿で述べるような問題を生んでしまうことは避けられない。
- 13 朝鮮半島の協力者の問題については、林や並木の研究がある。だが、林の研究は並木によれば、「往々にして『親日派』断罪の姿勢が先行」するという。並木は対日協力者をイデオログ型の対日協力者とテクノラート型のそれとに分け、分類化する（並木 1993・1999）。さらに植民地後期に関しては、「朝鮮民族のなかに、自己の意志に反して対日協力を共用される人びとばかりでなく、対日協力のなかに自己の利益をみいだす人々が少なからず出現させた。そして、支配民族である日本人の行動・生活様式および価値志向と、自己のそれとを一致させうるシステムが創出された。対日協力の生産・再生産が構造化された」と、社会システムまでその視野を広げている（並木 1997）。
- 14 現在でも韓国では「親日派」のレッテル張りが国会議員を含めて行われている。このような現実を考えると、「協力者」の声を聞き、留めることはとても困難であることを実感せざるを得ない。ちなみに韓国の「親日派」に対する「反日」の現状については、崔吉城の 2002 に詳しい。
- 15 近年、「新しい歴史教科書」をつくるような視点からの研究や韓国のナショナリズムに対抗するような研究がある。これらは「協力者」の立場を支持するものと成り得るが、元来そのような研究は愛国主義的な研究や植民地支配の断罪と対をなすものである。それゆえに「協力者」を愛国主義的研究などの批判の対象によりしてしまうだけであり、彼らの声を封じてしまう点では、愛国主義的研究などと同じである。

豊原警察署特高資料からみる戦前の朝鮮人労働者状況

安達信裕

(広島大学大学院社会科学研究所博士課程後期)

はじめに

サハリン州公文書館には、戦前の樺太庁関係の資料が多数収められている。その資料の中に「昭和十一年度 東四条巡査派出所 朝鮮人関係書類綴」「昭和十六年度 東四条巡査派出所 朝鮮人関係書類綴」と分類されている資料がある。これは、朝鮮人への手配書などを中心に作成された特高警察関係の書類である。

今回、この資料にかかっている朝鮮人のデータベース化を行った。本稿の目的は、そのデータベースの公開とこれらの資料分析を行うことである。なお、この資料には個人情報が含まれている。公開にあたり個人を特定できるような情報は伏せた。

簡単にこの資料の内容を紹介すると、「昭和十一年度 東四条巡査派出所 朝鮮人関係書類綴」は、「豊特高秘第**号」に分類されている書類綴である。手配内容としては、朝鮮人参不正行商の取締・貂及其他の保護鳥獣密猟客朝鮮人・金銀密輸出関係鮮人取締などの朝鮮人刑事犯の手配書や要視察鮮人の所在不明・朝鮮人名簿作成に伴う朝鮮人所在不明に対する手配書、身元確認などである。

「昭和十六年度 東四条巡査派出所 朝鮮人関係書類綴」の内容は、「豊高外秘第**号」、「高外秘第**号」、「豊高鮮秘第**号」に分類される書類綴である。手配内容としては、朝鮮人逃走手配・防諜上要注意者の所在不明手配・特要鮮人手配・渡航鮮人所在不明手配とあるが、そのほとんどが朝鮮人逃走手配である。これは、文書中「団体移住鮮人」「集団移住鮮人」「団体募集鮮人」と書かれている国家総動員法に基づく朝鮮人労働者の逃走手配を指している。

これらは、特別高等警察や高等警察による朝鮮人への取締に関する文書であるといえるだろう。特高警察による朝鮮人の取締の概況を述べ、この資料の位置付けと資料紹介を行いたいと思う。

1. 特別高等警察による朝鮮人取締

『特高警察体制史』によれば、1928(昭和3)年の3・15事件を機に内務省警保局に特別高等警察の中核機関として保安課が設けられるとともに、全府県に特高課が設置された。本稿で取り扱う朝鮮人取締は、この各府県の特高課外事係もしくは、外事警察等が行っていた。

治安維持・社会秩序の維持にその目的をもつ特高警察が朝鮮人を取締の対象とした理由を考える上で重要なのは、内務省警保局である。というのは、特高課は内務省警保局においてコントロールされている中央集権的な組織であったためである。

その内務省警保局は、1916年ごろから朝鮮人の動向に注意しはじめた。具体的に例を挙げれば、「排日朝鮮人ノ行動ノ重要事項を蒐集」した『朝鮮人概況』が警保局保安課の手でほぼ隔年でまとめられること、「特別要視察人視察内規」とは別に「要視察朝鮮人視察内規」が訓令されたことなどがあげられる。この内務省警保局の朝鮮人を特別視する風潮の背景には、警保局の朝鮮人に対する以下のような認識がある。

彼等鮮人ノ多数ハ就職難ニ苦ミ浮浪無頼ノ徒ヲ生ズルノ傾向アルノミナラズ、往々ニシテ社会運動及労働運動ナドニ参加シ団体的行動ニ出デントス傾向ノ特ニ著シキモノアリ、尚内地人トノ間ニモ各種ノ紛擾ヲ頻発スル等将来種々ノ問題ヲ醸成スル虞アルヲ以テ²

このように内務省警保局は、社会秩序の維持する上での不安材料として朝鮮人を認識していた。そのため、内地においての具体的な取締は、朝鮮人の戸口・職業別人員表、朝鮮人名簿の作成などを通して、社会秩序を乱す可能性のある要視察朝鮮人を発見することであった。

内地においての朝鮮人への取締を行うと同時に内務省警保局に主導によって行われていたのが、朝鮮人に対する内地への渡航制限である。朝鮮人は、警察が発給する渡航証明書がなければ渡航できなかった。この渡航証明書は、警察による十分な検査・調査を経たのちに発給された。

この渡航証明書制度は、1919(大正8)年の「朝鮮人ノ旅行取締ニ関スル件」(警務総督部令第3号)により開始された。朝鮮人の渡航を制限するこの制度は、朝鮮人による反発により、二度にわたって撤廃されるが、そのたびに内務省警保局の要望により新しい渡航の規制がなされた³。

この朝鮮人の渡航規制は、日本の深刻な経済不況、過剰人口の更なる増加、それに伴う治安問題の発生をその理由として、1934(昭和9)年にはときの岡田啓介内閣により、「朝鮮人移住対策要目」として閣議決定された。次はその内容である⁴。

三、朝鮮人ノ内地渡航ヲ一層減少スルコト

- (一) 朝鮮内ニ於ケル内地渡航熱ヲ抑制スルコト
- (二) 朝鮮内ニ於ケル地元諭止ヲ一層強化スルコト
- (三) 密航ノ取締ヲ一層嚴重ニスルコト
- (四) 内地ノ雇用者ニ諭示其ノ朝鮮ヨリ新ニ労働者ヲ雇入レントスルヲ差控ヘ内地在住朝鮮人又ハ内地人ヲ雇用セシムル様勧告スルコト

四、内地ニ於ケル朝鮮人ノ指導向上及其ノ内地融和ヲ図ルコト

- (一) 朝鮮人保護団体ノ統一強化ヲ図ルト共ニ其ノ指導奨励監督ノ方法ヲ講ズルコト
- (二) 朝鮮人密集地帯ノ保安衛生其他生活状況ノ改善向上ヲ図ルコト

(三) 朝鮮人ヲ指導強化シテ内地ニ同化セシムルコト

そして、1936(昭和 11)年には朝鮮総督府によって、渡日規制の完全版と呼べる「例規通牒」がだされた。

三、渡航紹介状ノ発給

渡航紹介状ハ内地ニ渡航シ労働ニ従事セントスルモノニシテ事情已ムヲ得ズト認メラレ且左ノ各条件ニ適合スルモノニ対シ身分証明ノ用トシテ発給スルコト

(一) 身分確実ナリト認メラルル者

(二) 就職口確実ナリト認メラルル者

行先所轄署ニ対スル就職口確否ノ照会ヲ敢行スルコト

(三) 必要ナル旅費ヲ除キ尚 10 円以上ノ余裕ヲ有スルモノ

四、渡航紹介状ノ発給官署及様式

(一) 渡航紹介状ハ本籍地又ハ住所地所轄警察署ニ於テ之ヲ発給スルコト

渡航紹介状ハ渡航者ヨリ戸籍謄本ヲ提出セシメ其ノ末尾余白ニ様式第一号ニ明瞭ニ朱書シ離鮮地所轄警察署長宛紹介スルコト

これらの規制が示すように内務省警保局は、未就職朝鮮人の増加による社会秩序の乱れ、身元不明の朝鮮人の渡航による保安上の問題に憂慮し、水際でこれらを防ごうとしていた。また、1932(昭和 7)年の天皇暗殺未遂となった「桜田門事件」、上海での「天長節」式典への爆弾を投げ込むなどの朝鮮人による事件などから身分が不確かな朝鮮人に対する警戒も強くなり、内地においての朝鮮人に対する取締も同時に強化された。

以上より、内務省警保局による朝鮮人への取締は、身分が不確かなもの・未就職者である朝鮮人の内地への渡航制限、各地の朝鮮人集住所における取締と検問による内地での「不逞朝鮮人」の摘発・要視察人に対する視察によって行われていたといえる。そして、これらの取締は、両方とも内務省警保局を中心とした警察機構によって行われていた。

この朝鮮人への取締を考慮にいれば、1939(昭和 14)年の「国家総動員法」によって大量の「移入朝鮮人」を受け入れざるを得なかった内務省警保局が直面した問題の重大性が明確になるだろう。それは、総動員体制時の労働力不足を補うために大量の朝鮮人を内地へ「移入」しなければならないが、大量に朝鮮人を「移入」することは内地人との紛争、労働争議などの保安上の問題を引き起こすことになる。この問題に対する特高の危機感は、以下の文章によく現れている。

管下在住ノ鮮人ハ従来約二千数百名ナリシモ最近ニ於ケル労働力ノ不足ニ伴フ労働条件ノ好転等ニヨリ頓ニ増加スル傾向ガアリマス。新タニ渡来スル鮮人ノ多数ハ内地ノ風俗習慣ニ通セス其ノ生活態様ハ非衛生不徳義ナル為メ内地人トノ融和ニ付キ缺クルトコロ尠ナシトセサルモノアルヘク且ツ又スル事態ニ乗シテ濃厚ナル民族主義共産

主義思想ヲ抱持スル不逞ノ徒輩ノ潜入蠢動モ保シ難イノテアリマス。故ニ今後鮮人ノ言動ニ付キ一層注意サレタイノテアリマス⁵

これをうけ、特高による朝鮮人の取締は「不逞鮮人」や要視察人を対象としたものだけでなく、協和会運動⁶の推進などを通じて一人一人の朝鮮人の日常生活・言動までも監視しようという動きが出てきた。

このような内地での「国家総動員法」に対応した新しい取締だけでなく、「国家総動員法」後の朝鮮での「集団募集」時において朝鮮人労働者の選別が行われていたことも忘れてはならない。

よって、本稿では特高警察による朝鮮人の取締を内地での取締と「不逞」朝鮮人の移入制限という二つの取締に着目して分析を行いたい。さらに、朝鮮人の取締が1939(昭和14)年を契機に大きく変化していることにも着目したい。今回の資料には、昭和11・16年とあるために「国家総動員法」の影響による朝鮮人への取締の変化を見るうえでも非常に重要な資料といえる。

2. 「昭和十一年度 東四条巡查派出所 朝鮮人関係書類綴」

(1) 文書形態について

この書類は「豊特高秘第**号」と分類される特高資料である。「警察機密文書取扱」(改正1930(昭和5)年10月訓令第396号)によると機密文書は以下のように定められている。

第二条 警察機密ニ関スル文書ノ収発件名簿ハ之ヲ特高秘、高秘、保秘、刑秘及警秘ニ區別シ特高秘ニハ特別高等警察ニ関スルモノ高秘ニハ高等警察ニ関スルモノ保秘ニハ保安警察ニ関シ秘密ノ取扱ヲ要スルモノ刑秘ニハ司法警察ニ関シ秘密ノ取扱ヲ要スルモノ警秘ニハ警察管理ノ進退賞罰ノ他秘密ノ取扱ヲ要スル文書ヲ登録スヘシ

ここで注意したいのが、「特高」の扱いである。樺太において、特別高等課は「樺太庁事務分掌規定改正」(1930(昭和5)年1月21日樺太庁訓令第3号)により事務分掌が規定された。しかし、『樺太庁施政三十年史⁷』によれば、同課は昭和7年に廃止されている。文書中では「特高」と「高等」に分けて記載されていることをみると、事実上、特別高等課は廃止されてはいたが、書類上では区別されていたのだろうと推測される。樺太における特別高等課の設置・廃止それぞれの理由に関しては、資料的制限により把握できなかった。

「樺太庁事務分掌規定改正」(1930(昭和5)年1月21日樺太庁訓令第3号)によると特別高等課、高等課の事務分掌規定はそれぞれ以下のように定められている。

第十九条ノ二 高等警察課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 集会結社及多衆運動ニ関スル事項
- 二 選挙ノ取締ニ関スル事項
- 三 菊花御紋章及御肖像取締ニ関スル事項
- 四 宗教警察ニ関スル事項

第十九条ノ三 特別高等警察課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 新聞紙、雑誌其ノ他出版物ニ関スル事項
- 二 著作権ニ関スル事項
- 三 思想取締ニ関スル事項
- 四 労働争議ニ関スル事項
- 五 鮮人ニ関スル事項
- 六 外事警察ニ関スル事項

したがって、1936(昭和 11)年においての朝鮮人関係資料は、第一九条により「豊特高秘第 **号」という分類になろう。

(2) 朝鮮人に対する調査 (樺太での取締)

昭和 11 年の資料の中で注目すべきものとして、朝鮮人に対する調査命令である「朝鮮人統計に関する件」「朝鮮人名簿作成に関する件」「朝鮮人外国人の一斉調査の件」などが立て続けに出されていることがあげられる。これらは、内地における朝鮮人への取締と検閲にあたる通牒である。これらの調査通牒のなかでも特に 1936(昭和 11)年 6 月 23 日にだされた豊特高秘第 1121 号「朝鮮人名簿作成に関する件」は注目に値する。

朝鮮人取締ニ関シテハ、相当注意視察中ノ事トハ信スルモ日本内地ニ於テハ鮮人共産黨員ト連絡ヲ取り又日本共産党トモ相提携シ居ルヤノ向アリテ、之等不穩分子ハ何時本島ニ潜入スルヤ計リ難ク、最近得休ノ知レヌ行商人等渡来徘徊シ其ノ状況寸時モ視察ヲ緩ヤカニスルヲ得サルモノアリ。殊ニ来月ノ御警衛並ビニ今秋北海道ニ於テ陸軍特別大演習等ノ行事モアリ。之等鮮人取締ハ警備上一層緊密ヲ加フルノ要アリ。別紙取扱内規ニ準拠シテ名簿調整保護並ビニ視察ノ周密ヲ期シ容疑者ノ発見ニ努メ併テ取締ノ徹底ヲ期セラレ度

一般朝鮮人名簿取扱内規

- 第一条 警察署長ハ本内規ニ定ムル所ニヨリ朝鮮人名簿ヲ調製シ朝鮮人ニ対スル保護並ビニ視察取締ノ徹底ヲ期スヘシ
- 第二条 警察署長ハ第一号様式ニ依リソノ署管内ニ在住スル朝鮮人ノ名簿を調整シ随時之ヲ整理スヘシ 但シ別ニ定ムル要視察人名簿ニ編入シタル者及満 15 歳

未満ニシテ視察ノ必要ナシト認ムル者ハ此ノ限りニ在ラス

第四条 名簿調整ノ為ニスル調査ハ周到正確ヲ旨トシ且第二号様式ニ依リ本籍地前居住所紹介シ調査ノ完璧ヲ期スヘシ。但シ同一署管内ニ 10 年以上居住シ容疑ノ点ナク照会ノ必要ナシト認ムルトキハ其ノ照会ヲ省略スルコトヲ得
北樺太沿海州ニ於テ出生シ本籍不明者ニ付テハ前居住地ニ於ケル交友等ニ付前項照会事項ヲ調査スヘシ

第六条 朝鮮人ノ移動ハ左ニ依リ取扱フヘシ

- 一、島外ニ転出ノ場合ハ其ノ目的出発日行先地其ノ他必要事項ヲ報告スルト共ニ退島事実確認ノ上名簿ヲ削除シ別保存トスルコト
- 二、島内来往ノ場合ハ関係警察署長ニ於テ必要事項ヲ互報スルコト
- 三、島内署所轄外ニ転居シタルトキハ旧居住地警察署長ハ其ノ転居先確認ノ上速ニ名簿ヲ其ノ所轄警察署長ニ移送スルコト

第八条 第四条ノ調査ニ当リテハ親切丁寧ヲ旨トシ内鮮離間ノ念ヲ生セシメタル様特ニ留意スヘシ

この命令の注目すべき点は、まず「来月ノ御警衛並ビニ今秋北海道ニ於テ陸軍特別大演習等ノ行事」のために朝鮮人の取締を緊密にした、という点があげられるだろう。国家的行事の折の朝鮮人への取締の強化は、1928(昭和3)年の大札警備際に行われた予防検束以来の傾向であろう。この大札警備の折には二十万人余りの在日朝鮮人全員の名簿を常備して月に1、2回程度一斉戸口調査や夜間検束をおこなわれ、要視察人が多数発見された。今回の資料に要視察人の名簿はないので、はっきりしたことはいえないが、この調査によって要視察人が発見されたのは間違いないだろう。

これに関連して、「朝鮮人所在不明手配に関する件」がこの「朝鮮人名簿作成に関する件」「朝鮮人外国人の一斉調査の件」が出た後の10月以降に集中していることも指摘したい。この手配は、転職・就職活動などのために現住所から移動する際に報告していた行き先がない場合の手配である。そのため、発見時の対応としては手配解除するだけである。

このような所在不明朝鮮人に対する手配書が一年を通して出されているわけではなく、10月以降に集中していること、所在不明になった時期が「～月上旬」など把握しきれていないことの2点を考えれば、昭和11年において一般朝鮮人の視察は日常的に行われていなかったことがうかがえる。

また、朝鮮人に対する調査の中で興味深い調査として「朝鮮人集団居住に関する件」がある。これは、朝鮮人の集団居住の理由や現在の数・その利害得失・取締上の便不便などを調査、報告をしなさいという通牒である。これから特高の朝鮮人取締が要視察人以外の朝鮮人の検閲に苦慮していたこと、また樺太においても朝鮮人たちがコミュニティーを形成していたことが伺える。

以上のことから、11年時の樺太での朝鮮人に対する取締は調査を中心としたものであっ

たといえるだろう。このことは、確かに 1936(昭和 11)年時における朝鮮人への監視が徹底していなかったことを示している。しかし、朝鮮人名簿の作成や「朝鮮人集団居住に関する件」が、昭和 16 年時の要視察朝鮮人だけでなく一般朝鮮人も含めた徹底的な朝鮮人への取締において必要な情報であることを考慮すれば、「国家総動員法」前の 1936(昭和 11)年においてすでに徹底的な取締への準備が始まっていたとも考えられる。

(3) 一時帰鮮証明書(朝鮮での取締)

朝鮮での移入制限による取締に関連した文書としては、「一時帰鮮証明書紛失手配の件」がある。これは、日本の工場・鉱山で働く朝鮮人に限り、職場の休業及び休暇を利用して一時帰郷する場合に「再渡航の便宜」を与える証明書⁸である。この証明書は、1929(昭和 4)年の通牒「朝鮮人労働者の証明に関する件」により開始され、以下の条件により発給された。

- 一、 帰来後帰鮮前ノ雇用主ノ下ニ於イテ同一職業ニ従事スルコトヲ宣誓セル証明下付願ヲ、雇用主連署ノ上就業地所轄警察署ニ提出セシムルコト
 - 二、 右証明書下付願ニハ本人ノ最近撮影シタル写真二枚ヲ添付セシムルコト
 - 三、 証明書ヲ下付スル際本人ノ帰来期限ヲ定ムルニハ就業上ニ於ケル休業又ハ休暇期間等ノ事情ヲ参酌シ、証明書発行ノ日ヨリ壹ヶ月以内ノ範囲ニ於テ定ムルコト
 - 四、 右証明書ニ本人ノ写真ヲ貼付シテ所轄警察署ノ契印ヲ為シ、帰来期限ノ外本籍、住所、氏名、年齢、職業、就業場ノ所在地及名称ヲ記載スルコト
 - 五、 右証明書ヲ下付シタルトキハ帰来期限経過後 15 日以内ニ発行地警察署ニ返戻セシムルコト
- 但シ本人ニシテ帰鮮後所定期限内ニ帰来シ能ザル場合ハ本人ノ所在地警察署ヲ経テ返戻セシムルコト⁹

なお、この一時帰鮮証明書制度は、翌年の 1930(昭和 5)年に改正され、発行対象を「工場鉱山以外ノ使用人」にまで拡大した。また、1936(昭和 11)年には、発行対象を「一般使用人」、「有職職業ニ従事スル者」、「独立営業者」まで拡大し、有効期間も一ヶ月から二ヶ月に延長された。この一連の緩和は朝鮮人の不満を解消しようとする朝鮮総督府の要請の結果であり、内務省警保局はこの緩和を快く思わなかった。というのは、この証明書があると渡航時に行われる身元確認などの手続きが緩和されるため、内務省警保局はこの証明書の不正利用により「不逞鮮人」の内地への進入を非常におそれていたからである。そのため、証明書の未返却の朝鮮人に対して全国的な手配(昭和 11 年の場合、奈良県 3 件・山口県 1 件)をかけたのだと思われる。

以上が昭和 11 年度資料の内容についての解説である。つぎに昭和 16 年度資料の内容について述べたいと思う。

3. 「昭和十六年度 東四条巡查派出所 朝鮮人関係書類綴」

(1) 文書形態について

「昭和十六年度 東四条巡查派出所 朝鮮人関係書類綴」においては、11年度とは異なり、「豊高外秘第**号」、「高外秘第**号」、「豊高鮮秘第**号」という形式に区別されている。内容としては、朝鮮人逃走手配・防諜上要注意者の所在不明手配・特要鮮人手配・渡航鮮人所在不明手配とあるが、そのほとんどが朝鮮人逃走手配である。これは、文書中「団体移住鮮人」「集団移住鮮人」「団体募集鮮人」と表記されている国家総動員法に基づく朝鮮人労働者の逃走手配を指している。

朝鮮人関係のため、特高関係事項であるように思われるが、「豊高鮮秘第5号」{1942(昭和17)年1月10日}によれば、「労務動員計画に基づく団体移住鮮人労務者の逃走手配に関しては指導取締の便宜上高等関係事項として取扱」ったとされている。逃走手配が高等関係事項とされた経緯についての詳細は不明であるが、1936(昭和11)年度において特高が行っていた手配である「特要鮮人手配の件」なども1941(昭和16)年度には「豊高等秘」として手配されていることを考慮すれば、実情に合わせ、文書中からも「特高秘」を削除したと推測できる。しかし、「特高秘」を削除したという事務分掌規定は発見できなかった。

また、昭和16年6月から「豊高外秘」ではなく「豊高鮮秘」に分類が変更されているが、この詳細についても不明である。

「高外秘」と「豊高外秘」との区別に関しては、「高外秘」が豊原警察署長から管下警察署長宛てであるのに対し、「豊高外秘」は豊原警察署長から管下巡查部長宛てであり、宛先によって区別されていることがわかる。

(2) 逃走手配について（内地での取締）

まず、指摘しなければならない昭和16年の資料の特徴はその手配数の多さである。昭和11年の件数が194件であるのに対し、昭和16年の件数は1385件である。さらに、そのほとんどが「国家総動員法」により動員された朝鮮人労働者の逃走手配である。昭和11年の「所在不明手配」と昭和16年の「逃走手配」を比較することで、昭和16年の「逃走手配」の特徴が明らかになるだろう。

昭和11年の「所在不明手配」が樺太在住の朝鮮人を対象としているのに対し、昭和16年の「逃走手配」は、全国的な手配であることが指摘できる。表1から手配が地域的にばらつきがあることがわかるが、この原因についての詳細はわからない。

表1 昭和16年地域別の逃走手配件数

県名	樺太	北海道	青森県	秋田県	石川県	岩手県	鹿児島県	神奈川県
件数	332	335	23	18	5	34	2	4
県名	京都府	静岡県	東京府	新潟県	兵庫県	山形県	山梨県	和歌山県
件数	6	180	5	24	110	4	168	19

昭和 11 年では、所在不明になった時期が詳しくても「～月上旬」であるのに対し、昭和 16 年の場合、詳しいものだと逃走日どころか逃走時間まで判明していることが指摘できる。これは、タイムスケジュールなどの労務管理などが徹底しはじめている大きな証拠といえる。

また、発見時の対応にも大きな変化が見られる。昭和 11 年の場合、あくまで所在確認のための手配であり、発見されればその時点で手配は解除される。それに対し、昭和 16 年の場合、本籍地へ強制送還（豊高外秘第 191 号・「発見の節は本籍地に送還」と指示がある場合）や「真面目に就労する旨誓約させ、仕事に復帰させた」（豊高外秘第 918 号・豊高秘第 1054 号）など対応が様々になっている。この対応の中で注目すべきものとして、「炭山**組飯場に委託強制労働を実施し精神的訓練に質し動静視察中¹⁰」（豊高鮮秘第 291 号）がある。さらに言えば、「委託強制労働」させられた者は、もともと王子製紙の仕事に就いていた。このように、昭和 16 年の場合、発見時に様々な対応がされており、一貫していない。この理由についての詳細は不明である。

（3）証明書偽造について（朝鮮での取締）

さて、次に興味深い文書として「移住鮮人労務者の一時帰鮮取扱に関する件」（豊高外秘第二七九号、昭和十六年二月二十二日）がある。

団体移住朝鮮人労務者中契約期間満了に依る帰鮮者又は再契約希望を有するも一時帰鮮の為居住証明書の発給を受け帰鮮する者等に対する取締は夫々励行中のことと思料せらるるも這般福岡県下に於いて是等団体労務者に関し期間満了者帰鮮せんめたる為作業率低下し為に之が労働力充足の苦肉策として雇用期間満了帰鮮者の名義を利用し労務者募集の上虚偽の申告を為し一時帰鮮証明書の下付を受け代人をして不正に渡航せしめんと画策したる別記のごとき事例ありたる上日慶尚南道より通報に接したるが管下においても労力払底の折柄斯種手段を弄するところとなれとせざるを以て取締の上参考に資すると共に遺憾なきを期せらる可上日通右通達する

記

右は**組他 15 組より成る共済組合の労務者移住のため労務動員計画に基づき客年 7 月 18 日本道において 600 名の朝鮮人労務者募集を許可(以下判読不能)

**組においては是等の中 278 名の配置を得使用中の所同年 11 月 30 日を持って 3 ヶ月間の契約期間満了したるが這般事故者を出し総数 202 名に減じたり。然して中 157 名は契約の更新により引続就労する事となり期間満了帰鮮者と共に一時帰鮮せらむることとせり

当時**組においては労力不足を来し加ふるに移住労務者中事故者並びに期間満了解約帰鮮者相当ありたる為作業能率低下を来し為に之が補充策に苦慮しおりたるを以

て同組合移住者の班長たる労務主任****(41)は満期解約帰鮮者あるを奇貨とし是等の名義を利用し労働者の不正募集の上応募者の写真を送付せしめ所謂八幡警察署より一時帰鮮証明書の下付を受け之を利用し新規募集者をして恰も満期帰鮮者の再渡航なるが如く装はしま移住せしむることとしその意図を含め不正募集渡航の斡旋方を命ぜり之が為**は帰鮮の上同僚**と相謀り**郡**面を中心とし密かに労働者の募集に着手せり

之より先一時帰鮮労働者に対し奨励全交付のため渡鮮せる同組労務係****と相互に連絡し同人をして□□23日一時帰鮮再度渡航者19名中に5名の不正募集渡航者を混入し引率渡船せんめ越へて1月10日更に同様手段により八名中に一名更に同月19日第三回24名の不正渡航を反復敢行せんとせるを発見するに至れり¹¹

上記したのは、内務省警保局が警戒していた一時帰鮮証明書の不正使用の具体例である。また、次の文書は1942(昭和17)年の例になるが、渡航証明書である「渡航紹介状」を偽造した例である。

「内地渡航紹介状偽造行使犯人手配ニ関スル件」(豊高鮮秘第三〇二号昭和一七年五月二十九日)

ナル者内地ヨリ一時帰鮮中再渡航途次ナリト称シ*及***、***(**ノ弟)等ニ対シ「内地ニ於ケル労働景気ハ素晴ラシモノダ、渡航ノ上一儲セヨ、渡航紹介状ノ下付ニ就イテハ成南利原警察署係官**某トハ昵懇ナルヲ以テ下付ヲ受クル確信アリ」ト甘言ヲ以テ慫慂シ其ノ運動費トシテ****ヨリ金百五十円、**ヨリ金七十円計三百七十円ヲ交付セシメ之ヲ騙取シタル上****ハ同年十二月初旬頃清津府新岩鏡城旅館ニ滞泊シ前記紹介状偽造企画、利原警察署長ノ官印ヲ偽造ノ上同署長名義ヲ冒用捺印シテ内地渡航証明書ヲ偽造更ニ添付戸籍謄本末尾ニ利原警察署長ヨリ内地渡航紹介スル旨ノ奥書ヲ清津警察署宛トシ恰モ利原警察署長発給地渡航紹介状ナルカ如ク前記****外三名ヲ欺関フ上交付シタル後先ヅ***フミ先発トシテ内地渡航セシムベク同年十二月一五日該偽証明書ヲ所持セシメ清津警察署ニ提出行使セシメタルモノナルコト判明セルカ被疑者****ハ逸早く其ノ場ヲ逃走所在ヲクラマシ目下肩書地以外ニハ判明セサルニ付左記人相着衣等ニ依リ相富手配相煩度旨警察部長ヨリ通牒有之

右通達ス

この二つの詐欺事件は、1939(昭和14)年の「国家総動員法」により、朝鮮人を日本に労働者として無作為に送ってはいなかったということを示す大きな証拠である。これは1938(昭和13)年から1941(昭和16)年の『社会運動の状況』にかかっている朝鮮総督府要

望事項と内務省の見解をみれば明確に理解できるだろう。

朝鮮総督府要望事項

内地方面より鮮内の朝鮮人労働者募集に就ては、所轄府県知事の募集の正当なることの証明書を添付願せしむることとし、其の実情に依りては許可の方針を採りたし

同上に対する内務省回答

本件に就ては許可相成らざる様致され度

本項に対しては支那事變の進展に伴ひ内地在住朝鮮人の離職する者相当多数に上る見込に有之之が対策に関しては尠からざる困難を予想せらるる次第なるを以て今後一層取締を強化致度¹²

このように「国家総動員法」が公布されたあとでさえ、内務省警保局は、朝鮮人に対する渡航制限の姿勢を崩してはいなかった¹³。つまり、昭和16年において「集団募集」以外の手段によって行う朝鮮人の渡航には渡航紹介状が必要であるし、一時帰鮮証明書も有効であった。

また、「集団募集」の手続きと募集活動の困難さもこのような犯罪の背景にある¹⁴。「集団募集」をかけるためには、まず労働条件・事業の種類・朝鮮人労働者募集を必要とする理由などを書いた朝鮮人労働者募集雇入願書を作成し、地方長官、厚生・内務両省、総督府から許可を得なければならなかった。そして、総督府から人員・募集許可道の割り当てを受け、さらに道で許可郡と人員の割り当て、さらに郡で許可面と人員の割り当てをうけるというシステムで募集が実施されていた。「事業者の募集活動は行政機関の許可権限に完全に従属しており、募集人員も各面ごとに厳格に定められ、その許可人員以上の応募者があってもそれらを採用することは許されなかった¹⁵」。このような状況であったために、上記した証明書偽造がなされたのだと考えられる。

(4) 団体募集朝鮮人の「一般労務者」と取締対象者という二重性

昭和16年において、特高の取締は要視察朝鮮人だけでなく、一般朝鮮人も含めて行われた。しかし、一般朝鮮人はあくまで「一般労務者」である。この労務者としての朝鮮人と取締対象者としての朝鮮人という二つの側面がもたらした取締上の混乱を示す通牒として「団体移住鮮人労務者逃走手配ニ関スル件」(豊高鮮秘第五号、昭和十七年一月十日)がある。

労務者動員計画ニ基ク団体移住鮮人労務者ノ逃走手配ニ関シテハ、指導取締ノ便宜上高等関係事項トシテ取扱来タル処ナルガ、本件ハ保安関係ニ於テモ一般労務者取締ノ見地ヨリ之ガ取扱ヲ為シツツアリ。重複ヲ敢テシ来タリ処ナルモ時勢ニ鑑ミ而今本件

ハ保安関係ニテ口手配ヲ一任シ高等関係ノ手配ハ之ヲ廃止スル口ト致シタルニ
右通達ス

追而 昭和一六年七月三十一日付豊高鮮秘第二百三十三号「団体移住鮮人労働者逃走
手配ニ関スル件」ハ之ヲ廃止セラル¹⁶

このように、1939(昭和14)年の「国家総動員法」による朝鮮人労働者逃走手配の取り扱いをめぐっては、高等課と保安課とどちらが管轄するのか混乱が生じていたようである。結局、昭和17年以降、逃走手配は保安関係に一任されたことがわかる。

保安課とは、労働者の保全の指導にあたっていた課である。樺太の労働者の多数は、主に漁業・林業・土木事業に携わっていた。これらの産業の労働者は季節的に需要が変動するため、恒常的に労働者を雇えず、身元不確実な不良者が潜入することが多かった。また、雇主側も旧習にとらわれて、自由を拘束し、あるいは不当な労働を強い、虐待するなど種々の弊害が生じていた。ゆえに「労務者使用取締規則」{大正13(1924)年}および「請負営業取締規則」{昭和5(1930)年}を制定し取締と指導に当たった¹⁷。

このような混乱が生じた理由は、「団体移住鮮人」が「朝鮮人」という側面だけでなく「一般労務者」という側面をも持っていたからである。さらに、朝鮮人労働者の「集団募集」は、「朝鮮人労働者募集要項」に沿って行われたが、市原が指摘しているように、この要項は、「日本企業による募集活動や事業所での朝鮮人労働者の使用方法を政府・総督府の厳格な統制下に置こうとする¹⁸」ものであったことも考慮に入れば、逃走手配に保安課があたったことになんら不思議はないだろう。

この事実は、「国家総動員法」以降の朝鮮人への取締を労働管理のための取締と不逞鮮人の発見という特高本来の取締と分けて分析しなければならぬことを示しているのではないだろうか。

(5) 協和会と国民労務手帳

次の文書は、朝鮮人労働者の協和会への入会を促進させるための通牒である。

「朝鮮人ニ対スル国民労務手帳交付ニ関スル件」(豊高鮮秘第二四一号、昭和一七年四月一六日)

標記ノ件ニ関スル取扱ニ付テハ左記ニ依リ取進メラル、様特ニ中央当局ヨリ申越有
之タルニ付留意ノ上遺憾ナキヲ期セラレ度旨警察部長ヨリ通牒有之タルニ付
右通達ス

記

- 一、朝鮮人ニシテ協和会ニ加入ヲ要スル者ハ凡テ協和会ニ加入セシメ身分ヲ証スル会員章ヲ迅速ニ交付所持セシムルコト

二、鮮人ヨリ国民労務手帳ノ交付申請アリタル場合ニ於テハ右会員章ヲ提示セシメ之ヲ提示シタル者ニ限り国民労務手帳ヲ交付スルコト

ここでいう国民労務手帳とは、国民労務手帳法(昭和 16 年法律第 48 号)に定められたものである。

第一条 本法ニ於テ従業者ト称スルハ年齢十四年以上六十年未満ノ者ニシテ命令ヲ以テ定ムル技術者又ハ労務者トシテ左ノ各号ノ一ニ該当スル事業ニ使用セラルルモノヲ謂フ

- 一 鉱業、砂鉱業、石切其ノ他鉱物採取ノ事業
- 二 物ノ製造、加工、浄洗、選別、包装、修理又ハ解体ノ事業(電気、瓦斯又ハ各種動力ノ発生、変更又ハ伝導ヲ為ス事業及水道ノ事業ヲ含ム)
- 三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、変更、破壊又ハ其ノ準備ノ事業
- 四 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又ハ航空機ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業
- 五 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業
- 六 通信事業
- 七 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事業

第二条 従業者ハ国民労務手帳ヲ受有スルコトヲ要ス

国民労務手帳ハ政府之ヲ発行ス

本法ニ定ムルモノノ外国国民労務手帳ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三条 何人ト雖モ国民労務手帳ヲ使用者ニ提出スルニ非ザレバ従業者トシテ使用セラルルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ之ヲ提示スルヲ以テ足ル

何人ト雖モ前項ノ提出又ハ提示ヲ為サザル者ヲ従業者トシテ使用スルコトヲ得ズ前二項ノ規定ハ官吏及待遇官吏並ニ命令ヲ以テ定ムル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

つまり、従業者として働くために朝鮮人は協和会に入会しなければならなかったのだ。

以上が、昭和 16 年度の資料内容についての解説である。つぎに、昭和 11・16 年の資料のデータ分析を若干述べ、最後にデータベースを載せたい。

4. データ分析

ここでは、資料の内容そのものではなく、資料に登場する朝鮮人の年齢・出身地などから昭和 11 と 16 年との比較を行いたい。

(1) 年齢

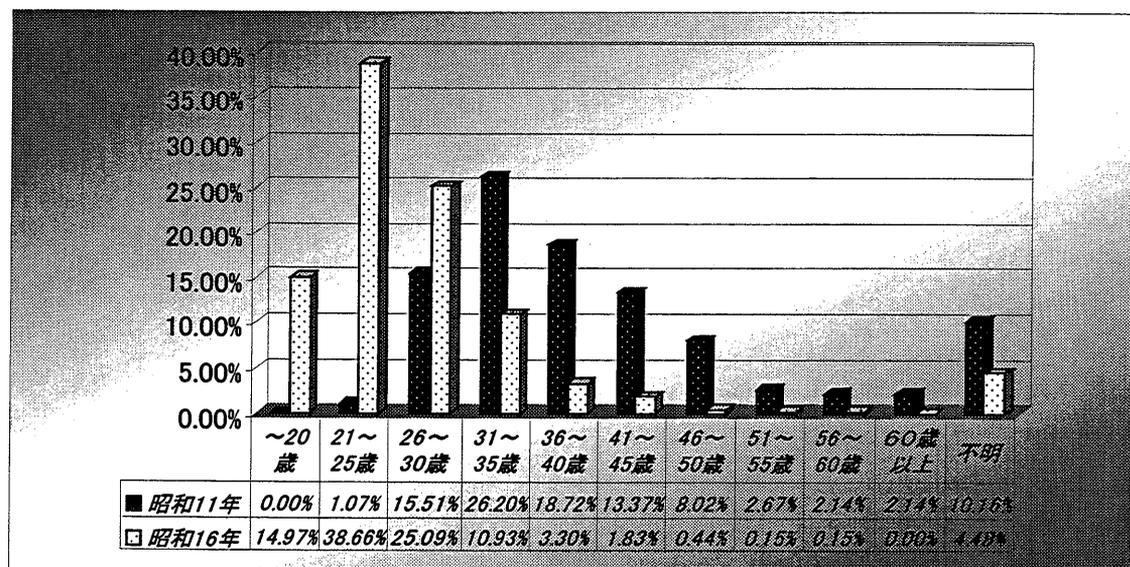
表 2 は、11 年と 16 年のデータの年齢別人数とその割合についての表であり、図 1 はその結果を棒グラフでしめした。

やはり、昭和11年と昭和16年の場合には年齢に大きな変化が見られる。それを最も端的にあらわしているのが平均年齢である。昭和16年になると平均年齢が、11歳以上若返っている。さらに詳しく年齢別をみると、昭和11年の年齢の中心が30代であるのに対し、昭和16年は20代がその中心である。この原因として考えられるのは、やはり1939(昭和14)年の「国家総動員法」の影響であろう。

表2 年齢別

年齢別	昭和11年		昭和16年	
～20歳	0	0.00%	204	14.97%
21～25歳	2	1.07%	527	38.66%
26～30歳	29	15.51%	342	25.09%
31～35歳	49	26.20%	149	10.93%
36～40歳	35	18.72%	45	3.30%
41～45歳	25	13.37%	25	1.83%
46～50歳	15	8.02%	6	0.44%
51～55歳	5	2.67%	2	0.15%
56～60歳	4	2.14%	2	0.15%
60歳以上	4	2.14%	0	0.00%
不明	19	10.16%	61	4.48%
総計	187	100.00%	1363	100.00%
平均年齢	37.32		25.80	

図1 年齢別棒グラフ



(2) 出身地

表3から資料に登場する朝鮮人の出身地割合が大きく変化したことがわかる。とくに「慶尚北道」、「慶尚南道」の割合が大幅に増え、逆に「咸鏡北道」「咸鏡南道」「平安北道」「平安南道」は大幅に減った。

表3 出身地

	昭和11年		昭和16年	
咸鏡北道	4	2.06%	2	0.15%
咸鏡南道	11	5.67%	1	0.07%
平安北道	8	4.12%	0	0.00%
平安南道	10	5.15%	1	0.07%
忠清北道	5	2.58%	21	1.54%
忠清南道	4	2.06%	95	6.94%
全羅北道	8	4.12%	61	4.46%
全羅南道	12	6.19%	101	7.38%
黄海道	2	1.03%	2	0.15%
慶尚北道	41	21.13%	433	31.65%
慶尚南道	50	25.77%	603	44.08%
京畿道	14	7.22%	25	1.83%
江原道	6	3.09%	6	0.44%
不明	19	9.79%	17	1.24%
総計	194	100.00%	1368	100.00%

(3) まとめ

年齢、出身地の変化は、募集方法の変化と密接な関係があると思われる。「国家総動員法」以前の朝鮮人労働者募集の仕方は、請負人を通じた募集もしくは縁故募集であるのに対し、「国家総動員法」施行以降は、総督府から許可を受けた募集に変わった。上述したように募集が行政機関の許可制限に従属していたが故に、ここまでの偏りがでたのだと思われる。

5. おわりに

最後につきの通牒を紹介し、昭和16年の「鮮人労務者」の位置付けについてあらためて考えてみたい。

「鮮人労務者団体輸送手続履行方ニ関スル件」(豊高鮮秘第二一一号、昭和一七年三月二十六日)

鉄道当局ニ在リテハ年末年始及ニ各季校季期更新其ノ他旅客輻輳時ニ於ケル輸送計画ノ一トシテ関釜連絡船々便指定制ノ実施シツ、アリテ現ニ昨年末ヨリ引続キ之ヲ実施中ナルガ各地工場鉱山其ノ他ノ事業場ヨリ雇傭期間満了ニヨリ帰鮮セシムル集団移住

鮮人労働者団体中ニハ雇傭主ニ於テ帰鮮セシムベキ期日ヲ予メ予見シ得テ当局ニ手続可能ナルニ不拘之ガ指定ヲ受ケザル儘下関ニ来リ其ノ指定幹旋方本県海港警備課ニ依頼スル向アルモ下関駅ニ於テモ団体又ハ之ニ準ズルガ如キ多数人ノ指定ヲ申込みモ同駅ニ於ケル指定数如斯余祐ナク殊ニ大東亜戦ノ影響ニ基ク諸情勢ニ依リ指定限度ハ厳守シ居リテ其ノ要求ニ応ズル事至難ノ実状ナルガ下関運輸事務所ノ言ニ依レバ団体又ハ之ニ準ズベキモノニ在リテハ乗船月日ノ一ヶ月前ニ文書ヲ以テ当該地方ノ管轄鉄道局長宛輸送申請セバ概ネ順調ニ乗船シ得ル見込ナル趣ニ付キ関係何ニ対シ此旨御示達ノ上手續履行方御配慮相煩度旨山口県知事ヨリ通報有之タル旨通牒アリタルニ付関係方面ヘノ周知方取計ハレ度
右通達ス

繰り返しになるが、「国家総動員法」施行後の1941(昭和16)年時の朝鮮人労働者募集は、行政の管轄下におかれており、雇用期間も正確に決まっていた。上記した文書は、雇用期間を終え朝鮮へ帰るための手続き方法を記した資料であるので、雇用期間が決まっていたことを示す貴重な資料である。もちろんこれはあくまで1942(昭和17)年の資料であり、その後終戦を迎えるまで朝鮮人労働者の状況が同じであったとは言い難い。また、警察史料であるために実情とは異なっていることも考慮しなければならないだろう。

しかしながら、日本の総動員体制時に朝鮮人労働者が労働力としてどのように組み込まれようとしていたのか、といった問題、つまり「国家総動員法」施行以降、特高もしくは日本は朝鮮人労働者を単純に暴力によって強制的に労働させることで総動員体制に組み込んだのか、それとも行政の管理下のもと、労働者としての地位を与えられ、より主体的に総動員体制に労働力として組み込みこもうとしたのか、という問題を考える上でこの資料は重要である。

サハリン州公文書館には、この資料の他にも戦前の日本の資料が多数残されている。機会があれば、残りの資料についても分析を試みたいと考えている。

注

- 1 荻野富士夫『特高警察体制史 社会運動抑圧取締の構造と実態』せきた書房、1984年。
- 2 朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成』31書房、1975年、第一巻36ページ。原資料は『朝鮮総督府官報』第39冊232ページ。
- 3 朝鮮人渡日規制の変遷に関しては、金廣烈「戦間期における日本の朝鮮人渡日規制政策」(『朝鮮史研究会論文集』35巻、1997年)を参照されたい。
- 4 朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成』31書房、1975年、第三巻、12ページ。
- 5 茨城県「署長・特高主任会議関係書類」、1940年2月「特高主任会議」。
- 6 協和会事業については、朴慶植「日帝時期における『協和会』について—在日朝鮮人支配の内務・厚生省外郭団体—」(『季刊現代史』5巻、1974年12月)、樋口雄一「特別高等警察内鮮係と協会」(『海峡』、4巻、1979年11月)などを参照されたい。
- 7 樺太庁編『樺太庁施政30年史』(原書房、1973-1974年)昭和11年刊の複製。

- 8 一時帰鮮証明書については、前掲金廣烈を参照されたい。
- 9 朴慶植編『在日朝鮮人関係資料集成』31書房、1975年、第二巻、12ページ。
- 10 **は、伏せ字である。
- 11 □は、判読不能の文字である。
- 12 1938年7月21日「朝鮮人ノ内地渡航取締ニ関スル朝鮮総督府ノ要望事項ニ対スル内務省ノ回答」（『社会運動の状況』、1941年）886～889ページ。
- 13 1939年以降も1934年の「朝鮮人移住対策要目」で内務省がとっていた渡航抑圧方針を変えていなかったことを指摘した先行研究として遠藤公嗣「戦時下の朝鮮人労働者連行政策の展開と労使関係」（『歴史学研究』1987年5月、567号）がある。
- 14 朝鮮人労働者募集の実態にせまった先行研究として、市原博「戦時期日本企業の朝鮮人管理の実態」（『土地制度史学』1997年10月、第157号）がある。
- 15 同上、19～20ページ。
- 16 廃止された「団体移住鮮人労務者逃走手配ニ関スル件」は発見できなかった。
- 17 前掲『樺太庁施政30年史』を参照にした。
- 18 前掲市原、18ページ。

謝辞：論文で使用した資料収集の際に広島大学小池聖一先生にはお世話になった。

サハリン州公文書館・朝鮮人関係警察資料データベース

文責：安達信裕

1. 「昭和十一年度 東四条巡査派出所 朝鮮人関係書類綴」
2. 「昭和十六年度 東四条巡査派出所 朝鮮人関係書類綴」

(凡例)

1. ***は、伏せ字を意味する。記号の数だけ伏せ字にした。
2. 年齢については、資料どおり数え年であらわした。年齢の後ろにM・Tとあるのは、それぞれ明治、大正を意味し、数字は生年を意味する。(たとえば、M42は、明治42年生まれを意味する。) この記号がある場合の年齢は、作者が計算して求めた。
3. (?) は、資料の状態により、判読不能の文字を示す。

日付	番号	件名	道名	郡名	年齢	住所	国語能力
11/02/08	豊特高秘第0302号	在日朝鮮基督教会結成の件	カナダ			不明	無記入
11/02/28	豊特高秘第0368号	朝鮮人統計に関する件					
11/04/01	豊特高秘第0593号	一時飯鮮証明書紛失手配の件	慶尚南道	東萊郡	41歳(M29)	奈良県	無記入
11/04/01	豊特高秘第0594号	一時飯鮮証明書紛失手配の件	慶尚北道	盈徳郡	29歳(M41)	奈良県	無記入
11/04/01	豊特高秘第0595号	一時飯鮮証明書紛失手配の件	全羅南道	高興郡	26歳	奈良県	無記入
11/04/27	豊特高秘第0743号	要注意新聞購読鮮人視察に関する件					
11/04/30	豊特高秘第0754号	内地渡航朝鮮人調査の件					
11/05/13	豊特高秘第0852号	朝鮮人集団居住に関する件					
11/05/13	豊特高秘第0854号	在留鮮人道別調査方の件					
11/05/22	豊特高秘第0894号	不正行商鮮人に関する件	慶尚南道	釜山府	63歳	不明	通ぜざる
11/05/25	豊特高秘第0910号	行商朝鮮人に関する件	慶尚南道	東萊郡	27歳	樺太	無記入
11/05/27	豊特高秘第0917号	人參行商に関する件	京畿道	京城府	34歳	東京	無記入
11/05/27	豊特高秘第0918号	モルヒネ中毒鮮人調査に関する件					
11/05/29	豊特高秘第0935号	鮮人身元調査に関する件	京畿道	善山郡	44歳(M26)	前住所:樺太	無記入
11/05/29	豊特高秘第0936号	鮮人身元調査に関する件	全羅南道	高興郡	54歳(M16)	前住所:樺太	無記入
11/05/29	豊特高秘第0937号	鮮人身元調査に関する件	慶尚北道	星州郡		前住所:樺太	無記入
11/06/01	豊特高秘第0947号	身元調査方に関する件	慶尚北道	迎日郡	42歳(M28)	前住所:樺太	無記入
11/06/01	豊特高秘第0948号	身元調査方に関する件	慶尚北道	慶山郡	31歳(M39)	前住所:樺太	無記入
11/06/03	豊特高秘第0929号	一時飯鮮証明書紛失手配の件	全羅北道	金堤郡	27歳(M43)	山口県	無記入
11/06/05	豊特高秘第0979号	不正行商鮮人に関する件	慶尚北道	慶州郡	65歳	不明	通ぜざる
11/06/05	豊特高秘第0980号	身元調査方に関する件	咸鏡南道	元山郡	65歳(M5)	樺太	無記入
11/06/08	豊特高秘第0990号	人參行商朝鮮人取締に関する件	慶尚南道	梁山郡	31歳	不明	無記入
11/06/08	豊特高秘第0990号	人參行商朝鮮人取締に関する件	慶尚南道	東萊郡	34歳	不明	無記入
11/06/08	豊特高秘第0990号	人參行商朝鮮人取締に関する件	慶尚南道	梁山郡	27歳	不明	無記入
11/06/10	豊特高秘第1043号	不正朝鮮人參行商人取締の件					
11/06/15	豊特高秘第1069号	容疑行商鮮人手配の件	慶尚南道	釜山府	63歳	不明	通ぜざる
11/06/23	豊特高秘第1121号	朝鮮人名簿作成に関する件					
11/06/27	豊特高秘第1156号	要視察鮮人の所在不明に関する件	京畿道	豊川郡	43歳	樺太	無記入
11/07/03	豊特高秘第1181号	朝鮮人外国人の一斉調査の件					
11/07/11	豊特高秘第1294号	要視察朝鮮人所在不明者手配簿整理の件					
11/07/16	豊特高秘第1303号	要視察朝鮮人所在発見に関する件	平安北道	鉄山郡	28歳(M42)	樺太	無記入
11/09/19	豊特高秘第1948号	朝鮮人居住有無調査の件	慶尚南道	咸陽郡	44歳	不明	無記入
11/09/19	豊特高秘第1948号	朝鮮人居住有無調査の件	全羅南道	高興郡	56歳	不明	無記入
11/10/05	豊特高秘第2133号	要視察鮮人所在発見に関する件	京畿道	豊川郡	43歳	前住所:樺太	無記入
11/10/07	豊特高秘第2197号	金銀密輸出関係鮮人取締に関する件					
11/10/31	豊特高秘第2455号	朝鮮人所在不明手配に関する件	平安北道	宣川郡	34歳	樺太	無記入
11/10/31	豊特高秘第2455号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	善山郡	判別不能	樺太	無記入
11/11/04	豊特高秘第2204号	朝鮮人所在調査に関する件	慶尚南道	釜山府	43歳	樺太	無記入
11/11/04	豊特高秘第2204号	朝鮮人所在調査に関する件	慶尚北道	奉化郡	34歳	無記入	無記入
11/11/04	豊特高秘第2204号	朝鮮人所在調査に関する件			34歳	樺太	無記入
11/11/04	豊特高秘第2204号	朝鮮人所在調査に関する件	慶尚南道	昌富丁郡	35歳	無記入	無記入
11/11/04	豊特高秘第2204号	朝鮮人所在調査に関する件	慶尚北道	星州郡	31歳	無記入	無記入
11/11/04	豊特高秘第2204号	朝鮮人所在調査に関する件			26歳	樺太	無記入
11/11/04	豊特高秘第2204号	朝鮮人所在調査に関する件			44歳	樺太	無記入
11/11/04	豊特高秘第2204号	朝鮮人所在調査に関する件	慶尚南道	釜山府	36歳	樺太	無記入
11/11/09	豊特高秘第2469号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	山清郡	32歳(M38)	樺太	無記入
11/11/09	豊特高秘第2469号	朝鮮人所在不明手配に関する件	京畿道	京城府	40歳(M30)	樺太	無記入
11/11/09	豊特高秘第2469号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	達城郡	48歳(M22)	樺太	無記入
11/11/09	豊特高秘第2469号	朝鮮人所在不明手配に関する件	咸鏡南道	洪原郡	37歳	樺太	無記入
11/11/09	豊特高秘第2469号	朝鮮人所在不明手配に関する件	不詳	不詳	50歳(M20)	樺太	無記入
11/11/09	豊特高秘第2469号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	泗川郡	48歳(M22)	樺太	無記入
11/11/09	豊特高秘第2469号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	軍威郡	36歳(M34)	樺太	無記入
11/11/09	豊特高秘第2469号	朝鮮人所在不明手配に関する件	全羅南道	光陽郡	35歳(M35)	樺太	無記入
11/11/09	豊特高秘第2469号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	漆谷郡	57歳(M13)	樺太	無記入
11/11/09	豊特高秘第2469号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	尚州郡	38歳(M32)	樺太	無記入
11/11/11	豊特高秘第2538号	朝鮮人所在不明に関する件	咸鏡南道	北青郡	38歳(M32)	無記入	無記入
11/11/11	豊特高秘第2539号	朝鮮人所在不明に関する件	京畿道	開城府	38歳(M32)	無記入	無記入
11/11/12	豊特高秘第2376号	朝鮮人所在不明に関する件	慶尚南道	釜山府	36歳	無記入	無記入
11/11/16	豊特高秘第1295号	朝鮮人所在不明に関する件	忠清北道	清州郡	27歳	樺太	無記入
11/11/16	豊特高秘第2442号	朝鮮人所在不明に関する件	朝鮮以下不詳		38歳	樺太	無記入
11/11/17	豊特高秘第2572号	貂及其他の保護鳥獣密猟客朝鮮人	江原道	淮陽郡	51歳	不定	無記入

備考
在日朝鮮キリスト教会事務局長。明39年に朝鮮に渡り、その後排日、朝鮮独立運動をする。
国勢調査と警察調査との差についての報告書
職業欄に「農業(?)人」とあり
要注意新聞やそれに類する新聞が島内に郵送されつつあるのではないかという注意勧告
内地渡航朝鮮人調査として「全羅北通出身の朝鮮人」の調査要求
朝鮮人集団居住に関する調査法の指示、(1. 集団居住の理由、現在の数、2. その利害得失、3. 部民の(?), 4. 取り締まり上の不便、5. そのほか参考事項。住所、本籍、名前、年齢、性別、合計)などを調査せよ。
不正行商で捕まる
朝鮮人参と葉を売る許可をもらい、**に來たのに対して取締りを強化するよとの通達
有名無実の団体「東亜新興連盟」の名を語り、資金集めと称し人参を売る。これに類する行為を厳重に取り締まるよう通達
モルヒネ中毒患者集調の依頼。6月3日まで
日雇い労働者
日雇い労働者
日雇 特別大演習警備上重要な調査
鉦夫 特別大演習警備上重要な調査
一時販鮮證明書を紛失した。それを不正に使用されないよう注意せよとの通達
郵便貯金を盗む、懐に「朝鮮人で日本語を少ししか知らない。お金もない」というようなことを書いた厚紙を持っていた。
身元調査の依頼書。1. 本籍、身分、氏名、生年月日、異名、宗教、2. 渡航目的及年月、3. 性質素行、思想の傾向、4. 本人もしくは父兄の資産収入、学資の出所及びその額、郷里における信用、5. 家族の氏名、交際者、崇拜者の住所氏名、6. 人相特徴、
朝鮮人参として、内地の人参を売っていた疑い。「豊行17」とあり、兵庫県の人参卸店から購入
朝鮮人参として、内地の人参を売っていた疑い。「豊行36」とあり、兵庫県の人参卸店から購入
朝鮮人参として、内地の人参を売っていた疑い。「落行24」とあり、兵庫県の人参卸店から購入
不正朝鮮人参行商人の取り締まりについての通達。二枚目なし。
豊特高秘第894号にて捕まった男は、偽者で改めて***を捜索せよとの通達。人相丈五尺三寸位、肥へたる方、頭髮白、朝鮮
髪あり、着衣 朝鮮服、上衣(?)茶色、ズボン黒色、濃茶の中折帽、ゴムの短袴
鮮人と共産党員との結びつきに注意すること。来月の警備、今秋の陸軍特別大演習などの警備のために取締りの強化を求める
要注意人物であったが、所在が不明になり手配された。また朝鮮にいたとき補助憲兵であり、またアヘン売買事件の代金を横領した
こともあるとし、最危険とされている。
朝鮮人外国人の一斉調査の件。7月8日9日両日にわたり、一斉調査を行い、容疑者新転人の発見を行う。尚朝鮮人に在りては新
渡來者の発見所持品の検査を行い此に少しも疑念の点あらば身元照会をせよ。
要視察朝鮮人所在不明者手配簿整理するよとの通達
要視察朝鮮人所在発見の通達「要鮮乙号」とのこと
朝鮮人居住有無調査にひっかかる
朝鮮人居住有無調査にひっかかる
要視察朝鮮人所在発見の通達「要鮮」とのこと
金銀密輸出関係朝鮮人を取締るよよとの通達。なお疑いのある者として、「***、***、***、***、***、***、***、***、***、***、***、***」を挙げ、内査をするよに指示している
所在不明のための手配書
所在不明のための手配書(発見)
所在不明のための手配書
所在不明のための手配書
所在不明日:8月4日 職業:土工
所在不明のための手配書。所在不明日:昭和11年8月下旬 職業:船人夫
所在不明日:8月4日 職業:土工 発見とあり
豊原以下不詳に赴くといつて出かけ、行方不明。所在不明日:昭和11年7月11日 職業:土工
所在不明日:9月上旬 職業:船員
所在不明日:8月4日 職業:土工
所在不明日:8月4日 職業:土工 発見とあり
所在不明日:8月4日 職業:土工
所在不明日:8月4日 職業:土工
所在不明日:8月4日 職業:土工
真岡管下に移ると言い残し、所在不明
真岡管下に移ると言い残し、所在不明
大泊管下に渡來するといつたが、所在不明
町の工事に赴くといつて所在不明
無職 貂などの密獵未遂事件。増えてきた密獵の取り締まり強化をするよ指示されている。

11/11/17	豊特高秘第2572号	貂及其他の保護鳥獣密猟客朝鮮人	咸鏡南道	新興郡	53歳	不定	無記入
11/11/17	豊特高秘第2574号	朝鮮人所在不明手配の件	平安南道	平壤府	36歳(M34)	樺太	無記入
11/11/17	豊特高秘第2572号	貂及其他の保護鳥獣密猟客朝鮮人	咸鏡北道	茂山郡	58歳	樺太	無記入
11/11/17	豊特高秘第2572号	貂及其他の保護鳥獣密猟客朝鮮人	咸鏡北道	鏡城郡	41歳	不定	無記入
11/11/17	豊特高秘第2572号	貂及其他の保護鳥獣密猟客朝鮮人	慶尚北道	慶尚郡	51歳	不定	無記入
11/11/17?	豊特高秘第2871号	行動容疑鮮人所在不明に関する件	慶尚南道	蔚山郡	31歳	不定	無記入
11/11/17?	豊特高秘第2571号	行動容疑鮮人所在不明に関する件	慶尚南道	蔚山郡	32歳(M38)	不定	無記入
11/11/27	豊特高秘第2633号	行動容疑鮮人所在発見手配解除の件	慶尚南道	蔚山郡	32歳(M38)	樺太	無記入
11/11/30	豊特高秘第2593号	朝鮮人所在調査に関する件	慶尚南道	馬山府	34歳(M36)	樺太	無記入
11/11/30	豊特高秘第2624号	朝鮮人所在不明に関する件	江原道	高城郡	33歳(M37)	樺太	無記入
11/11/30	豊特高秘第2637号	朝鮮人所在不明に関する件	江原道	淮陽郡	36歳(M34)	樺太	無記入
11/11/30	豊特高秘第2593号	朝鮮人所在調査に関する件	慶尚南道	泗川郡	33歳(M37)	樺太	無記入
11/11/30	豊特高秘第2625号	朝鮮人所在不明に関する件	慶尚南道	釜山府	51歳	樺太	無記入
11/11/30	豊特高秘第2656号	朝鮮人所在不明に関する件	慶尚北道	慶尚郡	42歳(M28)	樺太	無記入
11/11/30	豊特高秘第2593号	朝鮮人所在調査に関する件	慶尚南道	北青郡	26歳(M44)	樺太	無記入
11/11/30	豊特高秘第2637号	朝鮮人所在不明に関する件	京畿道	水原郡	45歳	樺太	無記入
11/11/30	豊特高秘第2603号	朝鮮人所在不明に関する件	慶尚北道	達城郡	45歳(M25)	樺太	無記入
11/11/30	豊特高秘第2612号	朝鮮人所在不明手配解除に関する件	平安南道	平壤府	36歳(M34)	樺太	無記入
11/11/30	豊特高秘第2623号	朝鮮人所在不明に関する件	金羅北道	淳昌郡	55歳(M15)	樺太	無記入
11/11/30	豊特高秘第2593号	朝鮮人所在調査に関する件	咸鏡南道	新興郡	34歳(M36)	樺太	無記入
11/11/30	豊特高秘第2593号	朝鮮人所在調査に関する件	慶尚北道	間慶郡	40歳	樺太	無記入
11/11/30	豊特高秘第2593号	朝鮮人所在調査に関する件	慶尚南道		24歳(T2)	樺太	無記入
11/11/30	豊特高秘第2593号	朝鮮人所在調査に関する件	慶尚北道	金泉郡	47歳(M23)	樺太	無記入
11/11/30	豊特高秘第2593号	朝鮮人所在調査に関する件	慶尚南道	金海郡	41歳(M29)	樺太	無記入
11/11/30	豊特高秘第2653号	朝鮮人所在不明に関する件	京畿道	漣川郡	40歳(M30)	樺太	無記入
11/11/30	豊特高秘第2637号	朝鮮人所在不明に関する件	慶尚北道	奉化郡	29歳(M41)	樺太	無記入
11/11/30	豊特高秘第2607号	朝鮮人所在不明に関する件	慶尚南道	昌源郡	40歳	樺太	無記入
11/12/05	豊特高秘第2673号	身元不詳鮮人所在不明に関する件	咸鏡南道	清津府	35歳(M35)	樺太	日本語堪能
11/12/07	豊特高秘第2685号	朝鮮人所在調査に関する件	平安北道	錦山郡	29歳(M41)	樺太	無記入
11/12/07	豊特高秘第2686号	所在不明朝鮮人手配解除の件	慶尚南道	昌源郡	40歳	樺太	無記入
11/12/08	豊特高秘第2682号	朝鮮人所在不明手配に関する件	忠清北道	堤川郡	37歳(M33)	樺太	無記入
11/12/08	豊特高秘第2682号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	昌寧郡	41歳	樺太	無記入
11/12/08	豊特高秘第2682号	朝鮮人所在不明手配に関する件	咸鏡南道	元山郡	31歳	樺太	無記入
11/12/08	豊特高秘第2682号	朝鮮人所在不明手配に関する件	黄海道	龜津郡	38歳(M32)	樺太	無記入
11/12/08	豊特高秘第2682号	朝鮮人所在不明手配に関する件	平安北道	寧辺郡	41歳(M29)	樺太	無記入
11/12/08	豊特高秘第2682号	朝鮮人所在不明手配に関する件	咸鏡北道	会寧郡	29歳(M41)	樺太	無記入
11/12/08	豊特高秘第2682号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	迎日郡	41歳(M29)	樺太	無記入
11/12/08	豊特高秘第2682号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	達城郡	37歳(M33)	樺太	無記入
11/12/08	豊特高秘第2682号	朝鮮人所在不明手配に関する件	全羅南道	済川郡	無記入	樺太	無記入
11/12/08	豊特高秘第2682号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	大邱府	34歳(M36)	樺太	無記入
11/12/08	豊特高秘第2682号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	大邱府	29歳(M41)	樺太	無記入
11/12/08	豊特高秘第2682号	朝鮮人所在不明手配に関する件	咸鏡北道	間島郡	35歳(M35)	樺太	無記入
11/12/08	豊特高秘第2682号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	蔚山郡	35歳	樺太	無記入
11/12/08	豊特高秘第2682号	朝鮮人所在不明手配に関する件	忠清北道	清州郡	32歳(M38)	樺太	無記入
11/12/08	豊特高秘第2682号	朝鮮人所在不明手配に関する件	京畿道	京城府	36歳(M34)	樺太	無記入
11/12/08	豊特高秘第2682号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	流谷郡	45歳(M25)	樺太	無記入
11/12/08	豊特高秘第2682号	朝鮮人所在不明手配に関する件	咸鏡南道	北青郡	44歳(M26)	樺太	無記入
11/12/08	豊特高秘第2682号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	里州郡	50歳(M20)	樺太	無記入
11/12/08	豊特高秘第2682号	朝鮮人所在不明手配に関する件	忠清北道	清州郡	42歳(M28)	樺太	無記入
11/12/08	豊特高秘第2682号	朝鮮人所在不明手配に関する件	全羅南道	済川郡	35歳	樺太	無記入
11/12/08	豊特高秘第2682号	朝鮮人所在不明手配に関する件	京畿道	京城府	29歳(M41)	樺太	無記入
11/12/08	豊特高秘第2682号	朝鮮人所在不明手配に関する件	黄海道	谷山郡	33歳(M37)	樺太	無記入
11/12/09	豊特高秘第2678号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	昌原郡	33歳(M37)	樺太	無記入
11/12/09	豊特高秘第2681号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	慶明郡	59歳	樺太	無記入
11/12/09	豊特高秘第2691号	朝鮮人所在不明に関する件	平安北道	博川郡	33歳(M37)	樺太	無記入
11/12/09	豊特高秘第2678号	朝鮮人所在不明手配に関する件	平安南道	龍岡郡	46歳(M24)	樺太	無記入
11/12/09	豊特高秘第2678号	朝鮮人所在不明手配に関する件	全羅南道	高興郡	34歳(M36)	樺太	無記入
11/12/09	豊特高秘第2681号	朝鮮人所在不明手配に関する件	全羅北道	長水郡	32歳	無記入	無記入
11/12/09	豊特高秘第2678号	朝鮮人所在不明手配に関する件	京畿道	利川郡	38歳(M32)	樺太	無記入
11/12/10	豊特高秘第2744号	朝鮮人所在不明手配に関する件	江原道	三陟郡	50歳(M20)	樺太	無記入
11/12/10	豊特高秘第2743号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	達城郡	32歳(M38)	樺太	無記入
11/12/10	豊特高秘第2745号	朝鮮人所在不明手配に関する件	咸鏡南道	成津郡	59歳	樺太	無記入
11/12/14	豊特高秘第2590号	朝鮮人所在不明手配一部解除の件					
11/12/17	豊特高秘第2784号	朝鮮人所在不明手配に関する件	忠清南道	論山郡	35歳	樺太	無記入
11/12/17	豊特高秘第2770号	朝鮮人所在不明手配に関する件	平安南道	江西郡	39歳(M31)	無記入	無記入
11/12/17	豊特高秘第2771号	朝鮮人所在不明手配に関する件	平安南道	徳川郡	54歳(M16)	樺太	無記入
11/12/17	豊特高秘第2765号	朝鮮人所在発見手配解除の件	江原道	三陟郡	50歳(M20)	樺太	無記入
11/12/17	豊特高秘第2784号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	河東郡	41歳(M29)	樺太	無記入
11/12/17	豊特高秘第2785号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	奉化郡	37歳	樺太	無記入

無職
炭鉱夫。恵須取に向かうと、行方不明
職業:日雇
無職
無職
が、本籍にないことから上記のと同一人物ではないかとされている。
***の三男 最初の一枚が行方不明
真岡から豊原に転入したので、至急所在確認
敷香町**鮮人飯場に赴くと、所在不明
真岡から豊原に転入したので、至急所在確認
留多加郡****方に赴くと、所在不明
知取町の知人の許に行くとい、所在不明
真岡から豊原に転入したので、至急所在確認
留多加郡三郷村大字多蘭内上多蘭内に赴くと、所在不明
長浜郡****方で発見されたので解除
真岡から豊原に転入したので、至急所在確認
新場に赴くと、所在不明
恵須町**炭山方面に赴くと、所在不明
漁夫
咸鏡南道清津署に照会したが、該当者がいないため、再調査をしたが、所在不明
2607号で手配したが、発見されたので手配解除
9月中旬無断飯場を脱出、所在不明
10月上旬恵須取炭鉱か珍内に赴くと、所在不明
恵須取炭鉱に赴くと、所在不明
10月上旬頃他に転移すべく、就職運動に赴くと、所在不明となる
10月上旬頃他に転移すべく、就職運動に赴くと、所在不明となる
無断逃走
無断逃走
9月初旬頃大平炭鉱に赴くと称し所在不明
モルヒネ中毒。恵須取炭鉱に赴くと、所在不明
10月上旬に恵須取町**鮮人飯場に赴くと、所在不明
10月上旬から11月上旬ごろにかけて転職するとい、所在不明
無断逃走
10月上旬から11月上旬ごろにかけて転職するとい、所在不明
10月上旬頃他に転移すべく、就職運動に赴くと、所在不明となる
10月上旬から11月上旬ごろにかけて転職するとい、所在不明
9月初旬**炭鉱**組に赴くと、所在不明
8月下旬、無断飯場脱出、所在不明
9月下旬、恵須取町石炭積取**飯場に赴くと、所在不明
名好村知人の許に赴くと称し所在不明
10月26日恵須取炭鉱に赴くと、所在不明
10月上旬から11月上旬ごろにかけて転職するとい、所在不明
10月上旬から11月上旬ごろにかけて転職するとい、所在不明
本籍地に身元照会するが、該当者なし、よって再調査しようとしたが所在不明
発見とあり。11月11日知取町**造林部に赴くと、所在不明
11月12日野田郡炭鉱****方に赴き、同26日に真岡方面に赴くと、所在不明
、、***の三名について所在判明のため、手配解除
留多加町**組工事終了とともに留多加町***方に引揚げ、行き先を告げずに行き先不明
本斗管下で稼働中、名好村に行くとい、所在不明
11月9日敷香郡**造林部に赴くと、所在不明
知取**造林部にて、稼働中。よって手配解除
真岡郡に行くとい、所在不明
漁夫 長浜郡****方に赴き日雇いをするとい、所在不明

11/12/17	豊特高秘第2771号	朝鮮人所在不明手配に関する件	全羅南道	齋州島	26歳 (M44)	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	統營郡	46歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	咸陽郡	41歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2685号	朝鮮人所在不明報告	慶尚南道	馬山府	34歳 (M36)	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	南海郡	37歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	忠清南道	公州郡	35歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	文川郡	24歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2685号	朝鮮人所在不明報告	慶尚南道	泗川郡	33歳 (M37)	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	京畿道	京城府	34歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	大邱府	32歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	慶州郡	31歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2685号	朝鮮人所在不明報告	慶尚南道	北青郡	26歳 (M44)	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	平安北道	昌城郡	43歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	平安南道	江東郡	31歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	全羅北道	全州郡	36歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	江原道	溇來郡	48歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	全羅南道	木浦府	36歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	青島郡	30歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	釜山府	42歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	狹川郡	34歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	全羅北道	任実郡	46歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	安東郡	44歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	宣寧郡	36歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	忠清	永州郡	34歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	義城郡	45歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	京畿道	抱川郡	29歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	宣寧郡	41歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2685号	朝鮮人所在不明報告	咸鏡南道	新興郡	34歳 (M36)	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2685号	朝鮮人所在不明報告	慶尚北道	間慶郡	40歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	清道郡	44歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	永川郡	47歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	普州郡	34歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	蔚山郡	45歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2685号	朝鮮人所在不明報告	慶尚北道	金泉郡	47歳 (M23)	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	平安南道	竹田郡	28歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2685号	朝鮮人所在不明報告	慶尚南道	金海郡	41歳 (M29)	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	河東郡	41歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	平安北道	定州郡	29歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	達城郡	29歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	永川郡	38歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	平安北道	龍川郡	36歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	泗川郡	49歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2685号	朝鮮人所在不明報告	全羅北道	錦山郡	29歳 (M41)	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	蔚山郡	46歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	青松郡	46歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	平安南道	江東郡	40歳	樺太	無記入
11/12/21	豊特高秘第2789号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	昌原郡	39歳	樺太	無記入
11/12/23	豊特高秘第2558号	朝鮮人所在不明手配解除に関する件	慶尚北道	達城郡	46歳 (M24)	樺太	無記入
11/12/23	豊特高秘第2795号	朝鮮人所在不明手配に関する件	全羅南道	光州府	22歳	大阪市	無記入
11/12/23	豊特高秘第2820号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	昌寧郡	29歳 (M41)	樺太	無記入
11/12/23	豊特高秘第2799号	朝鮮人所在不明手配に関する件	忠清北道	槐山郡	37歳 (M33)	樺太	無記入
11/12/27	豊特高秘第2787号	朝鮮人所在不明手配に関する件	忠清南道	忠州郡	33歳 (M37)	樺太	無記入
11/12/28	豊特高秘第2824号	朝鮮人所在不明手配に関する件	忠清南道	蒸岐郡	31歳	樺太	無記入
11/12/28	豊特高秘第2832号	朝鮮人所在不明手配に関する件	京畿道	長瑞郡	38歳 (M32)	樺太	無記入
11/12/28	豊特高秘第2832号	朝鮮人所在不明手配に関する件	全羅北道	益山郡	24歳 (T2)	樺太	無記入
11/12/28	豊特高秘第2824号	朝鮮人所在不明手配に関する件	平安南道	寧遠郡	28歳	樺太	無記入
11/12/28	豊特高秘第2827号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	梁山郡	39歳 (M31)	樺太	無記入
11/12/28	豊特高秘第2685号	朝鮮人所在不明手配に関する件	全羅北道	錦山郡	29歳 (M41)	樺太	無記入
11/12/28	豊特高秘第2827号	朝鮮人所在不明手配に関する件	咸鏡南道	元山府	27歳 (M43)	樺太	無記入
11/12/30	豊特高秘第2838号	朝鮮人所在不明手配に関する件	全羅南道	長興郡	解読不能	樺太	無記入
11/12/30	豊特高秘第2838号	朝鮮人所在不明手配に関する件	平安南道	平壤府	36歳	樺太	無記入
11/12/30	豊特高秘第2838号	朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	星州郡	解読不能	樺太	無記入
11/12/30	豊特高秘第2839号	朝鮮人所在不明手配に関する件	全羅南道	済州島	47歳	樺太	無記入

11月29日、知取町に赴くといつて所在不明
11月に所在不明
11月に所在不明
2593号に同一有
11月に所在不明
10月に所在不明
身元判明せず
2593号に同一有。
11月に所在不明、本籍ナシ
11月に所在不明、本籍ナシ
11月に所在不明、身元調査した結果、在籍せず
11月に所在不明
11月に所在不明
11月に所在不明
11月に所在不明
身元判明せず
11月に所在不明
11月に所在不明
身元判明せず 屑買
身元判明せず
10月に所在不明
11月に所在不明
11月に所在不明
2593号に同一有
2593号に同一有
11月に所在不明
9月に所在不明
11月に所在不明
2593号に同一有。
11月に所在不明、本籍ナシ
2593号に同一有。
10月に所在不明
***の妻
身元判明せず
11月に所在不明、本籍ナシ
身元判明せず
10月に所在不明
11月に所在不明、本籍ナシ
11月に所在不明
11月に所在不明
11月に所在不明、本籍ナシ
対号特高秘第3170号11月7日付け
12月5日大阪市より真岡へ稼働の為赴くが、所在不明
知取村の**某方に赴くといつて所在不明
小田寒にいくと称し、所在不明
栄浜郡白縫村に行くといつて称し、所在不明
10月10日。名好炭釜に転職すると称し、所在不明
11月下旬。上恵須取土木課直営工事**飯場に赴くと称し所在不明。
10月25日。名好村官行事務所に行くといつて称し所在不明
9月中旬。名好炭釜知人の許に赴くと称し、所在不明
11月17日。内路村に行くといつて称し所在不明
11月17日。内路村に行くといつて称し所在不明
12月10日。所在不明
2574号に同一有。しかし、日本名、本籍(面以下だけ)、年齢、住所すべて異なる。
12月10日。所在不明
12月下旬。本斗町**魚場に赴くといつて所在不明

日付	番号	件名	道名	郡名	年齢	住所
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	密陽郡	17歳	静岡県
16/01/09	豊高外秘第41号	募集朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚北道	達城郡	19歳	秋田県
16/01/09	豊高外秘第37号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	達城郡	19歳	樺太
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	昌寧郡	19歳	北海道
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	金海郡	19歳	山梨県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	峽川郡	20歳	静岡県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	密陽郡	20歳	静岡県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	金海郡	20歳	静岡県
16/01/09	豊高外秘第37号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	達城郡	20歳	兵庫県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	密陽郡	20歳	山梨県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	密陽郡	21歳	静岡県
16/01/09	豊高外秘第41号	募集朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚北道	達城郡	22歳	秋田県
16/01/09	豊高外秘第41号	募集朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚北道	達城郡	22歳	秋田県
16/01/09	豊高外秘第37号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	達城郡	22歳	兵庫県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	密陽郡	22歳	山梨県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	峽川郡	22歳	山梨県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	峽川郡	22歳	山梨県
16/01/09	豊高外秘第37号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	達城郡	23歳	兵庫県
16/01/09	豊高外秘第39号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	忠清南道	青陽郡	23歳(T8)	北海道
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	金海郡	24歳	静岡県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	金海郡	24歳	静岡県
16/01/09	豊高外秘第37号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	達城郡	24歳	兵庫県
16/01/09	豊高外秘第39号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	忠清南道	青陽郡	24歳(T7)	山形県
16/01/09	豊高外秘第39号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	全羅北道	完州郡	24歳(T7)	山形県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	密陽郡	25歳	山梨県
16/01/09	豊高外秘第36号	募集朝鮮人労働者逃走手配方の件	慶尚北道	慶洲郡	25歳(T6)	秋田県
16/01/09	豊高外秘第39号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	忠清南道	洪城郡	26歳(T5)	山形県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	全羅北道	金包郡	27歳	山梨県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	峽川郡	27歳	山梨県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	密陽郡	27歳	山梨県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	峽川郡	29歳	山梨県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	峽川郡	29歳	山梨県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	密陽郡	30歳	静岡県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	密陽郡	30歳	山梨県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	密陽郡	30歳	山梨県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	山郡	31歳	静岡県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	峽川郡	32歳	静岡県
16/01/09	豊高外秘第32号	身分証明書手配に関する件	慶尚南道	昌原郡	33歳(M42)	樺太
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	密陽郡	34歳	静岡県
16/01/09	豊高外秘第36号	募集朝鮮人労働者逃走手配方の件	慶尚北道	慶洲郡	34歳(M41)	秋田県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	峽川郡	35歳	静岡県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	峽川郡	36歳(M39)	静岡県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	密陽郡	37歳	静岡県
16/01/09	豊高外秘第38号	移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	峽川郡	判読不能	山梨県
16/01/10	豊高外秘第40号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	聞慶郡	19歳(T12)	青森県
16/01/10	豊高外秘第40号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道		19歳(T12)	青森県
16/01/10	豊高外秘第40号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	聞慶郡	22歳(T9)	青森県
16/01/10	豊高外秘第40号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	聞慶郡	25歳(T6)	青森県
16/01/10	豊高外秘第40号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道		28歳(T3)	青森県
16/01/10	豊高外秘第40号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	益山郡	29歳(T2)	青森県
16/01/10	豊高外秘第40号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道		33歳(M42)	青森県
16/01/15	豊高外秘第192号	移住朝鮮人労働者所在不明手配の件	慶尚南道	峽川郡	20歳	静岡県
16/01/15	豊高外秘第192号	移住朝鮮人労働者所在不明手配の件	慶尚南道	峽川郡	21歳	静岡県
16/01/15	豊高外秘第192号	移住朝鮮人労働者所在不明手配の件	慶尚南道	晋陽郡	21歳(T10)	静岡県
16/01/15	豊高外秘第192号	移住朝鮮人労働者所在不明手配の件	慶尚南道	峽川郡	22歳	静岡県
16/01/15	豊高外秘第192号	移住朝鮮人労働者所在不明手配の件	慶尚南道	峽川郡	22歳	静岡県
16/01/15	豊高外秘第186号	朝鮮人募集労務者逃走手配に関する件	慶尚南道	昌寧郡	22歳(T9)	樺太
16/01/15	豊高外秘第192号	移住朝鮮人労働者所在不明手配の件	慶尚南道	金海郡	22歳(T9)	静岡県
16/01/15	豊高外秘第192号	移住朝鮮人労働者所在不明手配の件	慶尚南道	晋陽郡	22歳(T9)	静岡県
16/01/15	豊高外秘第187号	朝鮮人募集労務者逃走手配に関する件	慶尚南道	昌寧郡	23歳(T8)	樺太
16/01/15	豊高外秘第192号	移住朝鮮人労働者所在不明手配の件	慶尚南道	普州府	23歳(T8)	静岡県
16/01/15	豊高外秘第192号	移住朝鮮人労働者所在不明手配の件	慶尚南道	普州府	23歳(T8)	静岡県
16/01/15	豊高外秘第192号	移住朝鮮人労働者所在不明手配の件	慶尚南道	普州府	24歳(T7)	静岡県
16/01/15	豊高外秘第195号	募集朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	達城郡	25歳(T6)	秋田県
16/01/15	豊高外秘第195号	募集朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	達城郡	25歳(T6)	秋田県
16/01/15	豊高外秘第192号	移住朝鮮人労働者所在不明手配の件	慶尚南道	金海郡	25歳(T6)	静岡県
16/01/15	豊高外秘第192号	移住朝鮮人労働者所在不明手配の件	慶尚南道	普州府	25歳(T6)	静岡県
16/01/15	豊高外秘第189号	朝鮮人募集労務者逃走手配に関する件	慶尚南道	星洲郡	26歳(T5)	樺太
16/01/15	豊高外秘第192号	移住朝鮮人労働者所在不明手配の件	慶尚南道	普州府	26歳(T5)	静岡県
16/01/15	豊高外秘第192号	移住朝鮮人労働者所在不明手配の件	慶尚南道	成安郡	26歳(T5)	静岡県
16/01/15	豊高外秘第192号	移住朝鮮人労働者所在不明手配の件	慶尚南道	晋陽郡	26歳(T5)	静岡県
16/01/15	豊高外秘第191号	移住逃走鮮人一部手配解除に関する件	忠清南道	扶餘郡	27歳	樺太

国語能力	備考
無記入	10月3日逃走。発電水路工事。
無記入	15年12月1日午前6時頃逃走。発電工事場
無記入	15年12月5日午後5時頃逃走。
無記入	10月4日逃走。
無記入	11月8日逃走。
無記入	10月3日逃走。発電水路工事。
無記入	10月4日逃走。発電水路工事。
無記入	10月25日逃走。**組
無記入	15年12月5日午後5時頃逃走。
内地語解せず	11月5日逃走。
無記入	11月11日逃走。**組
無記入	15年12月1日午前6時頃逃走。発電工事場
無記入	15年12月1日午前6時頃逃走。発電工事場
無記入	15年12月5日午後5時頃逃走。
無記入	10月12日逃走
無記入	10月4日逃走。
無記入	10月5日逃走。
無記入	15年12月5日午後5時頃逃走。
無記入	15年3月27日到着。同10月31日逃走。鉱業所
無記入	11月16日逃走。**組
内地語稍解す	11月16日逃走。**組
無記入	15年12月5日午後5時頃逃走。
無記入	15年3月27日到着。同10月31日逃走。鉱業所
無記入	15年3月27日到着。同10月31日逃走。鉱業所
内地語解せず	11月5日逃走。
無記入	15年12月19日未明。鉱山より、逃走。
無記入	15年3月27日到着。同10月31日逃走。鉱業所
無記入	10月4日逃走。
無記入	10月5日逃走。
内地語解せず	10月12日逃走。
無記入	10月2日逃走。
無記入	10月5日逃走。
無記入	10月5日逃走。発電水路工事。
無記入	10月12日逃走。
内地語解せず	11月8日逃走。
無記入	10月6日逃走。発電水路工事。
無記入	11月12日逃走。**組
無記入	妻
無記入	10月7日逃走。発電水路工事。
内地語不解	15年12月19日未明。鉱山より、逃走。
無記入	11月11日逃走。**組
内地語不解	12月20日逃走。発電水路工事。
無記入	10月3日逃走。発電水路工事。
無記入	10月5日逃走。
不解	12月10日午後10時頃より翌午前5時頃の間には逃走。電力発電工事稼働中
不解	12月8日午前6時頃同8時頃までの間に逃走。電力発電工事稼働中
言語稍解す	12月10日午後10時頃より翌午前5時頃の間には逃走。電力発電工事稼働中
解す	12月10日午後10時頃より翌午前5時頃の間には逃走。電力発電工事稼働中
言語解す	12月8日午前6時頃同8時頃までの間に逃走。電力発電工事稼働中
不解	12月10日10時頃に逃走。電力発電工事稼働中
言語稍解す	12月8日午前6時頃同8時頃までの間に逃走。電力発電工事稼働中
内地語稍解す	12月20日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
内地語稍解す	12月20日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
内地語稍解す	12月6日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
内地語稍解す	12月20日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
内地語稍解す	12月20日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
国語は解せず	15年11月3日午前10時30分頃。市街に買い物に行くと称し、逃走。立回り先、市街土工部。
無記入	12月1日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
内地語稍解す	12月6日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
国語通す	15年12月15日午前11時30分。炭場に見学に行くと称し逃走。
内地語不解	12月6日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
内地語不解	12月6日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
内地語稍解す	12月6日逃走。立ち廻り先:長野県**方
内地語巧み	逃走した友人を探すと称し、逃走。
無記入	逃走した友人を探すと称し、逃走。
内地語不解	12月8日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
内地語稍解す	12月6日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
無記入	15年12月20日0時30分。市街に買い物にいくと称し、逃走。Aの67円68銭を持ち去る、Bより20円借金
内地語不解	12月6日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
内地語稍解す	12月6日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
内地語稍解す	12月6日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
無記入	福岡県で発見される。本籍に送還。

国語は不通	15年12月18日午後1時頃無断外出のまま逃走。
国語をも解せず	15年11月3日午前10時三十分頃。市街に買い物に行くと称し、逃走。立回り先、市街土工部。
解せず	15年11月18日午前五時半逃走。踏倒し金額:45円73銭
内地語稍解す	12月15日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
内地語稍解す	12月15日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
内地語稍解す	12月8日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
内地語稍解す	12月17日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
国語は不通	15年12月18日午後1時頃無断外出のまま逃走。
内地語稍解す	12月15日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
内地語稍解す	12月20日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
国語は解せず	15年11月3日午前10時30分頃。市街に買い物に行くと称し、逃走。立回り先、市街土工部。
国語は半可通	15年12月18日午後1時頃無断外出のまま逃走。
内地語稍解す	12月17日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
国語に通ず	15年11月26日午後10時30分逃走。使役主より金20円を踏倒す
内地語稍解す	12月15日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
内地語稍解す	12月6日逃走。立ち廻り先:長野県**方
内地語稍解す	12月6日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
内地語稍解す	12月20日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
内地語稍解す	12月20日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
内地語稍解す	12月20日逃走。立ち廻り先:各工事事務所
無記入	物品購入代飯代あわせて120円を未払いのまま逃走。
無記入	15年12月15日より稼働。1月20日午前2時頃稼働現場から逃走。
無記入	15年6月18日から稼働。1月11日午前11時頃に逃走。
無記入	15年6月18日から稼働。1月11日午前11時頃に逃走。
無記入	15年2月17日より稼働。12月20日逃走。
無記入	15年7月9日より稼働。12月21日逃走。
無記入	15年7月9日より稼働。12月21日逃走。
無記入	15年2月17日より稼働。12月20日逃走。
無記入	15年7月9日より稼働。12月21日逃走。
無記入	15年2月17日より稼働。12月22日逃走。
無記入	15年2月17日より稼働。12月22日逃走。
無記入	15年7月29日に手配。栃木県で発見される。
無記入	15年7月29日に手配。栃木県で発見される。
邦語を解す	16年1月13日午後7時頃逃走。所持金30円、望郷のためと思慮せらる。とあり
邦語を解す	16年1月11日午後6時頃より30分の間に逃走。
邦語を解す	16年1月11日午後6時頃より30分の間に逃走。
邦語稍解す	16年1月4日午後11時30分頃逃走。所持金40円位。立ち廻り先:鮮人就労場(樺太)
国語を解せず	15年8月29日に逃走。一時**町**飯場に寄り9月4日再び逃走。
無記入	15年9月2日逃走。
邦語を解す	16年1月11日午後6時頃より7時半頃までの間に逃走。
邦語を解す	16年1月13日午後7時頃逃走。所持金40円、Aに誘惑されたためと思慮せらる。とあり
邦語稍解す	16年1月4日午後11時30分頃逃走。所持金40円位。立ち廻り先:鮮人就労場(樺太)
邦語を解す	16年1月11日午後6時頃より30分の間に逃走。
邦語を解す	16年1月11日午後6時頃より7時半頃までの間に逃走。
無記入	1月11日付の手配解除。
邦語不解	16年1月4日午後11時30分頃逃走。所持金90円、郵便貯金90円。立ち廻り先:樺太鮮人就労場(樺太)
無記入	15年12月2日午後4時逃走。発電工場 立回り先:本籍地
無記入	16年1月2日午後逃走。
無記入	16年1月2日午後逃走。
無記入	15年12月3日午後9時頃逃走。
無記入	15年12月25日午後5時頃逃走。
無記入	15年12月26日午後11時位逃走。
無記入	15年12月31日午後7時頃逃走。
無記入	15年12月30日午前6時頃逃走。
無記入	15年12月逃走。
無記入	15年11月4日午後一時頃逃走。
無記入	16年1月4日午後10時頃逃走。立回り先:大阪
無記入	15年12月2日午後4時逃走。発電工場所持金5円
無記入	16年1月2日朝逃走。
無記入	15年11月4日午後一時頃逃走。
無記入	15年12月31日逃走。立回り名古屋
無記入	15年12月31日逃走。立回り名古屋
無記入	15年12月31日逃走。立回り名古屋
無記入	16年1月1日午前8時逃走。立回り先大阪
無記入	15年12月13日午後5時頃逃走。
無記入	16年1月1日逃走。
無記入	15年12月31日午後7時頃逃走。
無記入	15年11月3日午後6時頃逃走。立回り先:京都方面
無記入	16年1月4日午後10時頃逃走。立回り先:大阪
無記入	16年1月1日逃走。
無記入	15年12月25日午後5時頃逃走。
無記入	15年12月25日午後5時頃逃走。
無記入	15年12月25日午後5時頃逃走。

無記入	15年12月25日午前6時頃逃走。
無記入	15年12月25日午前6時頃逃走。
無記入	16年1月1日逃走。
無記入	15年12月25日午後5時頃逃走。
無記入	16年1月1日午前8時逃走。立回り先大阪
不解	16年1月10日午前5時頃逃走。所持金1円位
無記入	16年1月3日逃走。
無記入	16年1月3日逃走。
無記入	15年12月31日逃走。
無記入	16年1月2日逃走。
無記入	16年1月3日逃走。
無記入	16年1月3日逃走。
無記入	16年1月3日逃走。
無記入	16年1月2日逃走。
無記入	16年1月5日逃走。
無記入	15年12月31日逃走。
言語解す	16年1月10日午前5時頃逃走。所持金1円50銭位
不解	16年1月10日午前5時頃逃走。所持金1円位
無記入	15年12月31日逃走。
無記入	16年1月2日逃走。
無記入	16年1月6日逃走。
不解	16年1月10日午前6時頃逃走。所持金2円50銭位
稍解す	16年1月10日午前6時頃逃走。所持金2円50銭位
無記入	16年1月27日逃走
無記入	16年1月3日逃走。
無記入	16年1月2日逃走。
無記入	16年1月3日逃走。
無記入	15年12月29日午後10時ごろ逃走。「漢学塾にて漢学習得せり」とあり。
無記入	16年1月3日逃走。
無記入	16年1月3日逃走。
無記入	16年1月6日逃走。
無記入	15年12月31日逃走。
無記入	16年1月3日逃走。
無記入	16年1月2日逃走。
無記入	15年12月31日逃走。
無記入	16年1月3日逃走。
無記入	16年1月3日逃走。
無記入	16年1月1日逃走。
無記入	16年1月6日逃走。
無記入	16年1月3日逃走。
無記入	16年1月6日逃走。
無記入	16年1月3日逃走。
無記入	16年1月6日逃走。
内地語を解す	16年1月1日頃逃走。負債45円50銭。所持金50円位
内地語を解す	16年1月1日頃逃走。負債50円。所持金50円位
内地語を解す	16年1月1日頃逃走。負債30円。所持金50円位
無記入	16年1月2日午前10時逃走。立回り先:宮崎県**配下***方
無記入	15年12月13日午後3時頃逃走。
無記入	15年12月13日午後3時頃逃走。
無記入	16年1月11日逃走。
無記入	15年12月13日午後3時頃逃走。
無記入	15年12月15日午後2時頃逃走。
無記入	16年1月2日午前10時逃走。
無記入	16年1月1日午前8時逃走。
無記入	16年1月3日午前10時逃走。
無記入	16年1月2日午前10時逃走。
無記入	16年1月2日午前10時逃走。
無記入	15年12月24日逃走
無記入	16年1月22日逃走。立回り先:静岡県鉾山。
無記入	16年1月11日逃走。
無記入	16年1月16日逃走。立回り先:兵庫県***方
無記入	16年1月5日午後7時頃逃走。
無記入	15年12月13日午後3時頃逃走。
無記入	16年1月2日逃走。
無記入	16年1月14日逃走。
無記入	16年1月14日逃走。
無記入	16年1月2日逃走。
無記入	16年1月2日逃走。
無記入	15年12月24日逃走
無記入	16年1月13日逃走。
無記入	16年1月14日逃走。

無記入	15年12月31日逃走。
無記入	16年1月3日午前10時逃走。
無記入	16年1月3日午前10時逃走。
無記入	16年1月2日午後3時逃走。
無記入	16年1月2日逃走。
無記入	16年1月2日午後3時逃走。
無記入	16年1月14日逃走。
無記入	16年1月2日逃走。
無記入	15年12月31日逃走。
無記入	16年1月2日逃走。
無記入	16年2月16日午前8時頃逃走。前金貸与なし。
無記入	16年1月27日逃走。借金74円16銭。
無記入	16年2月16日午前8時頃逃走。前金貸与あり。
内地語に通ず	16年1月3日午前11時頃逃走。踏倒し金50円。立回り先:岐阜県。
無記入	16年2月16日午前8時頃逃走。前金貸与あり。
無記入	16年2月8日午後1時頃。逃走
無記入	栄浜郡に行くと呼称し、所在不明。(女性)
無記入	栄浜郡に行くと呼称し、所在不明
	詳しくは別紙にて
邦語稍解す	15年12月10日午前10時頃逃走。
邦語解す	16年1月21日午前10時頃逃走。
内地語に通ず	16年2月11日逃走。
内地語に通ず	16年2月11日逃走。
無記入	16年2月6日逃走。
国語稍解す	16年2月14日逃走。
国語を解す	16年2月14日逃走。
内地語稍通ず	16年2月11日逃走。
内地語稍通ず	16年2月11日逃走。
無記入	16年2月6日逃走。
完全に内地語を話す	16年1月30日午前10時逃走。所持金5円。
無記入	16年2月6日逃走。
無記入	16年2月6日逃走。
無記入	16年2月6日逃走。
無記入	16年2月17日逃走。
無記入	16年2月24日逃走。
無記入	16年2月24日逃走。
言語を解せず	16年2月17日逃走。
無記入	16年3月3日逃走。
無記入	16年2月12日逃走。「発見の節は本籍地送還等適宜御措置を為し」とあり。
無記入	16年2月27日逃走。
無記入	16年2月12日逃走。「発見の節は本籍地送還等適宜御措置を為し」とあり。
無記入	16年2月14日逃走。「発見の節は本籍地送還等適宜御措置を為し」とあり。
無記入	16年2月14日逃走。「発見の節は本籍地送還等適宜御措置を為し」とあり。
無記入	16年2月14日逃走。「発見の節は本籍地送還等適宜御措置を為し」とあり。
言語稍通ず	16年2月17日逃走。
日本語解せず	16年1月19日逃走。「発見の節は本籍地送還等適宜御措置を為し」とあり。
無記入	16年2月24日逃走。
無記入	16年2月27日逃走。
無記入	16年2月12日逃走。「発見の節は本籍地送還等適宜御措置を為し」とあり。
無記入	16年2月11日逃走。「発見の節は本籍地送還等適宜御措置を為し」とあり。
言語稍通ず	16年2月17日逃走。
言語稍通ず	16年2月17日逃走。
無記入	16年3月1日逃走。
無記入	16年2月12日逃走。「発見の節は本籍地送還等適宜御措置を為し」とあり。
言語を解せず	16年2月17日逃走。
無記入	16年2月10日逃走。「発見の節は本籍地送還等適宜御措置を為し」とあり。
無記入	16年2月10日逃走。「発見の節は本籍地送還等適宜御措置を為し」とあり。
無記入	16年3月1日逃走。
日本語に通ず	16年1月19日逃走。「発見の節は本籍地送還等適宜御措置を為し」とあり。
無記入	16年2月24日逃走。
無記入	16年2月10日逃走。「発見の節は本籍地送還等適宜御措置を為し」とあり。
無記入	16年3月3日逃走。
無記入	16年2月12日逃走。「発見の節は本籍地送還等適宜御措置を為し」とあり。
無記入	16年2月11日逃走。「発見の節は本籍地送還等適宜御措置を為し」とあり。
無記入	16年3月3日逃走。

無記入	16年2月12日逃走。「発見の節は本籍地送還等適宜御措置を為し」とあり。
無記入	16年3月3日逃走。
無記入	16年2月11日逃走。「発見の節は本籍地送還等適宜御措置を為し」とあり。
無記入	16年2月11日逃走。「発見の節は本籍地送還等適宜御措置を為し」とあり。
無記入	16年3月3日逃走。
無記入	16年2月12日逃走。「発見の節は本籍地送還等適宜御措置を為し」とあり。
国語稍通ず	16年2月6日逃走。
無記入	16年2月24日逃走。
無記入	16年2月17日逃走。王子専属請負業**組で稼動中
無記入	16年3月7日逃走。
無記入	16年3月7日逃走。
無記入	16年3月7日逃走。
無記入	16年2月17日逃走。王子専属請負業**組で稼動中
内地語解せず	16年2月10日から稼動。同16日訓練所を逃走。
無記入	16年2月6日逃走。
言語解せず	16年2月3日午前4時頃逃走。
無記入	16年1月27日逃走。
無記入	16年1月5日逃走。
無記入	16年1月8日逃走。
無記入	16年2月6日逃走。
無記入	16年1月7日逃走。
無記入	16年2月6日逃走。
無記入	16年2月3日逃走。
無記入	16年1月27日逃走。
無記入	16年2月2日逃走。
無記入	16年1月8日逃走。
無記入	16年2月6日逃走。
無記入	16年2月6日逃走。
無記入	16年2月3日逃走。
無記入	16年2月2日逃走。
無記入	16年2月6日逃走。
言語解せず	16年2月3日午前4時頃逃走。
無記入	16年2月3日逃走。
無記入	16年2月2日逃走。
無記入	16年2月2日逃走。
無記入	16年1月8日逃走。
無記入	16年2月2日逃走。
言語解せず	16年2月13日午前2時頃逃走。
言語解せず	16年2月3日午前4時頃逃走。
無記入	16年2月3日逃走。
無記入	16年2月2日逃走。
無記入	16年2月2日逃走。
無記入	16年2月2日逃走。
無記入	16年1月7日逃走。
言語稍解す	16年2月13日午前2時頃逃走。
無記入	16年1月24日逃走。所持金45円。
無記入	16年2月2日逃走。
無記入	16年2月2日逃走。
無記入	16年2月2日逃走。
無記入	15年9月20日手配。16年1月17日発見。
無記入	16年2月2日逃走。
無記入	16年2月6日逃走。
言語解せず	16年2月13日午前2時頃逃走。
無記入	16年2月2日逃走。
無記入	16年2月5日逃走。
無記入	16年1月25日逃走。
無記入	16年2月6日逃走。
無記入	16年1月8日逃走。
無記入	16年1月1日逃走。
無記入	16年2月2日逃走。
無記入	16年2月2日逃走。
無記入	16年2月3日逃走。

無記入	16年1月25日逃走。
無記入	16年2月3日逃走。立ち回り見込み先 兵庫県**方
無記入	16年2月22日逃走。
無記入	16年2月5日逃走。
無記入	16年2月4日逃走。立ち回り見込み先:群馬県
無記入	16年2月22日逃走。
無記入	16年2月22日逃走。
無記入	16年2月2日逃走。立回り先:兵庫県**組方
内地語稍かいす	16年2月22日逃走。
無記入	16年2月4日逃走。立ち回り見込み先:群馬県
無記入	16年2月5日逃走。
無記入	16年2月1日逃走。立ち回り見込み先:福井県****方
無記入	16年2月1日逃走。立回り見込先:京都方面
無記入	16年2月1日逃走。立回り見込先:京都方面
無記入	16年2月2日逃走。
無記入	16年2月2日逃走。
無記入	16年1月29日逃走。立回り先:大阪方面
無記入	16年2月2日逃走。立回り先:兵庫県**組方
無記入	16年2月2日逃走。
無記入	16年2月1日逃走。立回り見込先:京都方面
内地語解せず	16年2月11日逃走。
無記入	16年2月4日逃走。
無記入	16年2月4日逃走。
無記入	16年1月28日逃走。
無記入	16年2月1日逃走。
無記入	16年2月2日逃走。
無記入	16年2月3日逃走。
無記入	16年2月4日逃走。
無記入	16年1月28日逃走。
無記入	15年9月逃走。立回り先:静岡県**方
無記入	16年2月5日逃走。
無記入	16年2月4日逃走。
無記入	16年2月2日逃走。立回り見込先:岩手****方、兵庫県**方
無記入	16年2月2日逃走。
無記入	16年2月3日逃走。立ち回り見込み先:福井県****方
無記入	16年2月4日逃走。
無記入	16年2月4日逃走。立回り見込先:群馬県
無記入	16年1月28日逃走。
無記入	16年1月28日逃走。
無記入	16年2月1日逃走。
無記入	16年2月11日逃走。
無記入	16年2月4日逃走。
無記入	16年2月5日逃走。
内地語解せず	16年2月16日逃走。
内地語を解す	16年2月11日逃走。
内地語稍かいす	16年1月16日逃走。「発見の節は本籍地へ送還」とあり。
内地語稍かいす	16年1月16日逃走。「発見の節は本籍地へ送還」とあり。
無記入	16年3月16日の公休日に豊原に行くと呼称し逃走。
無記入	16年3月1日**村の店に行くと呼称し、所在不明
無記入	16年3月1日**村の店に行くと呼称し、所在不明
無記入	16年3月1日**村の店に行くと呼称し、所在不明
無記入	16年3月16日の公休日に豊原に行くと呼称し逃走。
無記入	16年3月16日の公休日に豊原に行くと呼称し逃走。
無記入	16年3月16日の公休日に豊原に行くと呼称し逃走。
無記入	16年3月1日**村の店に行くと呼称し、所在不明
無記入	16年3月1日**村の店に行くと呼称し、所在不明
無記入	16年3月16日の公休日に豊原に行くと呼称し逃走。
無記入	16年2月16日逃走。
国語を解す	16年2月15日逃走。所持金20円
無記入	16年2月25日逃走。
無記入	16年2月15日逃走。
無記入	16年2月22日逃走。
無記入	16年1月28日逃走。
無記入	16年2月19日逃走。
無記入	16年2月16日逃走。
無記入	16年1月25日逃走。金10円とオーバを窃盗し逃走
無記入	16年2月25日逃走。
無記入	16年1月23日逃走
無記入	16年2月17日逃走。
無記入	16年1月19日逃走。
無記入	16年2月16日逃走。

無記入	16年2月18日逃走。
無記入	16年2月18日逃走。
無記入	16年2月18日逃走。
無記入	16年2月26日逃走。
国語を解す	16年1月11日逃走。
無記入	16年2月16日逃走。
無記入	16年2月16日逃走。
無記入	16年2月19日逃走。
無記入	16年2月25日逃走。
無記入	16年2月26日逃走。
国語解す	16年1月19日逃走。
無記入	16年2月16日逃走。
無記入	16年2月16日逃走。
無記入	16年2月16日逃走。
無記入	16年2月14日逃走。
無記入	16年2月16日逃走。
無記入	16年2月18日逃走。
無記入	16年2月18日逃走。
無記入	16年2月26日逃走。
国語解す	16年2月5日逃走。
無記入	16年2月16日逃走。
無記入	16年2月16日逃走。
無記入	16年2月19日逃走。
無記入	16年2月20日逃走。
無記入	16年2月25日逃走。
無記入	16年2月19日逃走。
無記入	16年2月14日逃走。
無記入	16年2月22日逃走。
無記入	16年2月16日逃走。
無記入	16年2月25日逃走。
無記入	16年1月19日逃走。
無記入	16年2月16日逃走。
無記入	16年2月25日逃走。
無記入	16年1月28日逃走。
無記入	16年2月19日逃走。
無記入	16年1月23日逃走。
無記入	16年2月10日逃走。
無記入	16年2月25日逃走。
無記入	16年2月18日逃走。
無記入	16年2月14日逃走。
無記入	16年2月20日逃走。
無記入	16年2月18日逃走。
無記入	16年2月19日逃走。
無記入	16年2月20日逃走。
無記入	16年2月20日逃走。
無記入	16年2月18日逃走。
無記入	16年2月20日逃走。
無記入	16年2月1日逃走。
無記入	16年2月16日逃走。
無記入	16年2月18日逃走。
無記入	16年2月20日逃走。
無記入	16年3月7日逃走。
無記入	16年3月3日逃走。
無記入	16年3月6日逃走。
無記入	16年3月3日逃走。午後6時
無記入	16年3月7日逃走。
無記入	16年2月23日逃走。
無記入	16年3月5日逃走。
無記入	16年3月3日逃走。
無記入	16年3月3日逃走。午後6時
無記入	16年2月10日逃走。
無記入	16年3月3日逃走。午後6時
無記入	16年3月7日逃走。
無記入	16年2月6日逃走。入院中に逃走。
無記入	16年3月4日逃走。午後4時
無記入	16年3月3日逃走。
無記入	16年3月7日逃走。
無記入	16年3月3日逃走。午後6時
無記入	16年3月3日逃走。午後6時
無記入	16年3月3日逃走。午後6時
無記入	16年3月4日逃走。午後4時
無記入	16年3月7日逃走。
無記入	16年3月7日逃走。

無記入	16年2月10日逃走。
無記入	16年3月7日逃走。
無記入	16年3月5日逃走。
無記入	16年2月10日逃走。
無記入	16年3月3日逃走。午後6時
無記入	16年3月2日午後11時
無記入	16年3月4日逃走。午後4時
無記入	16年3月3日逃走。
無記入	請負業とあり。視察と称し来島するが、所在不明。
無記入	16年3月6日逃走。
無記入	16年3月4日逃走。午後8時
日本語を解す	公休日の3月23日正午買物に行くと称し、逃走。
無記入	公休日の3月23日正午買物に行くと称し、逃走。賭博により罰金80円、友人間飲食店などに約500円相当の借金
無記入	公休日の3月23日正午買物に行くと称し、逃走。素行不良、飲食店並びに友人間に約380円相当の借金。
無記入	
無記入	16年3月16日逃走。第一回***号とあり。
無記入	16年3月12日逃走。
無記入	16年3月14日逃走。第一回***号とあり。
無記入	16年3月18日午後7時から10時に逃走。
国語を解す	16年3月5日午後7時頃逃走。
国語を解す	16年3月16日夜の間逃走。
国語を解す	16年3月16日夜の間逃走。
内地語不解	16年3月19日午後7時半逃走。
国語稍解す	16年2月14日逃走。
無記入	16年2月22日逃走。
国語を解す	16年3月16日夜の間逃走。
内地語不解	16年3月19日午後7時半逃走。
無記入	16年2月14日逃走。
無記入	16年2月14日逃走。
無記入	16年3月5日逃走。
無記入	16年3月12日逃走。
国語解す	16年2月25日逃走。
無記入	16年3月3日逃走。
内地語を解す	16年3月11日午前0時30分逃走。
国語を解せず	16年3月12日午後11時頃逃走。
国語を解せず	16年3月12日午後11時頃逃走。
内地語不解	16年3月14日逃走。
内地語不解	16年3月19日午後7時半逃走。
無記入	16年3月19日午後7時半逃走。
無記入	16年3月1日逃走。炭鉱に輸送中青森県で逃走。
内地語を解す	16年3月16日逃走。
無記入	16年3月14日逃走。
無記入	16年3月11日逃走。
国語不解	16年3月8日逃走。
内地語解せず	16年3月19日午後7時半逃走。
内地語不解	16年3月19日午後7時半逃走。
無記入	16年2月22日逃走。
無記入	16年3月14日逃走。
無記入	16年2月24日逃走。
無記入	16年3月13日逃走。
無記入	16年2月28日逃走。
無記入	16年3月3日逃走。
無記入	16年3月9日逃走。
無記入	16年3月9日逃走。
国語不解	16年3月9日逃走。
無記入	16年3月1日逃走。
内地不解	16年3月19日午後7時半逃走。
内地語不解	16年3月19日午後7時半逃走。
無記入	16年3月9日逃走。
無記入	16年2月14日逃走。
無記入	16年3月8日逃走。
国語稍解す	16年2月14日逃走。
無記入	16年3月13日逃走。
無記入	16年2月28日逃走。
無記入	16年3月18日逃走。
日本語巧みなり	16年3月1日逃走。
無記入	16年2月15日逃走。
無記入	16年3月14日逃走。
無記入	16年3月1日逃走。
無記入	16年2月12日逃走。
無記入	16年3月13日逃走。
無記入	16年3月4日逃走。
無記入	16年3月4日逃走。

無記入	16年3月14日逃走。
無記入	16年3月11日逃走。
内地語解せず	16年3月19日午後7時半逃走。
国語を解す	16年3月15日逃走。
国語を解す	16年2月14日逃走。
無記入	16年2月14日逃走。
無記入	16年3月12日逃走。
無記入	16年3月12日逃走。
無記入	16年3月14日逃走。
無記入	16年3月14日逃走。
無記入	16年3月13日逃走。
無記入	16年2月22日逃走。
無記入	16年3月4日逃走。
無記入	16年3月3日逃走。
無記入	16年3月3日逃走。
内地語を解す	16年3月11日午前0時30分逃走。
国語を解す	16年3月11日午前0時30分逃走。
無記入	16年3月14日逃走。
内地語不解	16年3月19日午後7時半逃走。
国語不解	16年3月15日逃走。
国語不解	16年3月15日逃走。
無記入	16年2月22日逃走。
無記入	16年2月19日逃走。
無記入	16年2月15日逃走。
無記入	16年3月13日逃走。
無記入	16年3月7日逃走。
無記入	16年3月13日逃走。
国語巧みなり	16年3月14日逃走。
無記入	16年3月14日逃走。
無記入	16年3月1日逃走。
無記入	16年3月13日逃走。
無記入	16年3月4日逃走。
無記入	16年3月4日逃走。
無記入	16年3月4日逃走。
無記入	16年3月3日逃走。
無記入	16年3月1日逃走。
内地語を解す	16年2月3日逃走。
無記入	16年3月3日逃走。
無記入	16年2月18日逃走。炭鉱に輸送中岡山県で逃走。
無記入	16年3月13日逃走。
無記入	16年3月14日逃走。
無記入	16年3月15日逃走。
無記入	16年3月3日逃走。
国語を解す	16年3月16日夜の間逃走。
無記入	16年3月10日逃走。
無記入	16年2月3日逃走。
無記入	16年3月1日逃走。
無記入	16年3月18日逃走。
無記入	16年3月5日逃走。
無記入	16年2月25日逃走。
無記入	16年3月4日逃走。
無記入	16年3月4日逃走。
無記入	16年3月14日逃走。
無記入	16年3月3日逃走。
無記入	16年3月11日逃走。
無記入	16年3月7日逃走。
無記入	16年3月14日逃走。
国語不解	16年3月19日午後7時半逃走。
内地語解せず	16年3月19日午後7時半逃走。
国語不解	16年2月3日逃走。
国語解す	16年3月3日逃走。
無記入	16年2月28日逃走。
無記入	16年3月2日逃走。
無記入	16年3月19日午後7時半逃走。
無記入	16年3月2日逃走。
無記入	16年3月13日逃走。
無記入	16年2月18日逃走。妻と長女同伴逃走す。
内地語不解	16年3月15日逃走。
国語不解	16年3月15日逃走。
無記入	16年3月16日逃走。
無記入	16年2月22日逃走。
無記入	16年2月25日逃走。
無記入	16年3月14日逃走。
内地語解せず	16年3月6日午後六時頃逃走。

16/04/04	高外秘第1931号	集団募集移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	忠清南道	天安郡	39歳	北海道
16/04/04	高外秘第1931号	集団募集移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	全羅北道	茂朱郡	40歳	北海道
16/04/04	判読不能	団体移住鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	泗川郡	41歳(M34)	樺太
16/04/04	高外秘第1931号	集団募集移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	全羅北道	秩安郡	44歳(M31)	北海道
16/04/04	高外秘第1931号	集団募集移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	京畿道	利川郡	無記入	北海道
16/04/04	高外秘第1931号	集団募集移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	江原道	原州郡	無記入	北海道
16/04/04	高外秘第1934号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	達城郡	無記入	兵庫県
16/04/08	高外秘第1936号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	聞慶郡	20歳	青森県
16/04/08	高外秘第1936号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	聞慶郡	20歳	青森県
16/04/11	判読不能	募集朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	迎日郡	25歳(T6)	樺太
16/04/11	判読不能	募集朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	迎日郡	33歳(M42)	樺太
16/04/11	判読不能	募集朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	迎日郡	34歳(M41)	樺太
16/04/14	判読不能	渡来朝鮮人所在不明に関する件	慶尚北道	永川郡	28歳	無記入
16/04/14	判読不能	渡来朝鮮人所在不明に関する件	江原道	蔚珍郡	33歳	無記入
16/04/14	判読不能	渡来朝鮮人所在不明に関する件	慶尚北道	慶山郡	判読不能	無記入
16/04/18	判読不能	渡来朝鮮人所在不明に関する件	慶尚南道	峽川郡	27歳	無記入
16/04/18	豊高外秘第766号	渡来朝鮮人所在不明に関する件	慶尚南道	梁山郡	28歳	無記入
16/04/18	判読不能	渡来朝鮮人所在不明に関する件	慶尚南道	蔚山郡	30歳	無記入
16/04/18	判読不能	渡来朝鮮人所在不明に関する件	慶尚南道	峽川郡	30歳	無記入
16/04/18	判読不能	渡来朝鮮人所在不明に関する件	慶尚南道	咸陽郡	32歳	無記入
16/04/18	豊高外秘第766号	渡来朝鮮人所在不明に関する件	慶尚北道	善山郡	36歳	無記入
16/04/18	豊高外秘第766号	渡来朝鮮人所在不明に関する件	慶尚南道	昌原郡	36歳	無記入
16/04/18	豊高外秘第766号	渡来朝鮮人所在不明に関する件	慶尚南道	居昌郡	37歳	無記入
16/04/18	豊高外秘第766号	渡来朝鮮人所在不明に関する件	慶尚南道	密陽郡	44歳	無記入
16/04/18	豊高外秘第766号	渡来朝鮮人所在不明に関する件	慶尚北道	善山郡	52歳	無記入
16/04/21	豊高外秘第789号	団体募集朝鮮人労働者の逃走手配の件	慶尚北道	慶山郡	22歳	樺太
16/04/21	豊高外秘第789号	団体募集朝鮮人労働者の逃走手配の件	慶尚北道	慶山郡	23歳	樺太
16/04/21	豊高外秘第778号	団体募集朝鮮人労働者の逃走手配の件	慶尚北道	達城郡	25歳	和歌山県
16/04/21	豊高外秘第789号	団体募集朝鮮人労働者の逃走手配の件	慶尚北道	慶山郡	26歳	樺太
16/04/21	豊高外秘第789号	団体募集朝鮮人労働者の逃走手配の件	慶尚北道	慶山郡	26歳	樺太
16/04/21	豊高外秘第789号	団体募集朝鮮人労働者の逃走手配の件	慶尚北道	慶山郡	29歳	樺太
16/04/23	判読不能	集団移住鮮人逃走に関する件	慶尚南道	蔚山郡	23歳(T8)	無記入
16/04/23	判読不能	集団移住鮮人逃走に関する件	慶尚南道	蔚山郡	23歳(T8)	無記入
16/04/23	判読不能	集団移住鮮人逃走に関する件	慶尚南道	蔚山郡	24歳(T7)	無記入
16/04/26	判読不能	団体募集朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚北道	蔚山郡	19歳	樺太
16/04/26	判読不能	団体募集朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚北道	達城郡	19歳	樺太
16/04/26	判読不能	団体募集朝鮮人逃走手配に関する件	慶尚北道	義城郡	20歳	樺太
16/04/26	判読不能	団体募集朝鮮人逃走手配に関する件	慶尚北道	慶山郡	21歳	樺太
16/04/26	判読不能	団体募集朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚北道	迎日郡	23歳	樺太
16/04/26	判読不能	団体募集朝鮮人逃走手配に関する件	慶尚北道	慶山郡	23歳	樺太
16/04/26	判読不能	団体募集朝鮮人逃走手配に関する件	慶尚北道	達城郡	23歳	樺太
16/04/26	判読不能	団体募集朝鮮人逃走手配に関する件	慶尚北道	軍威郡	37歳(M38)	樺太
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚南道	密陽郡	18歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚南道	密陽郡	19歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚南道	晋陽郡	20歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚南道	固城郡	20歳	樺太
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚北道	達城郡	20歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚北道	永川郡	20歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚北道	義城郡	20歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	忠清南道	清陽郡	20歳	神奈川県
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	忠清南道	礼山郡	20歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚北道	慶山郡	21歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚北道	清道郡	21歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚北道	善山郡	21歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	判読不能	判読不能	21歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚北道	高靈郡	21歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	全羅南道	南海郡	21歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚南道	南海郡	21歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚南道	河東郡	21歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚南道	南海郡	21歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	忠清南道	論山郡	21歳	樺太
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚北道	義城郡	21歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	忠清南道	牙山郡	22歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚南道	密陽郡	22歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚北道	永川郡	22歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	全羅北道	井邑郡	22歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚北道	慶山郡	22歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚北道	達城郡	22歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚北道	永川郡	22歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	忠清北道	槐山郡	23歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚北道	英陽郡	23歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚北道	英陽郡	23歳	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚北道	清道郡	23歳	北海道

国語解す	16年2月3日逃走。
無記入	16年3月2日逃走。
無記入	16年2月22日逃走。
無記入	16年3月16日逃走。
国語精通	16年2月14日逃走。
国語稍通ず	16年3月7日逃走。45円
無記入	16年3月14日逃走。
言語解す	16年3月14日午後11時より15日午前2時ごろに逃走。「協和会章有せず」とあり。
言語解せず	16年3月14日午後11時より15日午前2時ごろに逃走。「協和会章有せず」とあり。
無記入	16年3月10日午前9時ごろ逃走。負債90円
日本語不解	16年3月7日午前8時ごろ逃走。
無記入	16年3月10日午前9時ごろ逃走。
無記入	16年3月21日に渡来予定だったが、所在不明
無記入	16年3月24日に渡来予定だったが、所在不明
無記入	16年3月24日に渡来予定だったが、所在不明
無記入	渡来予定だったが、所在不明
無記入	16年4月15日逃走。
無記入	16年4月15日逃走。
無記入	16年4月15日朝無断外出のまま逃走。
無記入	16年4月15日逃走。
無記入	16年4月15日逃走。
無記入	16年4月15日逃走。
無記入	
無記入	
無記入	
無記入	16年4月17日午前7時20分の列車に乗り逃走。
無記入	16年4月17日午前7時20分の列車に乗り逃走。
内地語を解す	16年4月23日無断外出し、逃走。負債50円
内地語少しく解す	16年4月23日無断外出し、逃走。
無記入	16年4月17日午前7時20分の列車に乗り逃走。
無記入	16年4月23日無断外出し、逃走。負債30円
無記入	16年4月23日無断外出し、逃走。負債50円
無記入	16年4月23日無断外出し、逃走。
無記入	16年3月25日逃走。
無記入	16年3月24日逃走。
無記入	16年3月23日逃走。
無記入	16年3月22日逃走。
無記入	16年3月21日逃走。
無記入	16年3月2日逃走。
無記入	16年3月22日逃走。
無記入	16年3月16日逃走。
無記入	16年3月16日逃走。
無記入	16年3月20日逃走。
無記入	16年3月18日逃走。
無記入	16年3月13日逃走。
無記入	16年3月26日逃走。
無記入	16年3月22日逃走。
無記入	16年3月17日逃走。
無記入	16年3月21日逃走。
無記入	16年3月16日逃走。
無記入	16年3月21日逃走。
無記入	16年3月27日逃走。
無記入	16年3月22日逃走。
無記入	16年3月15日逃走。
無記入	16年3月27日逃走。
無記入	16年3月22日逃走。
無記入	16年3月27日逃走。
無記入	16年3月17日逃走。
無記入	16年3月14日逃走。
無記入	16年3月15日逃走。
無記入	16年3月13日逃走。
無記入	16年3月16日逃走。
無記入	16年3月23日逃走。
無記入	16年3月16日逃走。

無記入	16年3月18日逃走。
無記入	16年3月17日逃走。
無記入	16年3月13日逃走。
無記入	16年3月13日逃走。
無記入	16年3月16日逃走。
無記入	16年3月17日逃走。
無記入	16年3月24日逃走。
無記入	16年3月27日逃走。
無記入	16年3月24日逃走。
無記入	16年3月24日逃走。
無記入	16年3月16日逃走。
無記入	16年3月23日逃走。
無記入	16年3月18日逃走。
無記入	16年3月21日逃走。
無記入	16年3月15日逃走。
無記入	16年3月17日逃走。
無記入	16年3月23日逃走。
無記入	16年3月16日逃走。
無記入	16年3月22日逃走。
無記入	16年3月16日逃走。
無記入	16年3月23日逃走。
無記入	16年3月23日逃走。
無記入	16年3月15日逃走。
無記入	16年3月24日逃走。
無記入	16年3月16日逃走。
無記入	16年3月16日逃走。
無記入	16年3月21日逃走。
無記入	16年3月7日逃走。
無記入	16年3月22日逃走。
無記入	16年3月23日逃走。
無記入	16年3月20日逃走。
無記入	16年3月14日逃走。
無記入	16年3月24日逃走。
無記入	16年3月16日逃走。
無記入	16年3月17日逃走。
無記入	16年3月21日逃走。
国語稍解す	16年3月31日午後2時頃逃走。
無記入	16年3月24日逃走。
無記入	16年3月23日逃走。
無記入	16年3月14日逃走。
無記入	16年3月13日逃走。
無記入	16年3月17日逃走。
無記入	16年3月13日逃走。
無記入	16年3月17日逃走。
無記入	16年3月31日午後2時頃逃走。
無記入	16年3月15日逃走。
無記入	16年3月13日逃走。
無記入	16年3月13日逃走。
無記入	16年3月13日逃走。
無記入	16年3月23日逃走。
無記入	16年3月15日逃走。
無記入	16年3月16日逃走。
無記入	16年3月14日逃走。
無記入	16年3月2日逃走。
無記入	16年3月17日逃走。
無記入	16年3月13日逃走。
無記入	16年3月13日逃走。
無記入	16年3月23日逃走。
無記入	16年3月22日逃走。
無記入	16年3月20日逃走。
無記入	16年3月17日逃走。
無記入	16年3月15日逃走。
無記入	16年3月17日逃走。
無記入	16年3月22日逃走。
無記入	16年3月19日逃走。
無記入	16年3月22日逃走。
無記入	
無記入	16年3月18日逃走。
無記入	16年3月20日逃走。
無記入	16年3月20日逃走。
無記入	16年3月19日逃走。
無記入	16年3月18日逃走。
無記入	16年3月19日逃走。

16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚北道	義城郡	無記入	北海道
16/04/30	高外秘第2482号	募集朝鮮人労働者の逃走に関する件	慶尚北道	安東郡	無記入	北海道
16/05/01	判読不能	防諜上要注意者の所在不明手配の件	慶尚南道	釜山府	33歳(M42)	無記入
16/05/01	判読不能	防諜上要注意者の所在不明手配の件	無記入	無記入	無記入	北海道
16/05/02	判読不能	来島朝鮮人所在不明手配の件	全羅南道	務安郡	30歳	樺太(行き先)
16/05/02	判読不能	来島朝鮮人所在不明手配の件	全羅南道	求礼郡	42歳	樺太(行き先)
16/05/02	判読不能	来島朝鮮人所在不明手配の件	全羅南道	凜陽郡	44歳	樺太(行き先)
16/05/02	判読不能	来島朝鮮人所在不明手配の件	慶尚南道	釜山府	49歳	樺太(行き先)
16/05/03	判読不能	団体朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚北道	迎日郡	21歳	樺太
16/05/03	判読不能	団体朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚北道	迎日郡	25歳	樺太
16/05/03	判読不能	団体朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚北道	迎日郡	26歳	樺太
16/05/03	判読不能	団体朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚北道	迎日郡	41歳(M34)	樺太
16/05/05	判読不能	渡航朝鮮人所在不明手配の件	慶尚北道	義城郡	25歳	樺太
16/05/05	判読不能	渡航朝鮮人所在不明手配の件	忠清南道	唐津郡	28歳	樺太
16/05/05	判読不能	渡航朝鮮人所在不明手配の件	忠清南道	公洲郡	37歳	樺太
16/05/05	判読不能	渡航朝鮮人所在不明手配の件	慶尚北道	尚洲郡	42歳	樺太
16/05/05	判読不能	渡来朝鮮人所在不明に関する件	忠清南道	公洲郡	無記入	茨城県(行き先)
16/05/05	判読不能	渡来朝鮮人所在不明に関する件	忠清南道	唐津郡	無記入	大阪(前住所)
16/05/05	判読不能	渡航朝鮮人所在不明手配の件	全羅南道	長城郡	無記入	樺太
16/05/07	判読不能	労働動員計画に基づく移住朝鮮人労働者の逃走手配に関する件	慶尚南道	梁山郡	18歳	静岡県
16/05/07	判読不能	労働動員計画に基づく移住朝鮮人労働者の逃走手配に関する件	慶尚南道	密陽郡	22歳	静岡県
16/05/07	豊高外秘第898号	集団移住朝鮮人労働者逃走に関する件	慶尚南道	南海郡	22歳(T9)	山梨県
16/05/07	判読不能	労働動員計画に基づく移住朝鮮人労働者の逃走手配に関する件	慶尚南道	普州府	23歳(T8)	静岡県
16/05/07	判読不能	労働動員計画に基づく移住朝鮮人労働者の逃走手配に関する件	慶尚南道	晋陽郡	24歳(T7)	静岡県
16/05/07	判読不能	労働動員計画に基づく移住朝鮮人労働者の逃走手配に関する件	慶尚南道	晋陽郡	24歳(T7)	静岡県
16/05/07	判読不能	労働動員計画に基づく移住朝鮮人労働者の逃走手配に関する件	慶尚南道	昌寧郡	24歳(T7)	静岡県
16/05/07	判読不能	労働動員計画に基づく移住朝鮮人労働者の逃走手配に関する件	全羅南道	谷城郡	24歳(T7)	静岡県
16/05/07	豊高外秘第898号	集団移住朝鮮人労働者逃走に関する件	忠清南道	論山郡	24歳(T7)	山梨県
16/05/07	判読不能	労働動員計画に基づく移住朝鮮人労働者の逃走手配に関する件	慶尚南道	梁山郡	25歳	静岡県
16/05/07	豊高外秘第898号	集団移住朝鮮人労働者逃走に関する件	慶尚南道	昌寧郡	26歳(T5)	山梨県
16/05/07	豊高外秘第898号	集団移住朝鮮人労働者逃走に関する件	慶尚南道	居昌郡	26歳(T5)	山梨県
16/05/07	豊高外秘第898号	集団移住朝鮮人労働者逃走に関する件	慶尚南道	昌原郡	26歳(T5)	山梨県
16/05/07	判読不能	労働動員計画に基づく移住朝鮮人労働者の逃走手配に関する件	判読不能	判読不能	27歳	静岡県
16/05/07	判読不能	労働動員計画に基づく移住朝鮮人労働者の逃走手配に関する件	慶尚南道	東萊郡	27歳	静岡県
16/05/07	判読不能	労働動員計画に基づく移住朝鮮人労働者の逃走手配に関する件	慶尚南道	東萊郡	28歳	静岡県
16/05/07	判読不能	労働動員計画に基づく移住朝鮮人労働者の逃走手配に関する件	全羅南道	谷城郡	28歳(T3)	静岡県
16/05/07	豊高外秘第898号	集団移住朝鮮人労働者逃走に関する件	慶尚南道	昌寧郡	28歳(T3)	山梨県
16/05/07	判読不能	労働動員計画に基づく移住朝鮮人労働者の逃走手配に関する件	慶尚南道	密陽郡	29歳	静岡県
16/05/07	豊高外秘第898号	集団移住朝鮮人労働者逃走に関する件	忠清南道	論山郡	29歳(T2)	山梨県
16/05/07	豊高外秘第898号	集団移住朝鮮人労働者逃走に関する件	慶尚南道	昌原郡	29歳(T2)	山梨県
16/05/07	判読不能	労働動員計画に基づく移住朝鮮人労働者の逃走手配に関する件	慶尚南道	梁山郡	31歳	静岡県
16/05/07	豊高外秘第898号	集団移住朝鮮人労働者逃走に関する件	慶尚南道	峽川郡	31歳(M44)	山梨県
16/05/07	判読不能	労働動員計画に基づく移住朝鮮人労働者の逃走手配に関する件	慶尚南道	東萊郡	32歳	静岡県
16/05/07	豊高外秘第898号	集団移住朝鮮人労働者逃走に関する件	忠清南道	論山郡	34歳(M41)	山梨県
16/05/07	判読不能	労働動員計画に基づく移住朝鮮人労働者の逃走手配に関する件	全羅南道	谷城郡	35歳(M40)	静岡県
16/05/07	豊高外秘第898号	集団移住朝鮮人労働者逃走に関する件	忠清南道	論山郡	37歳(M38)	山梨県
16/05/07	豊高外秘第898号	集団移住朝鮮人労働者逃走に関する件	忠清南道	論山郡	39歳(M36)	山梨県
16/05/07	豊高外秘第898号	集団移住朝鮮人労働者逃走に関する件	忠清南道	論山郡	40歳(M35)	山梨県
16/05/07	豊高外秘第898号	集団移住朝鮮人労働者逃走に関する件	慶尚南道	固城郡	42歳(M33)	山梨県
16/05/07	判読不能	労働動員計画に基づく移住朝鮮人労働者の逃走手配に関する件	慶尚南道	東萊郡	44歳	静岡県

無記入	16年3月21日逃走。
無記入	16年3月21日逃走。
無記入	16年2月14日に釈放、その後所在不明。
無記入	16年2月14日に釈放、その後所在不明。
無記入	
無記入	
無記入	
無記入	
邦語了解	16年4月13日午後1時より3時までの間に無断外出し、逃走。
無記入	4月9日渡航予定だったが、行き先におらず所在不明。
無記入	
無記入	
無記入	4月9日渡航予定だったが、行き先におらず所在不明。
無記入	16年3月21日逃走。 発見の節は本籍地に送還とあり。
無記入	16年4月8日逃走。 発見の節は本籍地に送還とあり。
無記入	16年3月2日逃走。
無記入	16年3月29日逃走。 発見の節は本籍地に送還とあり。
無記入	16年4月3日逃走。 発見の節は本籍地に送還とあり。
無記入	16年4月3日逃走。 発見の節は本籍地に送還とあり。
無記入	16年4月1日逃走。 発見の節は本籍地に送還とあり。
無記入	16年3月21日逃走。 発見の節は本籍地に送還とあり。
無記入	16年3月24日逃走。
無記入	16年4月1日逃走。 発見の節は本籍地に送還とあり。
無記入	16年3月16日逃走。
無記入	16年2月16日逃走。
無記入	16年3月15日逃走。
無記入	16年4月1日逃走。 発見の節は本籍地に送還とあり。
無記入	16年3月20日逃走。 発見の節は本籍地に送還とあり。
無記入	16年3月20日逃走。 発見の節は本籍地に送還とあり。
無記入	16年3月21日逃走。 発見の節は本籍地に送還とあり。
無記入	16年3月17日逃走。
無記入	16年4月8日逃走。 発見の節は本籍地に送還とあり。
無記入	16年3月24日逃走。
無記入	16年3月15日逃走。
無記入	16年3月21日逃走。 発見の節は本籍地に送還とあり。
無記入	16年3月24日逃走。
無記入	16年3月20日逃走。 発見の節は本籍地に送還とあり。
無記入	16年3月24日逃走。
無記入	16年3月21日逃走。 発見の節は本籍地に送還とあり。
無記入	16年3月24日逃走。
無記入	16年3月24日逃走。
無記入	16年3月24日逃走。
無記入	16年3月21日逃走。
無記入	16年3月20日逃走。 発見の節は本籍地に送還とあり。

16/05/07	判読不能	労働員計画に基づく移住朝鮮人労働者の逃走手配に関する件	慶尚南道	梁山郡	無記入	静岡県
16/05/07	豊高外秘第898号	集団移住朝鮮人労働者逃走に関する件	忠清南道	論山郡	無記入	山梨県
16/05/07	豊高外秘第898号	集団移住朝鮮人労働者逃走に関する件	慶尚南道	晋陽郡	無記入	山梨県
16/05/09	豊高外秘第920号	来島朝鮮人所在不明手配の件	慶尚北道	達城郡	22歳	樺太
16/05/09	豊高外秘第920号	来島朝鮮人所在不明手配の件	慶尚北道	達城郡	43歳	樺太
16/05/09	豊高外秘第918号	集団移住朝鮮人逃走手配解除に関する件				
16/05/09	豊高外秘第918号	集団移住朝鮮人逃走手配解除に関する件				
16/05/10	豊高外秘第927号	集団移住朝鮮人労働者逃走手配の権	慶尚南道	固城郡	23歳	和歌山県
16/05/10	豊高外秘第924号	集団移住朝鮮人労働者逃走に関する件	慶尚北道	達城郡	23歳(T8)	京都
16/05/10	豊高外秘第924号	集団移住朝鮮人労働者逃走に関する件	慶尚北道	達城郡	24歳(T7)	京都
16/05/10	豊高外秘第926号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	慶洲郡	25歳	石川県
16/05/10	豊高外秘第924号	集団移住朝鮮人労働者逃走に関する件	慶尚北道	達城郡	25歳(T6)	京都
16/05/10	豊高外秘第925号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	慶洲郡	26歳(T5)	石川県
16/05/10	豊高外秘第926号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	慶洲郡	27歳	石川県
16/05/10	豊高外秘第927号	集団移住朝鮮人労働者逃走手配の権	慶尚南道	固城郡	29歳	和歌山県
16/05/10	豊高外秘第924号	集団移住朝鮮人労働者逃走に関する件	慶尚北道	達城郡	30歳(T1)	京都
16/05/10	豊高外秘第927号	集団移住朝鮮人労働者逃走手配の権	慶尚南道	固城郡	31歳	和歌山県
16/05/10	豊高外秘第924号	集団移住朝鮮人労働者逃走に関する件	慶尚北道	達城郡	32歳(M43)	京都
16/05/10	豊高外秘第927号	集団移住朝鮮人労働者逃走手配の権	慶尚南道	固城郡	35歳	和歌山県
16/05/10	豊高外秘第923号	脱船朝鮮人の手配に関する件	江原道	平昌郡	判読不能	
16/05/15	豊高外秘第1003号	容疑朝鮮人の所在不明に関する件	江原道	江湊郡	18歳	平安南道
16/05/15	豊高外秘第1005号	朝鮮人逃走手配に関する件	全羅北道	益山郡	23歳(T8)	青森県
16/05/15	豊高外秘第1005号	朝鮮人逃走手配に関する件	全羅南道	長興郡	25歳	釜山
16/05/15	豊高外秘第1005号	朝鮮人逃走手配に関する件	全羅南道	長興郡	25歳	釜山
16/05/17	豊高外秘第1057号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	軍威郡	21歳	樺太
16/05/17	豊高外秘第1022号	団体募集朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	固城郡	21歳(T10)	樺太
16/05/17	豊高外秘第1057号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	軍威郡	23歳(T8)	樺太
16/05/17	豊高外秘第1057号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	軍威郡	24歳	樺太
16/05/17	豊高外秘第1021号	渡航朝鮮人所在不明手配の件	慶尚南道	晋陽郡	26歳	樺太
16/05/17	豊高外秘第1057号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	軍威郡	26歳	樺太
16/05/17	豊高外秘第1021号	渡航朝鮮人所在不明手配の件	慶尚南道	咸陽郡	31歳	樺太
16/05/17	豊高外秘第1057号	移住朝鮮人労働者逃走手配に関する件	慶尚北道	軍威郡	31歳	樺太
16/05/17	豊高外秘第1021号	渡航朝鮮人所在不明手配の件	慶尚南道	居昌郡	32歳	樺太
16/05/17	豊高外秘第1021号	渡航朝鮮人所在不明手配の件	慶尚北道	安東郡	32歳	樺太
16/05/17	豊高外秘第1021号	渡航朝鮮人所在不明手配の件	慶尚南道	昌原郡	34歳	樺太
16/05/17	豊高外秘第1022号	団体募集朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚南道	迎日郡	34歳	樺太
16/05/17	豊高外秘第1021号	渡航朝鮮人所在不明手配の件	全羅南道	木浦府	45歳	樺太
16/05/19	豊高外秘第1024号	団体募集朝鮮人労働者逃走に関する件	慶尚北道	達城郡	22歳	樺太(行き先)
16/05/19	豊高外秘第1024号	団体募集朝鮮人労働者逃走に関する件	慶尚北道	達城郡	28歳	樺太
16/05/19	豊高外秘第1024号	団体募集朝鮮人労働者逃走に関する件	慶尚北道	達城郡	31歳	樺太
16/05/21	豊高秘第1056号	移住朝鮮人王武者逃走手配に関する件	慶尚南道	河東郡	21歳	樺太
16/05/21	豊高秘第1056号	移住朝鮮人王武者逃走手配に関する件	慶尚南道	河東郡	32歳	樺太
16/05/21	豊高秘第1054号	団体募集労働者逃走に関する件(手配解除)				
16/05/22	豊高外秘第1059号	朝鮮人募集労働者逃走手配に関する件	全羅北道	完州郡	24歳(T7)	樺太
16/05/22	豊高外秘第1062号	朝鮮人募集労働者逃走手配に関する件	全羅北道	完州郡	25歳(T6)	樺太
16/05/22	豊高外秘第1059号	朝鮮人募集労働者逃走手配に関する件	全羅北道	完州郡	38歳(M37)	樺太
16/05/23	判読不能	団体募集朝鮮人労働者逃走に関する件	慶尚北道	達城郡	25歳	樺太
16/05/23	判読不能	団体募集朝鮮人労働者逃走に関する件	慶尚北道	達城郡	28歳	北海道
16/05/24	判読不能	朝鮮人職工逃走手配に関する件	咸鏡北道	安部郡	20歳(T11)	樺太
16/05/26	判読不能	移住朝先人逃走労働者手配の件	慶尚南道	蔚山郡	19歳(T12)	樺太
16/05/26	判読不能	朝鮮人募集労働者逃走手配に関する件	慶尚南道	東萊郡	22歳	樺太
16/05/26	判読不能	来島朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚北道	義城郡	22歳	新潟県
16/05/26	判読不能	来島朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	宣寧郡	22歳	樺太(行き先)
16/05/26	判読不能	団体移住朝鮮人労働者逃走の件	全羅南道	皇城郡	23歳	樺太
16/05/26	判読不能	朝鮮人募集労働者逃走手配に関する件	江原道	春川郡	24歳	樺太
16/05/26	判読不能	移住朝先人逃走労働者手配の件	慶尚南道	釜山府	26歳(T5)	樺太
16/05/26	判読不能	団体移住朝鮮人労働者逃走の件	全羅北道	井邑郡	27歳	樺太
16/05/26	豊高外秘第1077号	団体移住朝鮮人労働者逃走手配の件	忠清南道	扶余郡	31歳(M44)	樺太
16/05/26	判読不能	朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚北道	慶山郡	34歳(M41)	樺太
16/05/26	判読不能	来島朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	河東郡	35歳	樺太(行き先)
16/05/26	判読不能	来島朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	峽川郡	40歳	樺太(行き先)
16/05/26	判読不能	来島朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	蔚山郡	42歳	樺太(行き先)
16/05/26	判読不能	来島朝鮮人所在不明手配に関する件	慶尚南道	峽川郡	43歳	樺太(行き先)
16/05/26	判読不能	来島朝鮮人所在不明手配に関する件	江原道	蔚珍郡	45歳	樺太(行き先)
16/05/28	豊高秘第1090号	団体募集半島労働者逃走手配の件	慶尚南道	金海郡	21歳(T10)	樺太

無記入	16年3月21日逃走。発見の節は本籍地に送還とあり。
無記入	16年3月25日逃走。
無記入	16年3月15日逃走。
無記入	
無記入	
	5月1日、**(北海道)で発見。真面目に就労する旨誓約させ、仕事に復帰させた。
	5月5日、**(三重県)で発見。真面目に就労する旨誓約させ、仕事に復帰させた。
無記入	16年4月17日逃走。
無記入	16年3月4日逃走。
無記入	16年3月4日逃走。
無記入	16年4月16日午前8時頃逃走。
無記入	16年3月4日逃走。
無記入	16年4月15日逃走。第三次移住朝鮮人労働者とあり。
無記入	16年4月16日午前8時頃逃走。
無記入	16年4月17日逃走。
無記入	16年3月4日逃走。
無記入	16年4月17日逃走。
無記入	16年3月4日逃走。
無記入	16年4月17日逃走。
無記入	16年3月4日逃走。
無記入	16年4月17日逃走。
内地語に精通し	民族意識熾烈にして、一時帰鮮等の取締りに不平不満を唱えている。15年10月18日家出をした。
言語稍解す	16年3月15日午前1時頃逃走。協和会章所持せず、現金20円くらい
内地語を解せず	16年3月14日逃走。所持金2円くらい。
内地語を解す	16年3月14日逃走。所持金40円くらい。
国語不解	16年5月15日午前8時頃逃走。
無記入	16年5月15日午前1時頃逃走。
国語不解	16年5月15日午前8時頃逃走。
国語不解	16年5月15日午前8時頃逃走。
無記入	
国語不解	16年5月15日午前8時頃逃走。
無記入	
国語不解	16年5月15日午前8時頃逃走。
無記入	
無記入	
無記入	
無記入	
無記入	16年5月15日午前1時頃逃走。
無記入	
邦語巧み	16年5月14日午後2時頃逃走。
邦語不解	16年5月14日午後2時頃逃走。
邦語解す	16年5月14日午後2時頃逃走。
無記入	16年5月15日午前8時頃逃走。
無記入	16年5月15日午前8時頃逃走。
	真面目に就労する旨誓約せしめ**組に引導せり。
国語不解	16年5月16日午前10時頃逃走。
無記入	16年5月16日午前10時頃逃走。
日本語不解	16年5月16日午前10時頃逃走。
日本語を解す	16年5月19日午後1時30分頃逃走。前借金90円
少々日本語を解す	16年5月19日午後1時30分頃逃走。
無記入	16年5月19日午前0時より4時までの間に逃走。
無記入	
国語解す	外電工。立回り先:豊原方面及び内地に渡り勉強せると思料す。
国語を解す	現金100円
無記入	
国語解せず	16年4月26日逃走。
内地語不解	114円18銭の下り金有。
無記入	
内地語を解す	16年5月17日午前10時頃収容飯場より逃走。

16/05/28	豊高秘第1090号	団体募集半島労務者逃走手配の件	慶尚南道	金海郡	22歳(T9)	樺太
16/05/29	豊高外秘第1122号	朝鮮人職工逃走手配解除に関する件				
16/06/01	豊高外秘第1132号	朝鮮人労務者逃走手配の件	慶尚北道	達城郡	21歳	樺太
16/06/01	豊高外秘第1135号	朝鮮人労務者逃走手配の件	慶尚北道	軍威郡	21歳(T10)	樺太
16/06/01	豊高外秘第1135号	朝鮮人労務者逃走手配の件	慶尚北道	軍威郡	22歳(T9)	樺太
16/06/01	豊高外秘第1132号	朝鮮人労務者逃走手配の件	慶尚北道	達城郡	23歳	樺太
16/06/01	豊高外秘第1133号	団体募集朝鮮人逃走手配に関する件	忠清南道	論山郡	23歳	樺太
16/06/01	豊高外秘第1133号	団体募集朝鮮人逃走手配に関する件	忠清南道	論山郡	23歳	樺太
16/06/01	豊高外秘第1135号	朝鮮人労務者逃走手配の件	慶尚北道	軍威郡	24歳(T7)	樺太
16/06/01	豊高外秘第1132号	朝鮮人労務者逃走手配の件	慶尚北道	達城郡	26歳	樺太
16/06/01	豊高外秘第1135号	朝鮮人労務者逃走手配の件	慶尚北道	軍威郡	26歳(T5)	樺太
16/06/01	豊高外秘第1136号	朝鮮人募集労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	永川郡	28歳(T3)	樺太
16/06/01	豊高外秘第1132号	朝鮮人労務者逃走手配の件	慶尚北道	達城郡	30歳	樺太
16/06/01	豊高外秘第1136号	朝鮮人募集労務者逃走手配に関する件	慶尚南道	昌寧郡	30歳(T1)	樺太
16/06/01	豊高外秘第1136号	朝鮮人募集労務者逃走手配に関する件	慶尚南道	蔚山郡	32歳(M43)	樺太
16/06/01	豊高外秘第1136号	朝鮮人募集労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	達城郡	32歳(M43)	樺太
16/06/01	豊高外秘第1136号	朝鮮人募集労務者逃走手配に関する件	慶尚南道	昌原郡	32歳(M43)	樺太
16/06/01	豊高外秘第1135号	朝鮮人労務者逃走手配の件	慶尚北道	軍威郡	61歳(M14)	樺太
16/06/09	豊高鮮秘第09号	来島鮮人所在不明に関する件	慶尚南道	光陽郡	19歳	無記入
16/06/09	豊高鮮秘第14号	団体移住朝鮮人労務者逃走手配の件	慶尚北道	達城郡	21歳	樺太
16/06/09	豊高鮮秘第14号	団体移住朝鮮人労務者逃走手配の件	慶尚北道	達城郡	21歳	樺太
16/06/09	豊高鮮秘第10号	来島鮮人所在不明に関する件	全羅南道	和順郡	22歳	無記入
16/06/09	豊高鮮秘第09号	来島鮮人所在不明に関する件	慶尚南道	南海郡	23歳	無記入
16/06/09	豊高鮮秘第10号	来島鮮人所在不明に関する件	全羅南道	和順郡	25歳	無記入
16/06/09	豊高鮮秘第14号	団体移住朝鮮人労務者逃走手配の件	慶尚北道	達城郡	27歳	樺太
16/06/09	豊高鮮秘第11号	来島鮮人所在不明に関する件	慶尚南道	梁山郡	34歳	無記入
16/06/09	豊高鮮秘第10号	来島鮮人所在不明に関する件	全羅南道	和順郡	36歳	無記入
16/06/09	豊高鮮秘第09号	来島鮮人所在不明に関する件	慶尚南道	南海郡	42歳	無記入
16/06/12	豊高鮮秘第22号	朝鮮人逃走手配に関する件	慶尚南道	密陽郡	19歳	樺太
16/06/13	豊高鮮秘第57号	朝鮮人労務者逃走手配の件	慶尚北道	全長郡	27歳(T4)	樺太(行き先)
16/06/18	豊高鮮秘第68号	来島朝鮮人所在不明手配の件	慶尚南道	迎日郡	30歳	樺太
16/06/18	豊高鮮秘第68号	来島朝鮮人所在不明手配の件	慶尚南道	迎日郡	30歳	樺太(行き先)
16/06/18	豊高鮮秘第68号	来島朝鮮人所在不明手配の件	慶尚南道	迎日郡	無記入	樺太
16/06/18	豊高鮮秘第68号	来島朝鮮人所在不明手配の件	慶尚南道	迎日郡	無記入	樺太(行き先)
16/06/20	豊高鮮秘第82号	団体移住鮮人労務者逃走手配の件	慶尚南道	達城郡	20歳(T11)	樺太
16/06/20	豊高鮮秘第82号	団体移住鮮人労務者逃走手配の件	慶尚南道	達城郡	24歳	樺太
16/06/20	豊高鮮秘第82号	団体移住鮮人労務者逃走手配の件	慶尚南道	達城郡	25歳(T6)	樺太
16/06/20	豊高鮮秘第82号	団体移住鮮人労務者逃走手配の件	慶尚南道	達城郡	27歳(T4)	樺太
16/06/20	豊高鮮秘第82号	団体移住鮮人労務者逃走手配の件	慶尚南道	判読不能	28歳(T3)	樺太
16/06/20	豊高鮮秘第82号	団体移住鮮人労務者逃走手配の件	慶尚南道	達城郡	29歳	樺太
16/06/24	豊高鮮秘第98号	集団移住鮮人逃走手配に関する件	慶尚南道	蔚山郡	17歳	樺太
16/06/24	豊高鮮秘第91号	一時帰鮮証明書被発給募集朝鮮人労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	星州郡	23歳(T8)	北海道
16/06/24	豊高鮮秘第91号	一時帰鮮証明書被発給募集朝鮮人労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	星州郡	23歳(T8)	北海道
16/06/24	豊高鮮秘第91号	一時帰鮮証明書被発給募集朝鮮人労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	星州郡	23歳(T8)	北海道
16/06/24	豊高鮮秘第91号	一時帰鮮証明書被発給募集朝鮮人労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	星州郡	24歳(T7)	北海道
16/06/24	豊高鮮秘第91号	一時帰鮮証明書被発給募集朝鮮人労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	達城郡	24歳(T7)	北海道
16/06/24	豊高鮮秘第91号	一時帰鮮証明書被発給募集朝鮮人労務者逃走手配に関する件	忠清南道	扶余郡	26歳(T5)	北海道
16/06/24	豊高鮮秘第99号	団体募集鮮人労務者逃走に関する件	慶尚南道	蔚山郡	27歳(T4)	樺太
16/06/24	豊高鮮秘第91号	一時帰鮮証明書被発給募集朝鮮人労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	星州郡	27歳(T4)	北海道
16/06/26	豊高鮮秘第104号	来島朝鮮人所在不明手配の件	慶尚南道	峽川郡	20歳	樺太
16/06/26	豊高鮮秘第103号	来島朝鮮人所在不明手配の件	慶尚南道	普州郡	21歳	樺太(行き先)
16/06/26	豊高鮮秘第104号	来島朝鮮人所在不明手配の件	慶尚北道	高靈郡	21歳	樺太(行き先)
16/06/26	豊高鮮秘第103号	来島朝鮮人所在不明手配の件	慶尚北道	安東郡	23歳	樺太(行き先)
16/06/26	豊高鮮秘第103号	来島朝鮮人所在不明手配の件	慶尚北道	義城郡	24歳	樺太(行き先)
16/06/26	豊高鮮秘第102号	来島朝鮮人所在不明手配の件	忠清南道	天安郡	25歳	大阪
16/06/26	豊高鮮秘第103号	来島朝鮮人所在不明手配の件	全羅北道	高敞郡	25歳	樺太(行き先)

内地語不詳	16年5月17日午前10時頃収容飯場より逃走。
	16年4月25日、同会社で働いていた。
国語を解す	16年5月15日風呂に行くと呼称し、逃走。
無記入	
無記入	
無記入	16年5月15日風呂に行くと呼称し、逃走。
国語不解	負債60円有。
国語解す	負債75円有。
無記入	
国語少し解す	16年5月15日風呂に行くと呼称し、逃走。
無記入	
国語は稍通ず	16年5月16日午前10時頃逃走。
無記入	16年5月15日風呂に行くと呼称し、逃走。
無記入	16年5月16日午前10時頃逃走。
無記入	
無記入	16年4月10日来島予定。
国語不通	15年6月4日午前2時頃逃走。
国語不通	15年6月4日午前2時頃逃走。
無記入	16年3月21日来島予定。
無記入	16年4月10日来島予定。
無記入	16年3月21日来島予定。
国語不通	15年6月4日午前2時頃逃走。
無記入	
無記入	16年3月21日来島予定。
無記入	16年4月10日来島予定。
日本語解す	16年6月9日**方面に行くと呼称し、逃走。貸付金94円76銭
無記入	16年4月29日友人歓迎と呼称し下山したまま逃走。
無記入	
日本語解せず	
無記入	
日本語解す	
日本語解す	
日本語は朝鮮語より上手なり	
無記入	16年6月12日未明逃走。
無記入	16年1月10日逃走。母危篤の為。証明書返還せず。
無記入	16年2月24日逃走。実父危篤の為。証明書返送。
無記入	16年2月22日逃走。妻危篤の為。証明書返送。
無記入	16年6月18日午前10時頃兄と面会すると称し、逃走。前借金50円
無記入	16年2月25日逃走。妻危篤の為。証明書返還せず。
無記入	
無記入	種痘未済とあり。
無記入	

16/06/26	豊高鮮秘第104号	来島朝鮮人所在不明手配の件	慶尚北道	高靈郡	26歳	樺太(行き先)
16/06/26	豊高鮮秘第102号	来島朝鮮人所在不明手配の件	忠清南道	天安郡	27歳	大阪
16/06/26	豊高鮮秘第104号	来島朝鮮人所在不明手配の件	慶尚北道	高靈郡	27歳	樺太(行き先)
16/06/26	豊高鮮秘第102号	来島朝鮮人所在不明手配の件	京畿道	安城郡	28歳	大阪
16/06/26	豊高鮮秘第102号	来島朝鮮人所在不明手配の件	全羅北道	高敞郡	28歳	樺太(行き先)
16/06/26	豊高鮮秘第102号	来島朝鮮人所在不明手配の件	全羅北道	高敞郡	30歳	樺太(行き先)
16/06/26	豊高鮮秘第103号	来島朝鮮人所在不明手配の件	慶尚南道	峽川郡	30歳	樺太(行き先)
16/06/26	豊高鮮秘第103号	来島朝鮮人所在不明手配の件	慶尚南道	峽川郡	30歳	樺太(行き先)
16/06/26	豊高鮮秘第104号	来島朝鮮人所在不明手配の件	全羅南道	皇城郡	31歳	樺太(行き先)
16/06/26	豊高鮮秘第104号	来島朝鮮人所在不明手配の件	慶尚北道	高靈郡	37歳	樺太(行き先)
16/06/26	豊高鮮秘第102号	来島朝鮮人所在不明手配の件	全羅南道	麗水郡	45歳	愛知県
16/06/26	豊高鮮秘第102号	来島朝鮮人所在不明手配の件	忠清南道	扶余郡	47歳	愛知県
16/06/30	豊高鮮秘第12号	朝鮮人調査に関する件				
16/07/02	豊高鮮秘第114号	来島朝鮮人所在不明手配の件	全羅南道	済州島	39歳	北海道
16/07/02	豊高鮮秘第114号	来島朝鮮人所在不明手配の件	全羅南道	済州島	59歳	樺太(行き先)
16/07/08	豊高鮮秘第123号	半島募集労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	慶山郡	23歳(T8)	樺太
16/07/08	豊高鮮秘第123号	半島募集労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	慶山郡	27歳(T4)	樺太
16/07/09	豊高鮮秘第126号	半島募集労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	慶山郡	31歳(M44)	樺太
16/07/12	豊高鮮秘第786号	団体募集朝鮮人労務者逃走に関する件	慶尚南道	峽川郡	25歳	樺太
16/07/12	豊高鮮秘第786号	団体募集朝鮮人労務者逃走に関する件	慶尚南道	峽川郡	25歳	樺太
16/07/12	豊高鮮秘第786号	団体募集朝鮮人労務者逃走に関する件	慶尚南道	晋陽郡	26歳	樺太
16/07/14	豊高鮮秘第193号	団体半島労務者逃走手配の件	慶尚南道	泗川郡	19歳(T12)	福井県
16/07/14	豊高鮮秘第193号	団体半島労務者逃走手配の件	慶尚南道	泗川郡	24歳(T7)	樺太
16/07/14	豊高鮮秘第193号	団体半島労務者逃走手配の件	慶尚南道	泗川郡	27歳(T4)	樺太
16/07/17	豊高鮮秘第195号	半島募集労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	慶山郡	21歳(T10)	樺太
16/07/17	豊高鮮秘第195号	半島募集労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	慶山郡	25歳(T6)	樺太
16/07/17	豊高鮮秘第195号	半島募集労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	慶山郡	26歳(T5)	樺太
16/07/17	豊高鮮秘第196号	半島募集労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	軍威郡	37歳(M38)	樺太
16/07/21	豊高鮮秘第199号	団体移入朝鮮人労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	達城郡	21歳	樺太
16/07/21	豊高鮮秘第199号	団体移入朝鮮人労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	達城郡	21歳	樺太
16/07/21	豊高鮮秘第199号	団体移入朝鮮人労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	達城郡	22歳	樺太
16/07/21	豊高鮮秘第199号	団体移入朝鮮人労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	達城郡	23歳	樺太
16/07/21	豊高鮮秘第199号	団体移入朝鮮人労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	軍威郡	24歳	樺太
16/07/21	豊高鮮秘第199号	団体移入朝鮮人労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	達城郡	26歳	樺太
16/07/21	豊高鮮秘第200号	朝鮮人労務者逃走手配の件	慶尚南道	釜山府	26歳(T5)	樺太
16/07/21	豊高鮮秘第199号	団体移入朝鮮人労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	達城郡	27歳	樺太
16/07/21	豊高鮮秘第199号	団体移入朝鮮人労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	達城郡	28歳	樺太
16/07/21	豊高鮮秘第200号	朝鮮人労務者逃走手配の件	慶尚南道	釜山府	32歳(M43)	樺太
16/07/21	豊高鮮秘第199号	団体移入朝鮮人労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	達城郡	32歳	樺太
16/07/21	豊高鮮秘第199号	団体移入朝鮮人労務者逃走手配に関する件	全羅南道	元陽郡	35歳	樺太
16/07/25	豊高鮮秘第211号	半島募集労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	慶山郡	20歳(T11)	樺太
16/07/25	豊高鮮秘第211号	半島募集労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	慶山郡	20歳(T11)	樺太
16/07/25	豊高鮮秘第212号	募集朝鮮人労務者の逃走に関する件	慶尚南道	峽川郡	22歳(T9)	樺太
16/07/25	豊高鮮秘第212号	募集朝鮮人労務者の逃走に関する件	慶尚南道	峽川郡	22歳(T9)	樺太
16/07/25	豊高鮮秘第211号	半島募集労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	慶山郡	23歳(T8)	樺太
16/07/25	豊高鮮秘第212号	募集朝鮮人労務者の逃走に関する件	慶尚南道	峽川郡	24歳(T7)	樺太
16/07/25	豊高鮮秘第212号	募集朝鮮人労務者の逃走に関する件	慶尚南道	峽川郡	26歳(T5)	樺太
16/07/25	豊高鮮秘第212号	募集朝鮮人労務者の逃走に関する件	慶尚南道	峽川郡	36歳(M39)	樺太
16/07/28	豊高鮮秘第217号	朝鮮人労務者逃走手配に関する件	京畿道	龍仁郡	23歳	樺太
16/07/28	豊高鮮秘第216号	朝鮮移住労務者逃走手配に関する件	全羅北道	井邑郡	23歳(T8)	樺太
16/07/28	豊高鮮秘第216号	朝鮮移住労務者逃走手配に関する件	全羅北道	井邑郡	23歳(T8)	樺太
16/07/28	豊高鮮秘第216号	朝鮮移住労務者逃走手配に関する件	全羅北道	井邑郡	23歳(T8)	樺太
16/07/28	豊高鮮秘第216号	朝鮮移住労務者逃走手配に関する件	全羅北道	井邑郡	24歳(T7)	樺太
16/07/28	豊高鮮秘第216号	朝鮮移住労務者逃走手配に関する件	全羅北道	井邑郡	30歳(M45)	樺太
16/07/28	豊高鮮秘第214号	特要鮮人手配の件	咸鏡南道	高原郡	30歳(T1)	東京
16/07/28	豊高鮮秘第216号	朝鮮移住労務者逃走手配に関する件	忠清南道	牙山郡	31歳(M44)	樺太
16/07/28	豊高鮮秘第216号	朝鮮移住労務者逃走手配に関する件	忠清南道	籠川郡	34歳(M41)	樺太
16/07/28	豊高鮮秘第216号	朝鮮移住労務者逃走手配に関する件	全羅南道	譚陽郡	37歳(M38)	樺太
16/07/28	豊高鮮秘第214号	特要鮮人手配の件	黄海道	海州郡	42歳(M33)	東京
16/07/28	豊高鮮秘第214号	特要鮮人手配の件	京畿道		無記入	東京
16/07/31	豊高鮮秘第236号	団体募集朝鮮人労務者逃走手配の件	慶尚南道	蔚山郡	20歳	樺太
16/07/31	豊高鮮秘第236号	団体募集朝鮮人労務者逃走手配の件	慶尚南道	蔚山郡	25歳(T6)	樺太
16/07/31	豊高鮮秘第237号	朝鮮人労務者逃走手配の件	慶尚北道	星州郡	28歳	樺太
16/08/06	豊高鮮秘第240号	団体移住朝鮮人労務者逃走手配の件	慶尚北道	慶山郡	20歳	樺太

無記入	
無記入	種痘未済とあり。
無記入	
無記入	種痘未済とあり。
無記入	
無記入	種痘未済とあり。
無記入	種痘未済とあり。 樺太山脈山麓で、夏季罌粟(ケシー著者注)の密栽培、冬季密猟をする朝鮮人の調査依頼。防諜及び防共のため
無記入	
無記入	
内地語稍通ず	16年7月2日午後1時頃逃走。
無記入	16年7月2日午後1時頃逃走。
無記入	16年7月4日午後1時頃逃走。
無記入	16年6月26日午後9時友人宅に行くと呼称し逃走。
無記入	16年6月26日午後9時友人宅に行くと呼称し逃走。
無記入	16年6月26日午後9時友人宅に行くと呼称し逃走。
内地語稍通ず	不足金36円
内地語稍通ず	6円
内地語稍通ず	過上金4円
無記入	16年7月8日午後10時頃逃走。
無記入	16年7月8日午後10時頃逃走。
無記入	16年7月8日午後10時頃逃走。
無記入	16年7月2日逃走。
邦語稍解す	16年7月11日逃走。
邦語稍解す	16年7月11日逃走。
邦語不解	16年7月11日逃走。
邦語稍解す	16年7月14日午後7時頃無断外出のまま逃走。
邦語少々解す	16年7月11日逃走。
邦語不解	16年7月11日逃走。
無記入	
邦語稍解す	16年7月14日午後7時頃無断外出のまま逃走。
邦語稍解す	16年7月14日午後7時頃無断外出のまま逃走。
無記入	16年7月12日逃走。前借金Aより120円。同僚より80円位。
邦語不解	16年7月11日逃走。
邦語巧み	募集人夫にあらず
国語稍解す	16年7月17日午後1時日用品を買うと呼称し逃走。立回り先:大阪方面
国語を解す	16年7月17日午後1時日用品を買うと呼称し逃走。立回り先:大阪方面
無記入	16年7月13日逃走。
無記入	16年7月13日逃走。
無記入	16年7月17日午後1時日用品を買うと呼称し逃走。立回り先:大阪方面
日本語達者	16年7月13日逃走。
無記入	16年7月13日逃走。
無記入	16年7月13日逃走。
無記入	16年7月18日午後4時無断外出のまま逃走。
稍解す	16年7月12日頃逃走。
稍解す	16年7月12日頃逃走。
稍解す	16年7月15日頃逃走。
解す	16年7月12日頃逃走。
解せず	16年7月14日頃逃走。
無記入	共産主義を信奉し治安維持法で起訴。
解す	16年7月10日頃逃走。
解せず	16年7月10日頃逃走。
解せず	16年7月9日頃逃走。
無記入	無断で本籍地に帰郷。元東京府社会課雇
無記入	
国語を解せず	16年7月18日逃走。
国語を解せず	16年7月18日逃走。
無記入	16年7月7日逃走。20円踏倒し。立回り先:**町**組又は**村**組方面
国語解す	16年7月20日逃走。

国語解す	16年7月20日逃走。
国語解す	16年7月20日逃走。
国語解す	16年7月20日逃走。
	16年7月25日手配、26日発見。前途を悔い本名帰寮したる。
無記入	16年7月24日逃走。負債17円70銭。
無記入	16年7月24日逃走。負債27円40銭。
無記入	16年7月24日逃走。負債22円70銭。
無記入	16年7月24日逃走。負債16円18銭。
無記入	16年8月3日逃走。会員番号***
無記入	16年8月3日逃走。午前3時頃
無記入	16年8月16日逃走。会員章**号
無記入	16年8月17日逃走。会員章**号
無記入	16年8月17日逃走。会員章**号
無記入	16年8月17日逃走。会員章**号
無記入	16年7月30日逃走。
無記入	16年7月30日逃走。
邦語半解	16年8月17日3時頃逃走。
	16年8月24日発見。炭山**組飯場に委託強制労働を実施し精神的訓練に質し動静視察中
	16年8月24日発見。炭山**組飯場に委託強制労働を実施し精神的訓練に質し動静視察中
	16年8月24日発見。炭山**組飯場に委託強制労働を実施し精神的訓練に質し動静視察中
無記入	16年8月3日午前2時逃走。
無記入	16年8月3日午前2時逃走。
内地語通ぜず	叔父からの搜索願。所持金約5円。
国語解す	16年8月28日逃走。**駅より上車、**へ
国語不解	16年8月28日逃走。
国語不解	16年8月28日逃走。
無記入	16年8月20日逃走。同僚に大泊に移住すると洩らしたることあり
平易な国語解す	16年8月24日午後9時頃逃走。会員章***号
国語解す	16年8月24日午後9時頃逃走。会員章***号
平易な国語解す	16年8月24日午後9時頃逃走。会員章***号
国語解す	16年8月24日午後9時頃逃走。会員章***号
平易な国語解す	16年8月24日午後9時頃逃走。会員章***号
無記入	16年8月18日午後3時逃走。
無記入	16年8月18日午後3時逃走。
無記入	16年8月27日午前9時頃逃走。
平易な国語解す	16年8月24日午後9時頃逃走。会員章***号
平易な国語解す	16年8月24日午後9時頃逃走。会員章***号
無記入	16年8月18日午後3時逃走。
無記入	16年8月18日午後3時逃走。
無記入	16年5月23日午後7時頃逃走。
無記入	16年7月29日午前8時頃逃走。
無記入	16年8月18日午後3時逃走。
無記入	16年7月29日午前8時頃逃走。
無記入	16年8月18日午後3時逃走。
無記入	16年8月27日午前9時頃逃走。
無記入	16年8月18日逃走。
無記入	16年8月16日逃走。
無記入	16年8月26日逃走。
無記入	16年8月18日逃走。
無記入	16年8月26日逃走。
無記入	16年6月12日逃走。
内地語稍解す	16年6月16日逃走。
国語不解	16年6月23日逃走。
無記入	16年7月5日午後2時逃走。
無記入	16年7月5日午後9時逃走。
無記入	16年7月4日逃走。
無記入	16年7月8日逃走。
無記入	16年6月15日逃走。
国語を解せず	16年6月19日逃走。
国語解せず	16年6月23日逃走。
国語解せず	16年6月23日逃走。
無記入	16年6月23日午後11時頃逃走。
無記入	16年7月7日逃走。
国語解す	16年6月23日逃走。
無記入	16年6月15日逃走。
無記入	16年6月15日逃走。
無記入	16年6月22日逃走。
国語解す	16年6月22日逃走。
国語を解せず	16年6月19日逃走。
無記入	16年7月4日逃走。

無記入	16年6月15日逃走。
国語を解せず	16年6月19日逃走。
国語解せず	16年6月23日逃走。
無記入	16年7月8日逃走。
無記入	15年2月20日逃走。一時帰鮮証明書を取り戻すこと。
無記入	16年6月22日逃走。
国語を解せず	16年6月19日逃走。
無記入	16年7月7日逃走。
国語を解す	16年6月19日逃走。
国語不解	16年6月23日逃走。
無記入	16年7月5日逃走。
無記入	16年7月8日逃走。
無記入	16年7月6日午後2時逃走。
国語不解	16年6月23日逃走。
無記入	15年2月20日逃走。一時帰鮮証明書を取り戻すこと。
無記入	16年7月6日逃走。
国語を解す	16年6月19日逃走。
国語を解す	16年6月19日逃走。
無記入	16年7月1日午前9時逃走。
国語解せず	16年7月25日逃走。
国語不解	16年6月23日逃走。
国語不解	16年6月23日逃走。
無記入	16年7月7日逃走。
国語不解	16年6月23日逃走。
国語を解せず	16年6月19日逃走。
無記入	16年7月7日逃走。会員章***号
無記入	16年6月16日逃走。
国語を解す	16年6月19日逃走。
国語を解す	16年6月19日逃走。
無記入	16年8月23日午後8時頃逃走。
国語解せず	16年8月7日逃走
国語解せず	16年8月7日逃走
国語解せず	16年9月2日逃走。
無記入	16年8月16日午後2時頃
無記入	16年8月23日午後8時頃逃走。
無記入	16年7月30日午後6時頃逃走。
無記入	16年9月1日逃走。
無記入	16年8月7日逃走
無記入	16年7月30日午後6時頃逃走。
無記入	16年8月7日逃走
無記入	16年8月23日午後9時頃逃走。
無記入	16年7月14日午後5時頃逃走。
無記入	16年8月23日午後8時頃逃走。
無記入	16年8月18日午後6時頃逃走。
国語に通ず	16年7月14日午後5時頃逃走。
無記入	16年8月23日午後8時頃逃走。
国語を解せず	16年8月7日逃走
無記入	16年8月7日逃走
国語不解	16年6月4日逃走。
国語を解せず	16年6月4日逃走。
国語を解せず	16年6月4日逃走。
国語不解	16年6月4日逃走。
国語を解せず	16年6月4日逃走。
国語を解せず	16年6月4日逃走。
内地語解す	16年8月18日午後2時頃、同僚から40円、時価40円の自転車を窃盗す。
国語を解す	16年8月26日逃走。
無記入	16年9月20日逃走。会員章***
無記入	16年9月20日逃走。会員章***
無記入	16年9月27日逃走。会員章****号
無記入	16年9月27日逃走。会員章***号
国語不通	16年9月14日逃走。
国語不通	16年9月14日逃走。
国語解す	16年9月14日逃走。
国語不通	16年9月14日逃走。
国語不解	16年9月5日逃走。
国語不解	16年9月5日逃走。
無記入	16年9月10日逃走。
無記入	16年9月10日逃走。
無記入	16年9月10日逃走。
国語解す	16年9月14日逃走。
国語不解	16年9月18日逃走。
国語不解	16年9月5日逃走。
無記入	16年9月8日逃走。

16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	忠清南道	燕岐郡	22歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	忠清南道	燕岐郡	22歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	峽川郡	23歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	峽川郡	23歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	忠清南道	論山郡	23歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚北道	慶山郡	25歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	峽川郡	26歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	居昌郡	27歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	居昌郡	27歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚北道	慶山郡	27歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	居昌郡	28歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚北道	達城郡	28歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚北道	星州郡	28歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚北道	聞慶郡	28歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	全羅北道	井邑郡	29歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	忠清南道	燕岐郡	29歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	忠清北道	永同郡	30歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	居昌郡	31歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	峽川郡	33歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚北道	慶山郡	33歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	峽川郡	34歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	峽川郡	36歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	忠清南道	燕岐郡	36歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	全羅南道	済州島郡	37歳	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	忠清北道	槐山郡	無記入	樺太
16/10/11	豊高鮮秘第405号	団体移住鮮人労務者逃走手配	忠清南道	論山郡	無記入	樺太
16/10/13	豊高鮮秘第408号	脱船鮮人船員手配に関する件	黄海道	殷栗郡	15歳	兵庫県
16/10/13	豊高鮮秘第409号	脱船朝鮮人船員手配に関する件	全羅南道	済州島	24歳	樺太(行き先)
16/10/18	豊高鮮秘第413号	所在捜査に関する件	慶尚北道	義城郡	17歳	樺太
16/10/22	豊高鮮秘第416号	団体移住鮮人労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	慶山郡	22歳(T9)	樺太
16/10/22	豊高鮮秘第416号	団体移住鮮人労務者逃走手配に関する件	慶尚北道	慶山郡	27歳(T4)	樺太
16/10/28	豊高鮮秘第428号	団体移住朝鮮人逃走手配	慶尚南道	昌原郡	21歳	樺太
16/10/28	豊高鮮秘第428号	団体移住朝鮮人逃走手配	全羅南道	咸平郡	25歳	東京
16/10/28	豊高鮮秘第428号	団体移住朝鮮人逃走手配	慶尚南道	昌原郡	27歳	樺太
16/10/28	豊高鮮秘第428号	団体移住朝鮮人逃走手配	不明	不明	30歳	樺太
16/10/28	豊高鮮秘第428号	団体移住朝鮮人逃走手配	慶尚北道	永川郡	39歳	樺太
16/11/12	豊高鮮秘第441号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	蔚山郡	17歳	樺太
16/11/12	豊高鮮秘第441号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	蔚山郡	22歳	樺太
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	咸陽郡	17歳	兵庫県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	昌寧郡	19歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	咸陽郡	19歳	樺太
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	峽川郡	19歳	兵庫県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	咸陽郡	19歳	兵庫県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	峽川郡	20歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	昌寧郡	20歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	山清郡	20歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	山清郡	20歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	咸安郡	20歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	南海郡	20歳	兵庫県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	咸陽郡	20歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	咸陽郡	20歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	河東郡	20歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	峽川郡	20歳	兵庫県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	咸陽郡	20歳	兵庫県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	南海郡	20歳	山梨県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	山清郡	21歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	咸陽郡	21歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚北道	善山郡	21歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労務者逃走手配	全羅南道	光山郡	21歳	樺太
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	南海郡	21歳	兵庫県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	昌寧郡	22歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	咸陽郡	22歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労務者逃走手配	全羅南道	宝城郡	22歳	樺太
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	咸安郡	22歳	新潟県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	峽川郡	22歳	兵庫県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	峽川郡	22歳	兵庫県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	咸陽郡	22歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第470号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	慶洲郡	23歳	樺太
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	固城郡	23歳	新潟県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	咸安郡	23歳	新潟県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	山清郡	23歳	兵庫県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労務者逃走手配	慶尚南道	山清郡	24歳	岩手県

国語解す	16年8月23日逃走。
国語解せず	16年8月23日逃走。
無記入	16年9月10日逃走。
無記入	16年9月10日逃走。
国語を解せず	16年9月18日逃走。
国語不通	16年9月14日逃走。
無記入	16年9月10日逃走。
無記入	16年9月8日逃走。
無記入	16年9月8日逃走。
国語不解	16年9月14日逃走。
無記入	16年9月8日逃走。
国語不解	16年9月18日逃走。
国語不解	16年9月18日逃走。
国語不解	16年9月18日逃走。
無記入	16年9月5日逃走。
無記入	16年8月23日逃走。
国語不解	16年9月14日逃走。
無記入	16年9月8日逃走。
無記入	16年9月10日逃走。
国語不通	16年9月14日逃走。
無記入	16年9月10日逃走。
無記入	16年9月10日逃走。
無記入	16年9月18日逃走。
国語不解	16年9月5日逃走。
無記入	16年8月23日逃走。
無記入	16年9月18日逃走。
内地語に通す	16年9月8日逃走。東京港で映画を見るといって下船し、逃走。
無記入	16年9月1日逃走。神戸市で映画を見るといって下船。所持金30円くらい。
無記入	16年9月18日、実父の現金500円を持って、東京又は大阪方面に出奔。
平易なる国語を解す	16年10月16日逃走。
国語堪能	16年10月16日逃走。
無記入	19年9月20日逃走。
無記入	16年9月29日逃走。
無記入	19年9月20日逃走。
無記入	16年9月23日逃走。
無記入	19年9月20日逃走。
無記入	16年10月19日午後7時逃走。友人A、Bが斤幌及眞縫方面造林において就労中の模様。両名を迎え逃走せるか
無記入	16年10月19日午後8時逃走。友人A、Bが斤幌及眞縫方面造林において就労中の模様。両名を迎え逃走せるか
無記入	16年9月5日逃走。
内地語解す	16年9月19日午前11時頃逃走。
無記入	16年8月3日逃走。
無記入	16年8月1日逃走。
無記入	16年9月5日逃走。
国語解す	16年9月9日午前0時20分頃逃走。
内地語解す	16年9月19日午前11時頃逃走。
国語不解	16年9月19日午前3時頃逃走。
国語不解	16年9月19日午前3時頃逃走。
国語不解	16年9月19日午前7時頃逃走。
無記入	16年6月3日逃走。
無記入	16年8月5日逃走。
無記入	16年8月5日逃走。
無記入	16年8月6日逃走。
無記入	16年8月1日逃走。
無記入	16年9月5日逃走。
内地語巧みなり	16年9月20日午前5時から午前8時の間に逃走。
国語不解	16年9月8日午後8時逃走。
内地語解す	16年9月10日午前2時30分頃逃走。
無記入	16年9月8日午後8時逃走。
無記入	16年9月28日逃走。
無記入	16年7月17日逃走。
内地語解す	16年9月19日午前11時頃逃走。
国語を解す	16年9月16日午後6時頃逃走。
無記入	16年9月6日逃走。
無記入	16年9月3日午前10時頃逃走。
無記入	16年8月1日逃走。
無記入	16年8月1日逃走。
国語不解	16年9月19日午前2時頃逃走。
国語解せず	16年9月3日午前11時頃逃走。
無記入	16年9月27日午前5時30分頃逃走。
無記入	16年9月3日午前10時頃逃走。
無記入	16年8月1日午前8時逃走。妻子4名で逃走(長女)
国語稍解す	16年9月19日午前2時頃逃走。

16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	咸陽郡	24歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	昌寧郡	24歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	咸陽郡	25歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	南海郡	25歳	兵庫県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	固城郡	25歳	樺太
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	固城郡	25歳	新潟県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	居昌郡	26歳	秋田県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	山清郡	26歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	河東郡	26歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	咸安郡	26歳	新潟県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	山清郡	26歳	兵庫県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	固城郡	26歳	和歌山県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	昌寧郡	27歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労働者逃走手配	全羅南道	長興郡	27歳	釜山
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	南海郡	27歳	兵庫県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	南海郡	28歳	兵庫県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	咸陽郡	28歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	昌寧郡	29歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第470号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	蔚山郡	29歳	樺太
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	南海郡	29歳	兵庫県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	居昌郡	30歳	秋田県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	南海郡	31歳	兵庫県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	南海郡	31歳	兵庫県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	南海郡	32歳	兵庫県
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労働者逃走手配	全羅南道	長興郡	33歳	釜山
16/11/15	豊高鮮秘第472号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	南海郡	35歳	兵庫県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	固城郡	35歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	咸安郡	36歳	新潟県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	河東郡	37歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	山清郡	37歳	兵庫県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	昌原郡	40歳	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	咸陽郡	無記入	岩手県
16/11/15	豊高鮮秘第469号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	山清郡	無記入	兵庫県
16/11/22	豊高鮮秘第480号	団体鮮人労働者逃走手配の件	忠清北道	清州郡	無記入	樺太
16/11/7	豊高鮮秘第436号	朝鮮人労働者逃走手配の件	忠清北道	報恩郡	22歳	樺太
16/12/02	豊高鮮秘第486号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚北道	慶洲郡	19歳	樺太
16/12/02	豊高鮮秘第486号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	蔚山郡	21歳	樺太
16/12/02	豊高鮮秘第486号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	蔚山郡	21歳	樺太
16/12/02	豊高鮮秘第486号	団体移住鮮人労働者逃走手配	慶尚南道	蔚山郡	22歳	樺太
16/12/03	豊高鮮秘第488号	朝鮮人の妻家出手配方の件	慶尚南道	固城郡	21歳	青森県
16/12/03	豊高鮮秘第487号	東亜聯盟協会より依頼状郵送に関する件	慶尚北道	金泉郡	無記入	京都
16/12/03	豊協第708号	貧困者調査の件				
16/12/05	豊高鮮秘第492号	脱尾逃走不良朝鮮人手配の件	慶尚北道	軍威郡	30歳	乗組員
16/12/08	豊高外秘第21号	募集移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚北道	慶山郡	19歳(T12)	樺太
16/12/08	豊高外秘第21号	募集移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚北道	慶山郡	22歳(T9)	樺太
16/12/08	豊高外秘第21号	募集移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚北道	慶山郡	23歳(T8)	樺太
16/12/08	豊高外秘第21号	募集移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚北道	慶山郡	24歳(T7)	樺太
16/12/08	豊高外秘第21号	募集移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚北道	慶山郡	25歳(T6)	樺太
16/12/08	豊高外秘第21号	募集移住朝鮮人労働者逃走手配の件	慶尚北道	星州郡	26歳(T5)	樺太
16/12/11	豊高鮮秘第498号	団体移住鮮人労働者逃走手配の件	慶尚北道	迎日郡	22歳	樺太
16/12/15	豊高鮮秘第526号	要注意鮮人手配に関する件	咸鏡北道	茂山郡	35歳	咸鏡北道
16/12/17	豊高鮮秘第527号	「結讞兄弟相互会」結成に関する件	無記入	無記入	48歳	樺太
16/12/18	豊高鮮秘第529号	鮮人用視察仁名簿削除方の件				判読不能
16/12/30	豊高鮮秘第560号	不正渡航者に関する件	平安南道	江西郡	19歳	不定
判読不能	判読不能	団体移住鮮人労働者逃走手配方の件	判読不能	判読不能	26歳(T5)	樺太
判読不能	判読不能	団体移住鮮人労働者逃走手配方の件	忠清南道	燕岐郡	27歳(T4)	樺太
判読不能	判読不能	団体移住鮮人労働者逃走手配方の件	忠清南道	燕岐郡	30歳(T1)	樺太

国語不解	16年9月19日午前2時頃逃走。
内地語解す	16年9月10日午前2時30分頃逃走。
国語を解す	16年9月21日午前3時頃逃走。
無記入	16年6月5日逃走。
無記入	16年9月27日午前7時30分頃逃走。
無記入	16年9月26日午前2時30分頃逃走。
国語不解	16年9月20日午前5時から午前8時の間に逃走。
国語稍解す	16年9月19日午前2時頃逃走。
無記入	16年8月4日逃走。
無記入	16年9月3日午前10時頃逃走。
無記入	16年8月1日午前8時逃走。妻子4名で逃走(妻)
国語解せず	16年9月5日逃走。
無記入	16年9月16日午後6時頃逃走。
無記入	16年9月20日午前5時から午前8時の間に逃走。所持金30円
国語不解	16年8月15日逃走。
無記入	16年8月5日逃走。
無記入	16年8月5日逃走。
無記入	16年9月17日午前4時頃逃走。
国語解せず	16年9月3日午前11時頃逃走。現金50円所持
無記入	16年9月2日逃走。
無記入	16年9月20日午前5時から午前8時の間に逃走。
無記入	16年8月16日逃走。
無記入	16年9月2日逃走。
無記入	16年9月5日逃走。
無記入	16年9月20日午前5時から午前8時の間に逃走。
無記入	16年7月16日逃走。
稍内地語解す。	16年9月9日午前2時頃逃走。
無記入	16年11月4日逃走。
無記入	16年8月4日逃走。
無記入	16年8月1日午前8時逃走。妻子4名で逃走(夫)
内地語巧みなり	16年9月9日午前2時頃逃走。
国語解す	16年9月9日午前0時20分頃逃走。
無記入	16年8月1日午前8時逃走。妻子4名で逃走(次男)
内地語巧みなり	16年11月2日逃走。
国語を解す	16年8月26日逃走。
内地語を解す	16年11月18日午前2時頃逃走。
無記入	16年11月18日午前2時頃逃走。
無記入	16年11月19日午後11時頃逃走。
無記入	16年11月18日午前2時頃逃走。
無記入	16年10月25日家出。出稼ぎ中に現金400円貯金20円を持って、慶尚南道出身某と駆落ちする。
無記入	朝鮮人解放運動を企画、管下協和会大会などにも郵便を送ってこないか注意せよ。 会員にして救護救療を要すると認めるものを調査し報告する旨、協会会長より通牒。
無記入	16年11月25日、尾行中に所在不明となる。
無記入	16年11月24日午後2時買い物に行くと呼称し、逃走。負債85円
無記入	16年11月24日午後2時買い物に行くと呼称し、逃走。負債45円
無記入	16年11月24日午後2時買い物に行くと呼称し、逃走。負債45円。所持金200円位
無記入	16年11月15日逃走。
無記入	
無記入	朝鮮人の自主的団体の結成の裏には何者かの趣意となるところがあるので、解体させ動向及び裏面策動に対する視察と取締りをしなさい。
無記入	父病気のため再渡航できなくなったので、名簿削除するよう。
無記入	鉱業所(樺太)に居住する兄に頼み、一時帰鮮証明書を手に入れ、不正に渡航しようとした。
国語解せず	
無記入	
無記入	

平成 14 年度～平成 15 年度
文部科学省科学研究費補助金 B(1)
研究成果報告書 課題番号 14401015

ロシア・サハリンにおける
日本植民地遺産と朝鮮人に関する緊急調査研究

発行日 平成 16 年 3 月 31 日

発行者 崔 吉城 (広島大学総合科学部)
発行所 広島大学総合科学部広域文化研究講座
広島県東広島市鏡山 1-7-1
印刷所 株式会社ニシキプリント